

人口増強興亞の基

# 人口問題研究

第四卷 第七號

昭和十八年七月刊行

### 調査研究

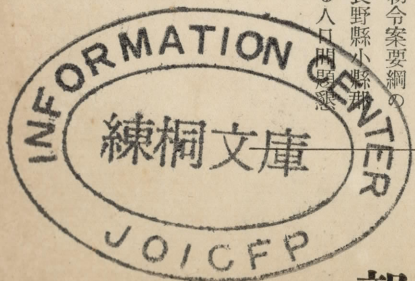
結婚持續期間より見たる子女數別夫婦の分布……………岡崎文規(一)  
本邦死産率に關する統計的研究 第一報……………金子章(一一)

### 彙報

大東亞の諸國家諸民族に對する施策方針に關する東條首相の議會聲明——地方行政刷新強化方策要綱の閣議決定——工場就業時間制限令廢止の件公布——勞務調整令中改正の件公布——賃金統制令中改正の件公布——賃金統制令施行規則に關する厚生省告示——國民勤勞報國協力令中改正の件公布——工場法戰時特例の公布——工場法戰時特例施行規則の公布——工場法施行規則中改正の件公布——鑛夫就業扶助規則中改正の件公布——關東州勞務調整令の公布——國民職業能力申告令中改正の件公布——勤勞顯功章令改正の件公布——勞務動態調査規則中改正の件公布——國民服制式特例の件公布——民族研究所官制中改正の件公布——食糧管理法施行規則中改正の件公布——外地に於ける米穀の生産獎勵に關する法律の公布——食糧増産に對する青少年學徒の勤勞動員に關する次官通牒——學徒戰時動員體制確立要綱の決定——統制會に對する勤勞行政部面の一部委讓に關する勅令案要綱の決定——日滿農政研究會の滿洲開拓第二次五ヶ年計畫に關する希望決議——長野縣小縣郡神科村の結婚斡旋制度——財團法人人口問題研究會の富山、福井兩市に於ける人口問題研究會並に同講演會の開催

### 文獻

邦文人口問題關係文獻(三八)



厚生省研究會

人口民族部

# 人口問題研究

## 第四卷 第七號

### 調査研究

#### 結婚持續期間より見たる子女

#### 數別夫婦の分布

岡崎 文規

本誌第一卷第七號「出産力調査速報特輯號」において、「出産力調査」の結果を概説し、そのなかで、結婚持續期間別による一夫婦當り平均出生兒數についても、相當に詳細なる報告をしておいた。

いま、觀點をかへて、「出産力調査」の結果に基いて、結婚持續期間より見たる子女數別夫婦の分布を観察しようとおもふ。これは結婚持續期間の

結婚持續期間より見たる子女數別夫婦の分布

經過するにつれて、子女數別に夫婦の分布してゐる状態を明らかにすることを目的としてゐる。例へば或一團の夫婦について、結婚後一年には、その幾割は無子夫婦であり、またその幾割は一子をもつ夫婦であるが、結婚後二年には、その幾割は無子夫婦、その幾割は一子をもつ夫婦、その幾割は二子をもつ夫婦であるかを明らかにしようといふのである。

しかし、この場合、夫婦の出産力は結婚年齢特に妻の結婚年齢によつて著しく差等があるから、妻の結婚年齢が同一である夫婦の一團を選択することは望ましい。そこで、私は妻の初婚年齢二十二歳の夫婦と二十五歳の夫婦とを選び出すことにした。何故に妻の初婚年齢の異なる二つの夫婦の集團を選定したかといへば、最近における妻の平均結婚年齢は約二十五歳であるが、この集團の夫婦における子女數別夫婦の分布は、結婚持續期間の經過につれて、如何なる状態を示すものであるか、また「人口政策確立要綱」において要望せられてゐる如く、結婚年齢を三年早めて、妻の平均結婚年齢が約二十二歳に低下した場合、子女數別夫婦の分布は、結婚持續期間の經過につれて、如何なる状態を示すものであるかを比較対照しようとして考へたからである。

次に結婚持續期間は妻の妊娠能力が一般に停止すると考へられる年齢例へば四十四、五歳までにすると、家族の大きい、その極限を観察することが出来て甚だ好都合であるが、妻の年齢が未だ四十四、五歳に達せざる夫婦をすべ

て除外することとなり、觀察數は著しく少くなるから、こゝでは結婚持續期間十五年の夫婦をとることとした。従つて妻の初婚年齢二十二歳の夫婦については、妻の年齢は三十七歳、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦については、妻の年齢は四十歳に達したものが觀察の對象となつてゐる。

この二つの條件の下に、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦は七百四十四組、

妻の初婚年齢二十五歳の夫婦は二百七組であつて、これが觀察對象である。まづ第一に、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦七百四十四組につき、結婚持續期間の経過につれて、子女數別夫婦の分布を示すと、左の第一表の如くである。

第一表 妻の初婚年齢二十二歳の夫婦に於ける結婚經過年數より見たる子女數別夫婦の分布

經過年數	出生兒數										
	零	一兒	二兒	三兒	四兒	五兒	六兒	七兒	八兒	九兒	合計
一年	零	六一七	二二七	三〇五	一						七四四
二年	二一七	五〇五	二二	〇・一三							七四四
三年	一一三	五〇三	一二六	二							七四四
四年	八〇	三二七	三二一	二六							七四四
五年	五九	二〇二	三八三	九七	三						七四四
六年	四七	一三五	三三三	二一四	二四						七四四
七年	四二	九四	二四九	二八五	七一						七四四
八年	三二	八〇	一八一	二八七	一四八	一五					七四四
九年	二八	六三	一三九	二五九	二〇六	四四					七四四
一〇年	二八	五五	一〇九	二〇四	二四〇	九三					七四四
一年	二七	四六	八八	一五八	一三六	一五〇					七四四
二年	二七	七三九	一四・六五	二七・四二	三三・二六	一一・五〇					七四四
三年	二七	六・一八	一一・八三	二二・三四	三二・七三	二〇・一六					七四四
四年	二七	四・一八	一一・八三	二二・三四	三二・七三	二〇・一六					七四四
五年	二七	三・一八	一一・八三	二二・三四	三二・七三	二〇・一六					七四四
六年	二七	二・一八	一一・八三	二二・三四	三二・七三	二〇・一六					七四四
七年	二七	一・一八	一一・八三	二二・三四	三二・七三	二〇・一六					七四四
八年	二七	〇・一八	一一・八三	二二・三四	三二・七三	二〇・一六					七四四
九年	二七	〇・一八	一一・八三	二二・三四	三二・七三	二〇・一六					七四四
一〇年	二七	〇・一八	一一・八三	二二・三四	三二・七三	二〇・一六					七四四

年	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
一二年	二七	四三	六八	一三五	二一九	一六七	七〇	一一	四	七四四
一三年	三五	五七八	九一四	一八一五	二九四四	三三四五	九四一	一四八	〇・五四	一〇〇・〇〇
一四年	三五	三九	五九	一一九	一八七	一七七	一一〇	二二	五	七四四
一五年	三四	三三六	七九三	一五・九九	二五・三三	三三・七九	一四・七八	二・九六	〇・六七	一〇〇・〇〇
一五年	三四	三三六	五二	一〇・一	一五三	一八四	一三〇	四九	一一	一〇〇・〇〇
一五年	三四	三三六	六九九	一三・五八	二〇・五六	二四・七三	一七・四七	六・五九	一・四八	一〇〇・〇〇
一五年	三四	三三六	四七	八六	一三六	一六七	一五三	八一	一三	一〇〇・〇〇
一五年	三四	三三六	六・三二	一一・五六	一八・二八	二三・四五	二〇・五六	一〇・八九	一・七五	〇・六七
一五年	三四	三三六	四三	八六	一三六	一六七	一五三	八一	一三	七四四

右の表でみると、結婚持続期間一年では、夫婦の約七割は無子であり、その約三割は一兒をもつてゐる。結婚持続期間二年では、一兒をもつ夫婦の割合は全體の約六割八分を占めて、最高位にあり、無子の夫婦は全體の約二割九分に激減してゐる。またその比率は尙僅少ではあるが二兒又は三兒をもつ夫婦もないではない。結婚持続期間二年にして三兒をもつ夫婦は、雙生兒を出産したのか、或は一月と十二月といふ風に一箇年に二回の出産があつたのかは明らかではないが、兎も角、七百四十四組の夫婦のうち、一組の夫婦は三兒をもつてゐるのである。

結婚持続期間三年では、結婚持続期間二年の場合と同様、一兒をもつ夫婦が最も多く、全體の約六割七分を占めてゐる。そして二兒をもつ夫婦の割合も著しく増加して、全體の約一割七分に達し、無子夫婦の約一割五分よりもやゝ上位にある。

結婚持続期間四年では、一兒をもつ夫婦の割合は依然として第一位を占めてゐるが、前年の六割七分に較べて、約四割四分に低下してゐる。これに反して二兒をもつ夫婦は全體の約四割二分に激増してゐる。また無子の夫婦は約一割に過ぎない。要するに結婚持続期間四年では、一兒をもつ夫婦と二兒をもつ夫婦とはほぼ同一の割合であつて、いづれも全體の四割以

結婚持続期間より見たる子女數別夫婦の分布

上に達してゐる。結婚持続期間が五年になると、二兒をもつ夫婦の割合は最も多く、全體の半數以上を占めてゐる。そして無子の夫婦および一兒をもつ夫婦の割合は次第に減少するに反して、三兒をもつ夫婦の割合は著しく増加して、全體の約一割三分に達してゐる。

これと全く同様の傾向は、結婚持続期間六年でもみられるのであるが、三兒をもつ夫婦の割合はいよゝ増加して、全體の約二割九分に達してゐる。すなはち全體の夫婦の約四割は二兒を、約三割は三子をもつてゐるのである。

結婚持続期間七年では、三兒をもつ夫婦の割合は最も多く、全體の約三割八分を、これに次いで二兒をもつ夫婦の約三割三分、一兒をもつ夫婦の約一割三分、四兒をもつ夫婦の約一割といふ順序であつて、無子の夫婦は僅か五分六厘に過ぎない。

結婚持続期間八年および九年では、三兒をもつ夫婦の割合は最高であるが、二兒をもつ夫婦の割合に較べて、三子をもつ夫婦の割合は次第に増加し、結婚持続期間十年では、四兒をもつ夫婦の割合が最も多く、全體の約三割二分を占めてゐる。これに次いで三兒をもつ夫婦の割合は約二割七分





結婚持續期間十年では、四兒をもつ夫婦は最も多く、全體の二割六分を占めてゐる。これに次いで三兒をもつ夫婦の二割三分、無子の夫婦および一兒をもつ夫婦の一割四分、二兒をもつ夫婦の約一割二分強といふ順序であり、こゝにおいて、初めて六兒をもつ夫婦が、二百七組の夫婦のうち、ただの一つであるが現はれてゐる。

結婚持續期間十一年乃至十二年では、結婚持續期間十年の場合と同様、四兒をもつ夫婦の割合は常に最高であるが、五兒をもつ夫婦の割合は次第に増加してゐる。結婚持續期間十四年乃至十五年では、五兒をもつ夫婦の割合は常に最高であり、六兒をもつ夫婦の割合も一割以上に達してゐる。そして七兒をもつ夫婦も、極めて僅少の割合であるが、現はれ來たつてゐる。

要するに無子の夫婦は、結婚持續期間一年では、全體の七割以上に達してゐるが、結婚持續期間の経過につれて、四年間は相當に著しき速度で減少してゐる。しかし五年を経過すると、その減少割合は著しくなつて、殊に結婚持續期間九年以降においては、無子の夫婦の割合は殆ど一定であるといつてよい。これで見ると、二十五歳で結婚した妻二百七人のうち、その八割は、結婚後五年間に、少くとも一兒を出産してゐるが、残りの二割の無子の夫婦は容易に生産力を發揮しないのである。そして結婚後十五年を経過しても、全體の一割二分は無子の夫婦として殘留してゐるのである。

次に結婚持續期間が二年になると、無子の夫婦が一兒をもつ者の割合が相當に多く、従つて一兒をもつ夫婦の割合は約六割に達する。結婚持續期間が三年になると、無子の夫婦が一兒をもつ夫婦の數よりも一兒をもつ夫婦で、更らに一兒を出産する夫婦の數の方が多から、前年に較べて一兒をもつ夫婦の割合はやや減少し、二兒をもつ夫婦の割合は著しく増加して

ゐる。結婚持續期間五年以降では、一兒をもつ夫婦の割合は次第に減少して、二兒、三兒或ひは四兒をもつ夫婦の割合が多くなつてゐるが、これは一兒をもつてゐた夫婦にして更に一兒を出産せる者、二兒をもつてゐた夫婦にして更に一兒を出産せる者が次第に増加してゐるからである。

以上で、第一表および第二表につき、結婚經過年數より見たる子女數別夫婦の分布を概説したのであるが、次に第一表と第二表とを比較して、若干の特異の點につき、説明を加へておきたい。

まづ第一に無子の夫婦の割合をみると、第一表においても、また第二表においても、結婚持續期間四、五年までは、相當に急速に低下し、その後の低下割合は次第に緩慢になつてゐる。しかし年次別に無子の夫婦の割合を比較してみると、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦は、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦よりも、遙かに高き無子率(全夫婦中、無子の夫婦の割合)を示してゐる。例へば結婚持續期間一年では、後者における無子の夫婦の割合は約六割九分であるが、前者における無子の夫婦の割合は約七割三分である。結婚持續期間五年では、後者における無子の夫婦の割合は一割以下であるが、前者においては尙二割二分の高率を示してゐる。その後における低減率は兩者ともいづれも緩慢ではあるが、結婚持續期間十五年では、後者における無子の夫婦の割合は僅か三分強に過ぎないに反して、前者における無子の夫婦の割合は尙一割二分に達してゐる。これによつてみると、妻の結婚年齢の高い夫婦にあつては、無子率は高いことがわかる。これは生理的原因によるものか、或ひは出産意欲の乏しいことに原因してゐるものであるかは斷定しがたいが、二十五歳乃至三十五歳といふ妻の年齢では、妊孕力が生理的に著しく減退してゐるものとも考へられないから、妻の結婚年齢の高き夫婦は出産意欲も比較的乏しいのではあるまいか。これは私

の想像であるが、一應は考へられることではないかとおもはれる。

もし結婚持続期間を考慮のほかに、妻の年齢からみると、妻の年齢二十六歳の夫婦では、妻の初婚年齢二十二歳の場合には、全體の約一割が無子の夫婦であり、約四割四分は一兒を、約四割二分は二兒を、そして三分強は三兒をもつてゐるに對して、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦の場合には、全體の七割以上が無子の夫婦であり、僅か二割七分が漸く一兒をもつてゐるに過ぎないのである。これによつてみると、結婚年齢の遅延は、人口増殖上、如何に好ましくないものであるかがわかる。

第二に、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦においては、結婚持続期間二年において、三兒をもつ夫婦さへあるが、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦においては、結婚持続期間四年にして、初めて三兒をもつ夫婦が現はれ來たつてゐるのである。また四兒をもつ夫婦は、妻の初婚年齢二十二歳の場合には、結婚持続期間五年にして現はれてゐるが、妻の初婚年齢二十五歳の場合には、これよりも一年おくれて、結婚持続期間六年にして初めて現はれてゐる。五兒をもつ夫婦は、妻の初婚年齢二十二歳の場合には、結婚持続期間六年にして現はれてゐるが、妻の初婚年齢二十五歳の場合には、結婚持続期間八年にして、初めて現はれることになつてゐる。また妻の初婚年齢二十二歳の場合には、結婚持続期間が十二年以上に達すると、七兒以上の子女をもつ夫婦もあるが、妻の初婚年齢二十五歳の場合には、結婚持続期間が十五年に達しても、七兒以上をもつ夫婦は皆無である。

最後に、結婚持続期間十年においては、二十二歳で結婚した妻は三十二歳に、二十五歳で結婚した妻は三十五歳になつてゐるが、その子女數別分布をみると、無子の夫婦は、前者において、全體の約三分八厘に過ぎないが、後者においては實に一割四分を占めてゐる。一兒をもつ夫婦は、前者

結婚持続期間より見たる子女數別夫婦の分布

において約七分四厘に過ぎないが、後者においては、一割四分に達してゐる。これで見ると、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦にあつては、無子或ひは一兒をもつ夫婦の割合は著しく高いことがわかる。これに反して二兒以上をもつ夫婦の割合は、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦において遙かに多く、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦においては、六兒以上をもつ者は殆ど皆無であるといつてよいが、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦においては、七兒をもつ者さへ現はれてゐる。

結婚持続期間十五年においても、これと全く同様の傾向がみられるのであつて、例へば無子の夫婦は、妻の初婚年齢二十二歳の場合には、全體の僅か約三分に過ぎないが、妻の初婚年齢二十五歳の場合には、尙一割二分の高率を示してゐる。一兒をもつ夫婦は、妻の初婚年齢二十二歳の場合には、全體の僅か約四分に過ぎないが、妻の初婚年齢二十五歳の場合には、一割五分以上に達してゐる。結婚持続期間が十五年になると、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦でも、二兒以上をもつ者の割合も相當に増加し、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦の場合に較べて大差ないが、これは六兒以上をもつ夫婦の割合は極めて小さいからである。すなはち妻の初婚年齢二十五歳の夫婦においては、無子又は一兒をもつ者の割合は比較的によく、二兒乃至五兒をもつ者の割合は、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦の場合とほぼ均しく、六兒以上をもつ者の割合は著しく少ない。これに反して、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦においては、無子或は一兒をもつ者の割合は著しく少なく、二兒乃至五兒をもつ者の割合は、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦の場合とほぼ均しく、六兒以上をもつ者の割合は相當に多くなつてゐる。

右に述べたところは、夫婦の出産力を子女數別に取扱つたものであつて、現實の家族の大いさとは一致するものではない。といふのは出生兒の死亡



危険を全く考慮に入れてゐないからである。もし結婚持続期間別に家族の大きさを明らかにせんとするならば、出生児の年齢別死亡危険を考慮に入れる必要がある、これを計算すれば、子女數別夫婦の分布は、前表と多少、異なる結果が得られるであらう。

妻の初婚年齢二十二歳の夫婦七百四十四人のうち、結婚持続期間一年にして、出産せる者は二百二十七であつて、双生児の出産なきものと假定すれば、出生兒數は二百二十七である。この出生児のうち、年齢別に異なる死亡率をもつて死亡するものがあり、第六回生命による年齢別死亡率に基き、十五年間の生存兒數を計算すると、次の第三表の如くである。

第三表

經過年數	生存兒數	經過年數	生存兒數
一 年	二二四	九 年	一九三
二 年	二〇六	十 年	一九二
三 年	二〇二	十一 年	一九二
四 年	一九九	十二 年	一九二
五 年	一九七	十三 年	一九二
六 年	一九六	十四 年	一九一
七 年	一九九	十五 年	一九〇
八 年	一九四		

右の表で明らかになく、二百二十七人の出生兒は、十五年間に三十七人は死亡し、生存兒數は百九十人と推算せられる。そして結婚持続期間一年における生存兒數は二百十四人であつて、これを七百四十四組の夫婦數で割ると、一夫婦當り平均子女數は〇・二九となる。

また結婚持続期間二年にして出生せる子女の合計は五百五十人であるが、

そのうちの新生兒は 310-211-233 人である。しかしこの三百二十三人は、前年において無子の夫婦の出産せる者、前年において既に第一子を出産せる者にして更に一兒、或ひは二兒を出生せるものも含まれてゐる。これについて、十四年間に於ける年齢別死亡率を考慮して、生存兒數を推計すると、次の第四表の如くである。

第四表

經過年數	生存兒數	經過年數	生存兒數
一 年	三〇五	八 年	二七七
二 年	二九四	九 年	二七六
三 年	二八八	十 年	二七五
四 年	二八四	十一 年	二七四
五 年	二八一	十二 年	二七三
六 年	二七九	十三 年	二七二
七 年	二七八	十四 年	二七一

右の表で明らかになく、結婚持続期間二年における新生兒は三百二十三人であるが、そのうち、年を追うて死亡する者があるから、十四年後には二百七十一人が残存することになる。そして結婚持続期間二年では、すなはち結婚持続期間が第三年目に入るその初頭には、結婚當初の年に生れた子女二百二十七人中、二年間を經過して残存した者二百六人と結婚第二年目に生れた子女三百二十三人中、一年間を經過して残存した者三百五人との合計五百十一人である。従つて一夫婦當り平均子女數は〇・六九である。

右の方法に従つて、妻の初婚年齢二十二歳および二十五歳の夫婦につき、結婚持続期間別に生存兒の合計を計算し、一夫婦當り平均子女數を示すと次の第五表の如くである。

第五表

結婚持續期間

結婚持續期間	妻の初婚年齢十二歳の夫婦		妻の初婚年齢十五歳の夫婦	
	生存兒合計	一夫婦當り平均子女數	生存兒合計	一夫婦當り平均子女數
一年	二二四	〇・二九	五三	〇・二六
二年	五一一	〇・六九	一二二	〇・五九
三年	六九五	〇・九三	一五四	〇・七四
四年	九三〇	一・二五	二二二	一・〇七
五年	一、一四一	一・五三	二五四	一・二三
六年	一、三四〇	一・八〇	三〇九	一・四九
七年	一、五四七	二・〇八	三五六	一・七二
八年	一、七四四	二・三四	三九六	一・九一
九年	二、九二七	二・五九	四四五	二・一五
十年	二、一〇二	二・八三	四八四	二・三四
十一年	二、二九六	三・〇九	五二六	二・五四
十二年	二、四五七	三・三〇	五五四	二・六八
十三年	二、六一〇	三・五一	五八六	二・八三
十四年	二、七七九	三・七四	六一一	二・九五
十五年	二、九三一	三・九四	六三一	三・〇五

備考 この原表は甚だ複雑であるから、こゝに記載することは省略する。

右の表でみると、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦においては、結婚後、三年にして、平均約一兒、詳しくは〇・九三の子女をもつが、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦においては、結婚後、四年にして平均一兒、詳しくは一・〇七の子女をもつことになつてゐる。また妻の初婚年齢二十二歳の夫婦においては、結婚後、七年にして平均二兒をもつが、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦においては、結婚後、九年にして平均二兒をもつことになつてゐる。さらにまた妻の初婚年齢二十二歳の夫婦においては、結婚後、十一年にして

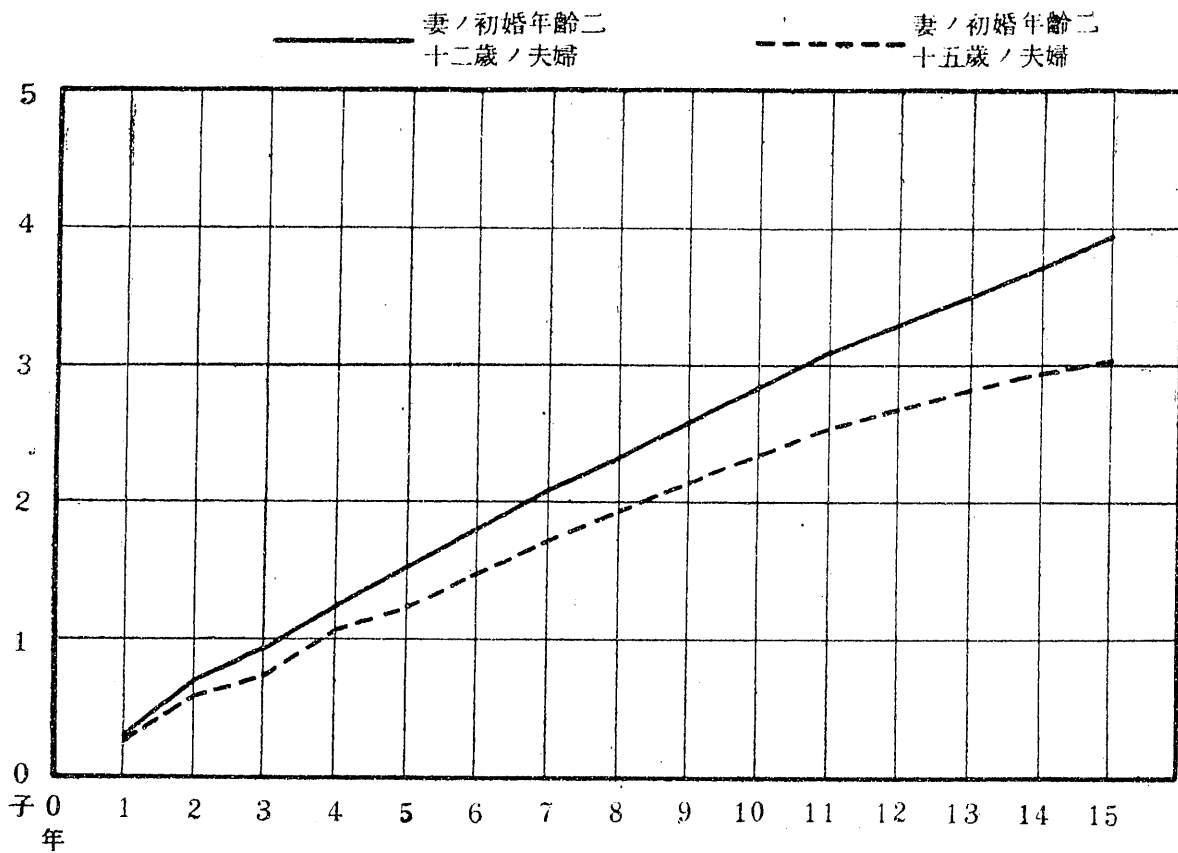
結婚持續期間より見たる子女數別夫婦の分布

平均三兒をもつが、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦においては、結婚後、五年にして平均三兒をもつことになつてゐる。

結婚後、十五年では、二十二歳で結婚した妻は三十七歳であるが、その平均子女數は約四、詳しくは三・九四である。これに對して二十五歳で結婚した妻は、四十歳にして漸く平均三人の子女をもつてゐるに過ぎない。要するに結婚年齢が二十二歳から二十五歳に遅延すると、同一の結婚持續期間においても、その出産力は弱くなつてゐる。これは、すでに述べた如く、生理的な原因によるといふよりは、社會的、心理的な原因によるものではないからうか。なほ、こゝに示した平均出生兒數は、時間の経過に伴つて死亡する子女の數を除外したものであつて、現實の子女數と推定されるものであることを、念のため申し添へておく。

右に述べたところを圖示すれば左の如くである。

### 婚姻持續期間經過年數別平均子女數（生存者）



# 本邦死産率に關する統計的研究

## (第一報)

金子章

一、人口の自然増加は出生と死亡との差なる故、人口増加策には出生増加の積極的施策と死亡減少の消極的施策との二通りあることは云ふまでもないが、出生と死亡との中間的位置に在る死産率も亦人口増加策上重要な問題であり、従つて母性保護對策の最重點は死産の防止に置かれねばならない。

各國に於ける死産届出の基準は區々であつて一定してゐない。我が國に於ては妊娠四ヶ月以上の胎兒が死産せる場合届出る制度があり、其以前のものは之を狭義の流産と呼び届出を必要としない。

從來我が國の死産率に就いて、統計的に研究せるものとして村上賢三氏の業績があり、又丸山博士も若干の検討を試みられてゐる。外國に於ては<sup>3)</sup>Friedrich Pinzing、<sup>4)</sup>Sigismund Peller、<sup>5)</sup>Max Hirsch 等の人々が死産率に關する系統的研究を行つてゐる。

余は我が國人口動態統計の始めて作成せられた明治三十二年より昭和十三年に至る四十年間の死産率に就いて、綜合的且分析的觀察を試みたが、之により現下の人口政策に幾何かの寄與する處があれば洵に幸と考へる。

死産率の計算方法としては人口に對する死産の割合を死産率とする方法と、出生(生産+死産)に對する割合を死産率とする方法との二通りあるが、後者の方が普通一般に行はれ合理的でもあるからこの方法を用ひることとした。

尙妊娠月數の若い死産は届洩れとなるものが、かなり多數に上るものと考へられるので、比較的届出の完全に近いと思はれる七ヶ月以後の死産の出生(生産+死産)に對する割合を七ヶ月以上死産率として全體の死産率と區別して考究することとした。

又、地方によつては出生後間もなく死亡せるものを死産として届出る事が屢々存するやうに見聞するのであるが、従つて妊娠末期の死産の中には恐らく、新産兒死亡が相當多數含まれてゐることと考へられるので、此の點を考慮して生後五日未滿死亡と死産との關係を比較考察するため、出生數に七ヶ月以上死産數を加へたものにて除したる商を生後五日未滿死亡率とし、

$$\text{生後五日未滿死亡率} = \frac{\text{生後五日未滿死亡數}}{\text{出生數} + \text{七ヶ月以上死産數}}$$

更に生後五日未滿死亡率と七ヶ月以上死産率とを加へたもの(この兩者は前述の如き理由により統計的に明確に區別し難き場合ある故)の率をも算出し、之等の種々の率に就て地方別に其等の年次別變化を比較觀察し、更に生物學的竝に社會學的指標との間に如何なる關係が存するかを考察することとする。

二、我が國の死産率は明治三十二年以降明治三十九年に九・七と稍、上昇の傾向を示すも、其れ以後大正七年に七・四となり一時的の上昇はあるも大體に於て低下の傾向を辿り、昭和十三年には四・九迄下降してゐる。即ち約半分迄低下したのである。斯くの如く死産率が減少せる原因は勿論主として一般保健衛生施設に衛生思想の漸次改善せられたるに依るものと思考される。然るに之を地方別にみると大多數の府縣に於ては全國の場合と同様なる低下の傾向を示すも、一部の諸縣即ち富山・愛媛・長崎・熊本・大

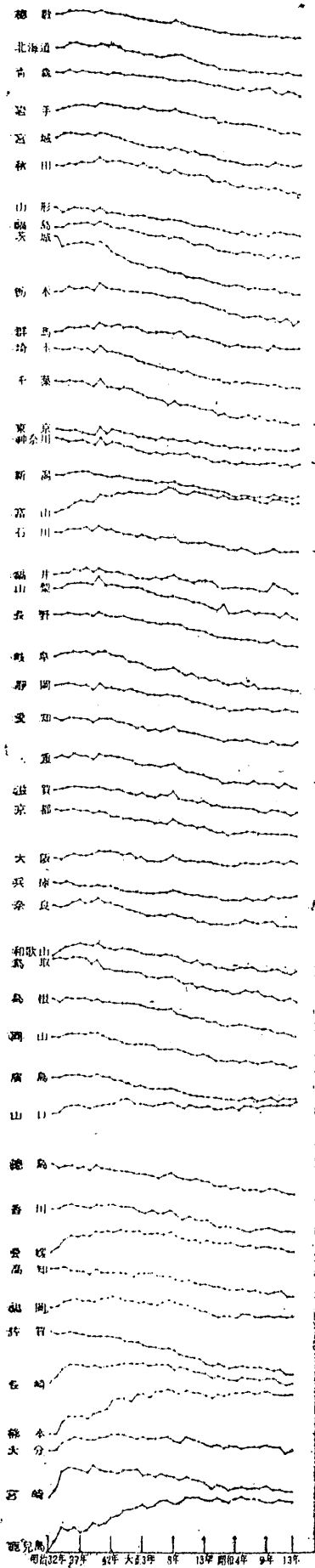
分・宮崎・鹿兒島の諸縣は動態統計の初期に於て著明の上昇を示して居り、以後大體低下の傾向にあることが見受けられる。之は恐らく之等の諸縣に於て會て死産届出が甚だしく不完全であつた爲に、一見低死産率を有したるが如き統計を表示せるものであらう。

動態統計の初期に於ける死産率は大體九臺であり、地方別に之を觀察すると富山・山口・愛媛・長崎・熊本・大分・鹿兒島の諸縣は著明に低く近年にも減少する割合少く、熊本・鹿兒島の二縣は後期に於て初期よりも高率を示してゐる。茨城・栃木・埼玉・千葉・鳥取の諸縣は著しく高き死産率を保有するも、近年になるに従つて全國平均死産率に接近して來てゐる。之等の

諸縣に於ては明治時代に間引の悪習が相當激しく浸潤してゐたといふ口碑を聞くのであるが、右の統計も此の事實を物語るものであらうか。

動態統計の初期に於ては地方的差違が甚だしく、後期には各府縣とも全國平均に接近し地方的差違が縮少される傾向が見受けられる。之も亦初期に於て届出の不完全のためによるものであらう。扱て諸種の率を半對數度標に描いてみると第一圖乃至第四圖の如くである。又動態統計の初期・中期・後期の代表として、夫に明治三十六年、大正九年、昭和十二年を選びて表示すると第一表乃至第四表の通りである。

第一圖 府縣別 死産率 (出産一〇〇ニ付) (明治三十二年—昭和十三年)



第一表 死産率(出産100=對スル)

		明治36年	大正9年	昭和12年
總	數	9.4	6.6	4.9
1	北海 道森手城田	8.7	6.1	4.1
2		7.0	5.4	3.9
3		10.3	8.2	5.2
4		10.0	6.6	4.6
5		10.6	7.7	5.1
6	山福茨栃群 形島城木馬	8.7	6.1	4.6
7		12.2	7.7	5.2
8		19.3	8.5	5.5
9		13.2	9.6	5.3
10		10.4	8.3	5.8
11	埼玉 埼玉京川瀧	15.4	8.9	5.9
12		14.2	8.0	4.9
13		8.5	6.8	5.3
14		10.4	7.6	5.4
15		8.4	5.9	4.2
16	富石福山長 山川井梨野	4.1	4.7	3.7
17		8.4	6.0	4.8
18		7.9	6.2	4.4
19		11.9	7.8	4.9
20		10.9	7.9	5.1
21	岐阜 岐阜重賀	11.3	6.5	4.3
22		9.8	7.1	5.1
23		9.0	6.3	4.5
24		9.2	6.1	4.2
25		8.7	6.3	4.3
26	京都 京都良山	9.8	6.8	5.4
27		8.7	7.4	7.1
28		8.2	6.6	6.0
29		11.7	7.5	6.0
30		10.4	6.6	4.8
31	鳥島 鳥島山島口	15.0	7.9	5.4
32		11.1	7.2	4.5
33		11.8	7.7	5.2
34		8.9	5.8	4.9
35		4.3	4.0	4.2
36	徳香 徳香高福	9.8	7.5	5.2
37		7.9	5.6	4.3
38		5.6	5.4	3.9
39		8.2	6.5	4.5
40		8.4	7.5	5.5
41	佐長 佐長大宮	9.3	5.7	3.5
42		5.8	5.6	3.7
43		1.7	2.9	2.9
44		5.2	4.6	3.5
45		7.3	5.6	4.3
46	鹿兒 鹿兒島	1.8	3.2	3.4
47		0.1	0.0	0.0

初期・中期・後期を通じて關東地方の諸縣は一般に高率を占め、九州地方の諸縣は低率を保持してゐる。東北地方は初期及中期に於て高い。近畿地方の諸縣は初期に於ては全國平均に比し高率ならざるも、中期及後期に於ては著明なる高率を保有し、特に大阪が昭和四年以降毎年各府縣中最髙の率を維持してゐるのは注目に値する。

第一表に見る如く、沖繩縣は著しく低率であつて何等かの特殊な事情があるものと考へられるので、本文では除外してある。

七ヶ月以上死産率も總死産率と同様大體低下の傾向を辿つてゐるが、之を詳細に觀察すると初期に於ては微細ながらも明治三十九年迄は上昇の趨勢認められ、以後順調に低下の傾向を示してゐる。

本邦死産率に關する統計的研究(第一報)

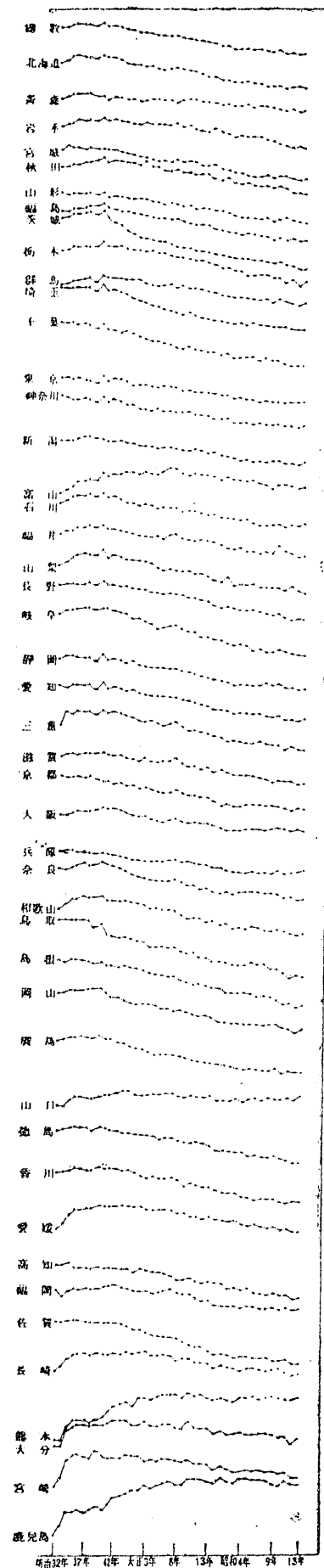
初期に於て著明に高率なるは茨城・栃木・埼玉・千葉・岐阜・奈良・鳥取の諸縣であり、著しく低い縣は青森・富山・山口・愛媛・長崎・熊本・大分・鹿兒島の諸縣であつて殆んど總死産率の場合と同様である。

後期に於て東北、關東及近畿地方の諸縣が高率であつて、九州地方の諸縣が低率なることも總死産率とよく一致してゐる。

生後五日未満死亡率を見ると、初期に於ては僅少の低下の傾向を示してゐるが、以後大正七年迄緩慢なる上昇の傾向を辿つてゐる。之を地方別にみると茨城・埼玉・石川・福井・山梨・岐阜・和歌山・佐賀等の諸縣は初期に於て相當の下降を示し、以後大正七年まで著明なる上昇を呈し、全國平均の場合に於ける趨勢をより一層強く現はしてゐる。

第二表 七ヶ月以上死産率

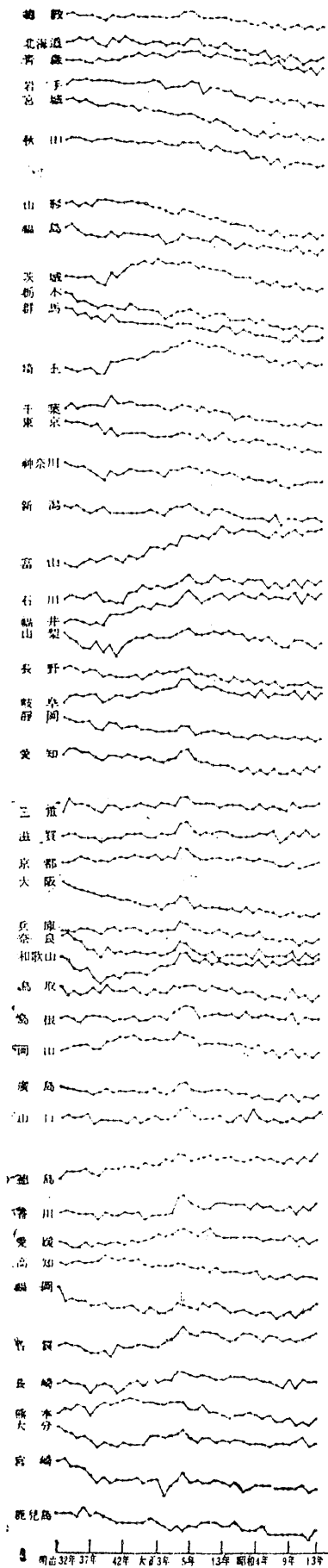
		明治36年	大正9年	昭和12年
總	數	7.2	4.9	3.3
1	北海道	6.5	4.6	3.0
2	青森	4.5	3.8	2.7
3	岩手	6.9	6.1	3.6
4	宮城	7.0	5.2	3.2
5	秋田	7.6	5.8	3.5
6	山形	6.0	4.4	2.9
7	福島	8.5	5.6	3.6
8	茨城	15.0	6.2	3.7
9	栃木	10.0	7.2	3.7
10	群馬	7.6	5.9	3.8
11	新潟	12.2	6.4	4.0
12	山梨	10.1	5.5	3.3
13	長野	6.2	4.8	3.4
14	群馬	8.0	5.6	3.7
15	茨城	6.3	4.4	3.0
16	富山	3.6	4.0	2.8
17	石川	7.4	5.1	3.4
18	福井	6.8	5.0	3.2
19	山梨	9.2	5.8	3.5
20	長野	8.6	6.1	3.6
21	岐阜	9.8	5.3	3.0
22	静岡	7.4	5.0	3.2
23	愛知	7.4	4.9	3.0
24	三重	7.9	4.9	3.0
25	滋賀	7.2	5.0	3.2
26	京都	7.7	5.0	3.6
27	大阪	6.9	5.2	4.4
28	兵庫	6.2	5.0	3.8
29	奈良	9.8	5.6	3.9
30	和歌山	8.7	5.0	3.3
31	鳥取	12.2	5.4	3.1
32	島根	9.0	5.3	2.9
33	岡山	8.7	5.1	3.1
34	広島	7.1	4.2	3.0
35	山口	3.3	3.2	3.1
36	徳島	7.8	5.5	3.4
37	香川	5.8	3.8	2.6
38	愛媛	4.2	4.0	2.5
39	高知	5.2	3.9	2.4
40	福岡	6.1	5.5	3.7
41	佐賀	7.4	4.3	2.5
42	長門	4.3	3.8	2.5
43	山口	1.3	2.2	2.1
44	徳島	3.9	3.5	2.4
45	香川	5.6	4.7	3.2
46	鹿兒島	1.5	2.7	2.7
47	沖縄	0.1	0.0	0.0



第二圖 府縣別 七ヶ月以上死産率 (明治三十二年—昭和十二年)

第三表 生後五日未滿死亡率

		明治36年	大正9年	昭和12年
總	數	2.6	2.4	1.8
1	北海道 北青森 岩手 宮城	2.3	1.9	1.3
2		2.6	3.0	1.9
3		4.3	3.1	2.3
4		3.4	2.3	1.3
5		4.2	3.5	2.2
6	山形 福島 茨城 栃木 群馬	4.7	3.7	2.1
7		2.4	2.1	1.4
8		3.7	4.5	2.5
9		2.4	1.7	1.4
10		2.3	1.8	1.3
11	山梨 東京 神奈川 新潟 富山	2.2	3.7	2.2
12		4.6	4.4	2.8
13		2.8	2.3	1.5
14		2.0	1.9	1.5
15		1.5	1.5	1.3
16	石川 福井 岐阜 長野 愛知	1.3	2.2	2.4
17		2.3	2.9	2.8
18		1.4	2.3	2.5
19		1.1	1.5	1.1
20		2.0	1.8	1.3
21	三重 滋賀 京都 大阪	2.3	2.5	2.0
22		3.1	2.3	1.9
23		3.0	2.4	1.9
24		2.2	2.3	2.1
25		2.1	2.2	2.0
26	兵庫 奈良 和歌山 鳥取 徳島	2.6	2.5	2.2
27		3.7	2.6	2.0
28		2.6	2.5	1.8
29		3.2	2.9	2.6
30		2.1	2.4	2.3
31	廣島 山口 香川 愛媛 高知	2.4	2.6	1.9
32		2.3	2.2	2.1
33		3.7	3.5	2.6
34		2.5	2.4	2.0
35		1.5	1.3	1.3
36	福岡 佐賀 熊本 大分 宮崎	2.1	2.6	2.4
37		2.5	2.9	2.6
38		1.9	2.2	1.8
39		4.8	4.1	3.4
40		2.0	1.6	1.4
41	鹿兒島 沖繩	1.6	2.2	2.1
42		1.4	1.7	1.5
43		1.7	1.6	1.1
44		2.2	1.9	1.7
45		2.1	1.6	1.2
46	1.7	1.1	0.8	
47	0.1	0.1	0.0	



第三圖 府縣別 生後五日未滿死亡率 (明治三十二年—昭和十二年)

本邦死産率に關する統計的研究(第一報)



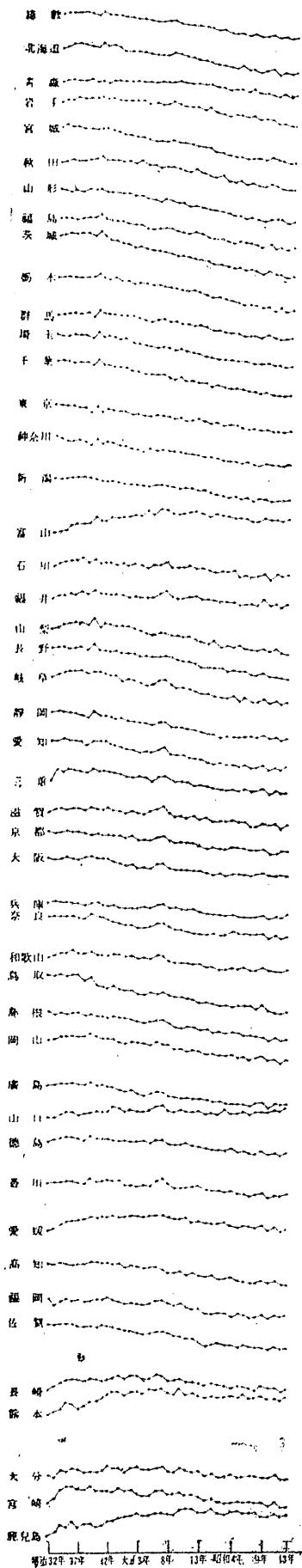
初期に於て著しく高率なる府縣は岩手・秋田・山形・茨城・千葉・大阪・岡山・高知の諸府縣であり、新潟・富山・山梨・山口・佐賀・長崎・熊本・鹿児島  
 の諸縣は著しき低率を表してゐる。後期に於ては北海道及び東北・關東地方  
 の半數の府縣並に九州地方の諸縣は低率を呈してゐる。就中九州地方の諸  
 縣は初期・中期・後期を通じて低率である。東海・近畿・中國・四國の諸府縣  
 は全國平均より高き率を保持してゐる。

以上七ヶ月以上死産率と生後五日未滿死亡率に就て述べたところを顧  
 みると、此の兩者の率の趨勢は動態統計の初期及中期に於て丁度正反對の  
 推移を辿つてゐる。即ち一方が上昇する時は他方が下降し、一方が下降す  
 る時は他方は上昇する。茨城・埼玉・石川・福井・山梨・岐阜・和歌山・佐賀等  
 の諸縣は明白にこの關係を表してゐる。他の縣に於ても僅少なながらもこの

關係が認められる。この事より明治時代に於て出生後間もなく死亡せるも  
 のを死産として取扱つた例が多數あつた事を想像して差支へないものと思  
 はれる。次に此の間の事情を更に究明するために、(七ヶ月以上死産率) +  
 (生後五日未滿死亡率)を檢討すると、之は前二者の何れよりも非常に平滑  
 なる推移をなし殆んど直線的の低下を示してゐる。

之を地方別に見ると九州地方の諸縣及二、三の例外を除けば、大多數の  
 府縣は全國の場合と同様滑らかなる下降を示し、殆んど平行なる直線とな  
 つて現はれる。この事實は上述の事情をより一層明瞭に物語るものであら  
 う。(七ヶ月以上死産率) + (生後五日未滿死亡率)が初期に於て高率なるは  
 茨城・栃木・埼玉・千葉・岐阜・奈良・鳥取・岡山の諸縣であつて顯著である。  
 其の内容を見れば茨城・千葉・奈良・岡山の諸縣は七ヶ月以上死産率生後五

第四圖 府縣別 (七ヶ月以上死産率) + (五日未滿死亡率) (明治三十三年—昭和十三年)



第四表 (七ヶ月以上死産率)+(生後五日未滿死亡率)

		明治36年	大正9年	昭和12年
總	數	9.8	7.3	5.1
1	海	8.8	6.5	4.3
2	道	7.1	6.8	4.6
3	森	11.2	9.2	5.9
4	手	10.4	7.5	4.5
5	城	11.8	9.3	5.7
6	田			
7	形	10.7	8.1	5.0
8	島	10.9	7.7	5.0
9	城	18.7	10.7	6.2
10	木	12.4	8.9	5.1
	馬	9.9	7.7	5.1
11	玉	14.4	10.1	6.2
12	葉	14.7	9.9	6.1
13	京	9.0	7.1	4.9
14	奈	10.0	7.5	5.2
15	沼	7.8	5.9	4.3
16	山	4.9	6.2	5.2
17	川	9.7	8.0	6.2
18	井	8.2	7.3	5.7
19	梨	10.3	7.3	4.6
20	野	10.6	7.9	4.9
21	阜	12.1	7.8	5.0
22	岡	10.5	7.3	5.1
23	知	10.4	7.3	4.9
24	重	10.1	7.2	5.1
25	賀	9.3	7.2	5.2
26	都	10.3	7.5	5.8
27	阪	10.6	7.8	6.4
28	庫	8.8	7.5	5.6
29	山	13.0	8.5	6.5
30	歌	10.8	7.4	5.6
31	取	14.6	8.0	5.0
32	根	11.3	7.5	5.0
33	山	12.4	8.6	5.7
34	島	9.6	6.6	5.0
35	口	4.8	4.5	4.4
36	島	9.9	8.1	5.8
37	川	8.3	6.7	5.2
38	媛	6.1	6.2	4.3
39	知	10.0	8.0	5.8
40	岡	8.1	7.1	5.1
41	賀	9.0	6.5	4.6
42	崎	5.7	5.5	4.0
43	木	3.0	3.8	3.2
44	分	6.1	5.4	4.1
45	崎	7.7	6.3	4.4
46	鹿	3.2	3.8	3.5
47	繩	0.2	0.1	0.0

日未滿死亡率共に高率であつて、栃木・埼玉・岐阜・鳥取の諸縣は生後五日未滿死亡率は全國平均より低く、七ヶ月以上死産率が高率である。即ち之等の諸縣に於て(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未滿死亡率)が初期に高率なるは七ヶ月以上死産率が高率なるためによる。

低率なるは青森・富山・山口・愛媛・長崎・熊本・大分・鹿児島であつて之等の諸縣は七ヶ月以上死産率、生後五日未滿死亡率の何れも低率である。

中期に於ては岩手・秋田・茨城・栃木・埼玉・千葉・奈良・岡山の諸縣が高率であつて七ヶ月以上死産率、生後五日未滿死亡率共に高率となつてゐる。次に著明に低率なるは山口・熊本・鹿児島等の諸縣で七ヶ月以上死産率、生後五日未滿死亡率共に著明に低率である。

本邦死産率に關する統計的研究(第一報)

後期に於て高率なるは岩手・秋田・茨城・埼玉・石川・福井・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・岡山・徳島・高知の諸縣であつて、此の中で福井・岡山・高知は生後五日未滿死亡率が高率で七ヶ月以上死産率は全國平均より低い。他の府縣は七ヶ月以上死産率、生後五日未滿死亡率共に高率である。

次に低率なるは北海道・青森・宮城・新潟・山梨・山口・愛媛・佐賀・熊本・大分・宮崎・鹿児島等の諸縣であつて、宮崎・山梨は七ヶ月以上死産率は全國平均より高率であり、青森は生後五日未滿死亡率が全國平均より高率である。他の縣は七ヶ月以上死産率、生後五日未滿死亡率共に低率である。

三、次に我が國で最初に國勢調査が施行された年度である大正九年以後の死産率の低下の傾向を綿密に考察してみよう。

第一圖に於て死産率の傾向線を見ると大正九年以後は大體低下の傾向を辿り、之を細密に観ると極く微細に上方に對して凹になつてゐることが解る。依つて傾向線は低下してゐるも低下の割合も極めて減少してゐることが察知出来る。

然しながら此の傾向線を直線と見做して差支へなからう。

先づ最小自乘法を用ひて低下の傾向を測定し以て傾斜の高さを算定し、之を與へられた期間の平均値にて除したる商を低下の強さと考へ、之を低下率と名付けることが出来る。(第五表乃至第八表参照)

死産率の低下率の最も高い府縣を順次に擧げれば、栃木・岩手・秋田・千葉・高根・長野・茨城・山梨・岐阜・佐賀・鳥取・福島・北海道・群馬・埼玉の諸縣

である。

次に最も低い府縣を順次に擧げれば、山口・熊本・鹿児島・大阪・兵庫・廣島・奈良・東京・京都・大分・福岡・神奈川の諸府縣である。特に山口縣は上昇の傾向を示してゐる。

死産率に比して低下率が比較的高い府縣は死産率が順調に減少してゐる府縣であり、死産率に比して低下率が低い府縣は最も憂慮すべき状態にある府縣と思ふ。この意味に於て北海道・島根・佐賀の諸縣は死産率が順調に減少して居り、東京・大阪・京都・神奈川・奈良・兵庫・山口は最も憂慮すべき状態にある府縣であると考へられる。

東北並に關東地方は一般に低下率が高いが、死産率そのものも高い。近

第五表 死産率の低下の趨勢 大正9年—昭和13年

		傾斜の高さ	平均値	低下率
總	數	0.08930	5.49474	0.016352
1	北海	0.09965	4.67368	0.021322
2	道森	0.08087	4.51053	0.017929
3	手城	0.17596	6.41053	0.027449
4	田	0.11246	5.35789	0.020990
5		0.16158	6.10526	0.026466
6	山福	0.07526	4.95789	0.015182
7	島	0.13088	6.09473	0.021474
8	茨	0.16315	6.80000	0.023993
9	栃	0.20614	7.07368	0.029142
10	群	0.14140	6.63684	0.021305
11	埼玉	0.14439	6.84211	0.021103
12	京	0.15754	6.14736	0.025627
13	川	0.07368	5.82632	0.012646
14	瀨	0.08929	6.15789	0.014500
15	瀨	0.09000	4.81053	0.018709
16	富石	0.06684	4.29474	0.015563
17	福	0.07982	5.21053	0.015319
18	山	0.08404	5.24211	0.016032
19	長	0.14035	5.95263	0.023608
20	野	0.14912	6.14211	0.024278
21	岐阜	0.12000	5.17368	0.023194
22	靜	0.08491	5.64736	0.015035
23	愛	0.08386	5.24211	0.015997
24	三	0.09912	4.99474	0.019845
25	滋	0.10228	5.23158	0.019550
26	京大	0.07561	5.84211	0.012942
27	兵	0.01947	6.97874	0.002790
28	奈	0.02842	6.03684	0.004708
29	和	0.05667	6.60000	0.008586
30	歌	0.09035	5.70526	0.015836
31	鳥島	0.13982	6.35789	0.021992
32	島	0.14175	5.74736	0.024663
33	岡	0.11018	6.26315	0.017592
34	廣	0.03544	5.05263	0.007014
35	山	0.01596	4.13684	0.003858
36	德香	0.12281	6.18421	0.019859
37	愛	0.09000	4.80526	0.018729
38	高	0.07508	4.64736	0.016155
39	福	0.10667	5.43157	0.019639
40	岡	0.08368	5.96315	0.014033
41	佐長	0.09772	4.38421	0.022289
42	熊	0.08018	4.40526	0.018201
43	大	0.00140	2.94737	0.000475
44	宮	0.05702	4.28947	0.013293
45		0.07351	4.87368	0.015083
46	鹿	0.00930	3.50000	0.002657
47	兒	—	—	—

第六表 七ヶ月以上死産率の低下の趨勢 大正9年—昭和13年

		傾斜の高さ	年 均 値	低 下 率
總	數	0.08825	3.91579	0.022537
1	北 海 道	0.08719	3.49473	0.024949
2	青 岩	0.05526	3.21053	0.017212
3	宮 宮	0.13404	4.60000	0.029139
4	宮 秋	0.10404	3.93157	0.026463
5	手 城	0.13193	4.52105	0.029181
6	山 形	0.07930	3.43157	0.023109
7	福 茨	0.11474	4.43684	0.025861
8	茨 栃	0.12807	4.81579	0.026594
9	茨 群	0.18895	5.30000	0.035651
10	山 馬	0.11070	4.66842	0.023713
11	山 玉	0.11579	4.90526	0.023605
12	葉 京	0.11105	4.19473	0.026474
13	東 川	0.07877	3.90526	0.020170
14	奈 瀧	0.09421	4.42105	0.021309
15	新 瀧	0.08439	3.61578	0.023339
16	山 山	0.07702	3.44736	0.022342
17	石 井	0.09649	4.02105	0.023996
18	福 山	0.09474	4.04736	0.023407
19	山 梨	0.12228	4.32105	0.028299
20	長 野	0.14140	4.57368	0.030916
21	山 山	0.12474	3.85263	0.032378
22	靜 岡	0.08158	3.86315	0.021117
23	愛 重	0.09772	3.77368	0.025895
24	三 賀	0.10421	3.78947	0.027500
25	滋 賀	0.10456	4.07895	0.025634
26	山 山	0.08105	4.07895	0.019870
27	大 阪	0.05035	4.56842	0.011021
28	兵 庫	0.05930	4.09473	0.014482
29	奈 和	0.07456	4.68947	0.015899
30	和 歌	0.09474	4.13157	0.022931
31	山 山	0.12333	4.08421	0.030197
32	島 岡	0.12807	4.04211	0.031683
33	岡 山	0.08772	3.97895	0.022046
34	岡 山	0.06333	3.41053	0.018569
35	山 口	0.00404	3.15789	0.001279
36	山 山	0.12579	4.32105	0.029111
37	香 川	0.08719	3.13684	0.027795
38	愛 媛	0.07456	3.10000	0.024052
39	高 知	0.08667	3.15789	0.027446
40	福 岡	0.08807	4.22632	0.020338
41	山 山	0.08368	3.13684	0.026677
42	長 崎	0.06000	3.07894	0.019487
43	熊 本	0.00807	2.20526	0.003659
44	大 宮	0.05930	3.15789	0.018778
45	宮 崎	0.07982	3.91578	0.020384
46	山 山	0.01456	2.91053	0.005003
47	鹿 兒	—	—	—
	沖 繩	—	—	—

畿並に中國地方は低下率低く、特に大阪・兵庫・奈良・廣島・山口の諸縣並に九州地方諸縣に於て著明である。然しながら九州地方諸縣に於ては死産率そのものも低い。

七ヶ月以上死産率の低下率の最も高い府縣を順位別に挙げれば、栃木・岐阜・島根・長野・鳥取・秋田・岩手・徳島・山梨・香川・三重・高知・佐賀・茨城・千葉・宮城・愛知・福島・滋賀の諸縣である。反對に最も低い府縣を順位別に挙げれば、鹿兒島・熊本・山口・大阪・兵庫・奈良・青森・廣島・大分・長崎・京都の諸府縣である。

死産率の場合と同様の意味に於て七ヶ月以上死産率が順調に減少してゐる縣は岐阜・島根・香川・高知・佐賀である。最も憂慮すべき府縣は大阪府と群馬・埼玉・神奈川・兵庫・奈良・山口の諸縣である。この中で群馬・埼玉・神奈川は低下率は低くないが七ヶ月以上死産率が高い。

七ヶ月以上死産率も大體總死産率と同じ傾向にあるが、四國地方は低下率高く而も七ヶ月以上死産率は低い。即ち七ヶ月以上死産率の順調なる減少を示してゐる。

東京及京都は總死産率に於ては憂慮すべき状態にあるが七ヶ月以上死産

率に於ては之を脱してゐる。群馬及埼玉の二縣は七ヶ月以上死産率に於て憂慮すべき府縣となつてゐる。

生後五日未滿死亡率の低下率の最も高い府縣を順次に列擧すれば、茨

城・山形・宮城・埼玉・秋田・青森・北海道・千葉・岩手・東京・栃木・神奈川・福

島・群馬の諸縣である。次に最も低い府縣を順次に擧げれば、福井・富山・

山口・和歌山・奈良・徳島・滋賀・三重・香川・石川・大分・佐賀・島根・岐阜の諸

縣である。この中で福井・富山・山口は低下率が負であつて上昇の傾向を示

してゐる。生後五日未滿死亡率が順調に減少してゐる府縣は東京・北海道・

宮城・栃木・群馬・神奈川・山梨・鹿兒島・熊本の諸縣である。最も憂慮すべき

状態にある縣は富山・石川・福井・奈良・和歌山・山口・徳島・香川・高知の諸縣

である。

生後五日未滿死亡率に於ては低下率の最高の第十四位まで北海道、東北

及關東地方の諸縣で占めてゐる。

北陸並に四國地方の諸縣は低下率低く而も生後五日未滿死亡率其のもの

も高い。九州地方の諸縣は低下率一般に低く生後五日未滿死亡率も亦低

い。其の他の地方に於ては概して低下率低く死亡率は稍、高い。

(七ヶ月以上死産率) + (生後五日未滿死亡率) の低下率の最も高き府縣を

順位別に列擧すれば栃木・茨城・秋田・宮城・岩手・長野・山形・山梨・埼玉・千

葉・北海道・鳥取の諸縣である。反對に最も低い府縣を順位別に列擧すれば山

口・鹿兒島・熊本・奈良・大阪・富山・福井・大分・兵庫・和歌山の諸府縣である。

第七表 生後五日未滿死亡率の低下の趨勢  
大正9年—昭和13年

		傾斜の高さ	年 均 値	低 下 率
總 數		0.03614	2.07894	0.017384
1	北 海 道	0.03807	1.56842	0.024273
2	青 岩 宮 秋	0.06140	2.50526	0.024508
3		0.06386	2.80000	0.022807
4		0.04982	1.69473	0.029397
5		0.07737	2.80526	0.027580
6	山 福 茨 栃 群	0.08070	2.71052	0.029773
7		0.03473	1.77894	0.019523
8		0.10508	3.30000	0.031842
9		0.03211	1.53157	0.020965
10		0.02912	1.51053	0.019278
11	埼 千 東 神 新	0.08000	2.74736	0.029119
12		0.07930	3.28421	0.024146
13		0.04228	1.85789	0.022757
14		0.03193	1.62632	0.019633
15		0.01737	1.34211	0.012942
16	富 石 福 山 長	0.00316	2.33684	0.001352
17		0.01719	3.02632	0.005680
18		0.00561	2.65789	0.002111
19		0.02526	1.34736	0.018748
20		0.02369	1.50526	0.015738
21	岐 靜 愛 三 滋	0.02175	2.31579	0.009392
22		0.02158	2.13158	0.010124
23		0.02192	2.03157	0.010790
24		0.00982	2.13158	0.004607
25		0.00789	2.19473	0.003595
26	京 大 兵 奈 和	0.02772	2.36842	0.011704
27		0.03140	2.27895	0.013778
28		0.03474	2.12631	0.016338
29		0.00632	2.78421	0.002270
30		0.00386	2.33684	0.001652
31	鳥 島 岡 廣 山	0.03316	2.32631	0.014254
32		0.01474	2.23684	0.006590
33		0.06105	3.22105	0.018953
34		0.02667	2.21053	0.012065
35		0.00053	1.30000	0.000408
36	徳 香 愛 高 福	0.00737	2.57368	0.002864
37		0.01368	2.85263	0.004796
38		0.02192	2.10000	0.010438
39		0.05158	3.63157	0.014203
40		0.01965	1.54211	0.012742
41	佐 長 熊 大 宮	0.01316	2.13158	0.006174
42		0.01702	1.57368	0.010815
43		0.02544	1.36315	0.018663
44		0.01140	1.88421	0.006050
45		0.01596	1.38947	0.011486
46	鹿 兒 島 繩	0.01895	1.02105	0.018559
47		—	—	—

第八表 (七ヶ月以上死産率)+(生後五日未滿死亡率)の低下の趨勢 大正9年—昭和13年

		傾斜の高さ	平均値	低下率
總	數	0.12439	5.99473	0.020750
1	北海道 道森手城田	0.12404	5.07368	0.024496
2		0.11526	5.72105	0.020147
3		0.20070	7.38947	0.027160
4		0.15386	5.62632	0.027346
5		0.20930	7.32632	0.028568
6	山形 形島城木馬	0.16140	6.13684	0.026300
7		0.14947	6.28421	0.023785
8		0.23316	8.11578	0.028729
9		0.22105	6.83158	0.032357
10		0.13702	6.18947	0.022138
11	宮城 玉葉京川瀧	0.19579	7.65263	0.025585
12		0.19035	7.47894	0.025451
13		0.12105	5.76315	0.021004
14		0.12614	6.04736	0.020859
15		0.10175	4.97368	0.020458
16	山梨 山川井梨野	0.07386	5.78421	0.012769
17		0.11368	7.04736	0.016031
18		0.08912	6.70000	0.013301
19		0.14754	5.66842	0.026028
20		0.16509	6.07894	0.027158
21	長野 阜岡知重賀	0.14649	6.16842	0.023748
22		0.10316	5.99473	0.017208
23		0.11965	5.80526	0.020611
24		0.11228	5.93157	0.018929
25		0.11246	6.27368	0.017925
26	京都 都阪庫良山	0.10877	6.44736	0.016870
27		0.08175	6.84736	0.011939
28		0.09404	6.22105	0.015116
29		0.08088	7.47368	0.010822
30		0.09860	6.46842	0.015243
31	大阪 取根山島口	0.15649	6.41052	0.024411
32		0.14281	6.27894	0.022744
33		0.14877	7.20000	0.020662
34		0.09000	5.62105	0.016011
35		0.00351	4.45789	0.000787
36	徳島 島川媛知岡	0.13316	6.89473	0.019313
37		0.10088	5.98947	0.016843
38		0.09649	5.19473	0.018575
39		0.13825	6.78747	0.020362
40		0.10561	5.75789	0.018342
41	香川 賀崎木分崎	0.09684	5.26842	0.018381
42		0.07702	4.65263	0.016554
43		0.03211	3.56315	0.009012
44		0.07070	5.04211	0.014022
45		0.09579	5.30526	0.018056
46	徳島 鹿沖	0.03351	3.93157	0.008523
47		—	—	—

順調に減少してゐる縣は北海道・宮城・山梨の諸縣である。最も憂慮すべき状態にある府縣は大阪・石川・福井・奈良・和歌山・山口の諸府縣である。

四、府縣別死産率と府縣別に觀た諸種の社會生物學的竝に社會經濟的指標との間の相關に就ては既に村上氏が「大正七年より昭和二年に至る十ヶ年間の數字に就き二、三の検討を試みられてゐるが、余も亦種々の指標との間の相關を算出して見た。(第九表及第十表参照)」

先づ大正九年、大正十四年、昭和五年、昭和十年の國勢調査年次に於て府縣別「醫師普及率」「産婆普及率」「女學校卒業率」「第三種所得納税人員割合」「人口一人當郵便貯金」「人口一人當生産額」と「死産率」「七ヶ月以上死産率」「生後五日未滿死亡率」「七ヶ月以上死産率+生後五日未滿死亡率」との間の

相關を計算した。

府縣別醫師普及率と死産率との相關を見ると大正九年に於ては弱逆相關が認められるが、後年になるに従つて相關が稀薄となる傾向がある。七ヶ月以上死産率との相關は概ね死産率との相關と同じ傾向にあるが死産率との場合より稍、強く、生後五日未滿死亡率との間には認むべき相關なく、(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未滿死亡率)との相關は死産率及七ヶ月以上死産率と略ぼ同じ状態にある。

次に府縣別産婆普及率と死産率との相關も醫師普及率との場合と同様で大正九年同十四年には微弱な逆相關があるが昭和五年同十年には相關認められず、近年になると共に相關が稀薄となつてゐる。七ヶ月以上死産率と

の相關も略ぼ同様である。生後五日未滿死亡率との間には注目すべき相關なく、(七ヶ月以上死産率) + (生後五日未滿死亡率)との間には大正十四年に於て弱逆相關あるも他の年度に於ては殆んど認められない。

府縣別女學校卒業率(或る年度の女學校卒業者の其年度に於ける滿十七歳及滿十八歳の女子人口の平均數に對する割合)と死産率との相關を見る。大正十四年が最も濃厚な逆相關があり他の年度に於ても輕度の相關が認められるが、昭和の年代となると相關が稀薄となる傾向がある。七ヶ月以上死産率との間の相關も同じく大正十四年が最も強く他の年度に於ても相當の逆相關ありて、昭和になるも稀薄とならず、各年度を通じて總死産率の場合よりも相關程度が大である。生後五日未滿死亡率との間には各年次められず、(七ヶ月以上死産率) + (生後五日未滿死亡率)との間には各年次を通じて弱逆相關が認められる。即ち一般に死産率就中七ヶ月以上死産率は教育程度の高い地方程低いと言ひ得るであらう。

府縣別第三種所得納税人員割合と死産率との相關は殆んど認められない。七ヶ月以上死産率との間にも認め得べき相關なく、生後五日未滿死亡率及(七ヶ月以上死産率) + (生後五日未滿死亡率)との間には、纔に大正九年に微弱な逆相關ありて以後注目すべき相關はない。

府縣別人口一人當郵便貯金と死産率との相關は大正九年同十四年には認められないが後年になるに従つて相關が濃厚となる傾向があり、昭和五年同十年には輕微な順相關が認められる。七ヶ月以上死産率、生後五日未滿死亡率、(七ヶ月以上死産率) + (生後五日未滿死亡率)との間には近年に於て極く輕微な順相關があるが意義ある程度のものではない。

府縣別人口一人當生産額と死産率との相關は大正九年を除けば微弱な相關が認められ昭和十年に於て最も相關程度が強い。七ヶ月以上死産率との

相關も略ぼ總死産率との相關と同じ傾向にあるが相關程度が總死産率との相關に比して小である。生後五日未滿死亡率との相關は認められない。(七ヶ月以上死産率) + (生後五日未滿死亡率)との間にも認め得べき相關は存しない。一般に死産率は人口一人當生産額の大なる程大となる傾向が多少は窺れる。

以上を概観すると會て死産率が醫師普及率及産婆普及率に逆比例してゐた時代があつたが近年には此の傾向認められず、教育普及率と死産率との間には常に輕逆相關の存することが認められる。又近年になると共に人口一人當郵便貯金及人口一人當生産額と死産率との間に、輕微な順相關の存することが認められ、而も此の相關度が七ヶ月以上死産率に於ては甚だ少く總死産率に濃厚であるのは近代に於ける經濟力向上が早期妊娠中絶を増加せしめる傾向を有するに非ざるやを思はしめる。

生後五日未滿死亡率は何れの指標との間にも相關を認め得ない。

次に昭和十年より十三年に至る四ヶ年間に就て「先天性梅毒ニ依ル死亡率」「壯丁花柳病患者發見率」「出生率」「死亡率」「乳兒死亡率」と死産率及其の他の率との間の相關を調べて見た。

府縣別先天性梅毒に依る死亡率と死産率との間には極く輕微な弱逆相關が見られるが其の意味づけは困難である。七ヶ月以上死産率との相關も大同小異なるも總死産率との場合よりも稍、高い。生後五日未滿死亡率との間には認め得べき相關は無い。(七ヶ月以上死産率) + (生後五日未滿死亡率)との相關も大體總死産率との相關と同じ状態にある。

府縣別壯丁花柳病患者發見率と死産率との相關は注視すべきものはないが唯昭和十三年に於て微弱な順相關を示してゐる。七ヶ月以上死産率との間には意義ある相關が見出されない。生後五日未滿死亡率との間には昭和

第九表

	大正九年	大正十四年	昭和五年	昭和十年
醫師普及率				
死産率	- 0.3220 ± 0.1322	- 0.2541 ± 0.1379	- 0.0590 ± 0.1469	+ 0.1738 ± 0.1430
七ヶ月以上死産率	- 0.3665 ± 0.1264	- 0.3526 ± 0.1291	- 0.1862 ± 0.1423	+ 0.0246 ± 0.1474
生後五日未滿死亡率	- 0.1730 ± 0.1430	- 0.0790 ± 0.1465	- 0.0126 ± 0.1474	+ 0.0376 ± 0.1472
(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未滿死亡率)	- 0.3484 ± 0.1295	- 0.2770 ± 0.1361	- 0.1340 ± 0.1448	+ 0.0416 ± 0.1472
産婆普及率				
死産率	- 0.2201 ± 0.1403	- 0.2469 ± 0.1385	- 0.0561 ± 0.1470	- 0.0399 ± 0.1472
七ヶ月以上死産率	- 0.2008 ± 0.1415	- 0.2508 ± 0.1382	- 0.1648 ± 0.1434	- 0.0899 ± 0.1462
生後五日未滿死亡率	- 0.0886 ± 0.1463	- 0.1874 ± 0.1423	- 0.0324 ± 0.1473	- 0.1669 ± 0.1423
(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未滿死亡率)	- 0.1867 ± 0.1423	- 0.2700 ± 0.1367	- 0.1313 ± 0.1449	- 0.1727 ± 0.1430
女學校卒業率				
死産率	- 0.3192 ± 0.1324	- 0.4809 ± 0.1133	- 0.2762 ± 0.1362	- 0.2602 ± 0.1375
七ヶ月以上死産率	- 0.3793 ± 0.1262	- 0.5488 ± 0.1030	- 0.3347 ± 0.1309	- 0.3758 ± 0.1266
生後五日未滿死亡率	- 0.0136 ± 0.1474	- 0.0691 ± 0.1467	- 0.0510 ± 0.1471	- 0.0526 ± 0.1470
(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未滿死亡率)	- 0.3364 ± 0.1308	- 0.3986 ± 0.1240	- 0.2574 ± 0.1377	- 0.2206 ± 0.1403
第三種所得納税人員割合				
死産率	- 0.0947 ± 0.1461	+ 0.0468 ± 0.1471	+ 0.1574 ± 0.1438	+ 0.2553 ± 0.1378
七ヶ月以上死産率	- 0.1865 ± 0.1423	+ 0.0632 ± 0.1469	- 0.0003 ± 0.1474	+ 0.0849 ± 0.1464
生後五日未滿死亡率	- 0.2503 ± 0.1382	- 0.1205 ± 0.1453	- 0.1113 ± 0.1456	+ 0.0083 ± 0.1474
(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未滿死亡率)	- 0.2728 ± 0.1365	- 0.0233 ± 0.1474	- 0.0683 ± 0.1468	+ 0.0616 ± 0.1468
人口一人當郵便貯金				
死産率	+ 0.0577 ± 0.1469	+ 0.1319 ± 0.1449	+ 0.2311 ± 0.1396	+ 0.2672 ± 0.1369
七ヶ月以上死産率	+ 0.0819 ± 0.1465	+ 0.0984 ± 0.1460	+ 0.1316 ± 0.1449	+ 0.1734 ± 0.1430
生後五日未滿死亡率	+ 0.0812 ± 0.1474	+ 0.1181 ± 0.1443	+ 0.1820 ± 0.1426	+ 0.1572 ± 0.1438
(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未滿死亡率)	+ 0.0638 ± 0.1468	+ 0.1354 ± 0.1447	+ 0.2022 ± 0.1414	+ 0.2282 ± 0.1398
人口一人當生産額				
死産率	+ 0.1164 ± 0.1454	+ 0.2891 ± 0.1351	+ 0.2536 ± 0.1380	+ 0.3700 ± 0.1273
七ヶ月以上死産率	+ 0.1294 ± 0.1450	+ 0.2703 ± 0.1369	+ 0.1528 ± 0.1440	+ 0.3039 ± 0.1338
生後五日未滿死亡率	- 0.0458 ± 0.1471	- 0.0328 ± 0.1473	- 0.0671 ± 0.1468	- 0.0850 ± 0.1464
(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未滿死亡率)	+ 0.0635 ± 0.1468	+ 0.1560 ± 0.1439	+ 0.0627 ± 0.1469	+ 0.1459 ± 0.1443

本邦死産率に關する統計的研究(第一報)



十三年に於て弱順相関が見られる。(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未満死亡率)との相関は大體總死産率との相関と同様である。

府縣別出生率と死産率との間には何れの年度に於ても弱逆相関が認められる。然るに七ヶ月以上死産率との間には纔に昭和十二年及同十三年に於て微弱な逆相関が見られるに過ぎない。生後五日未満死亡率との間には昭和十三年に於て弱逆相関が見出されるが他の年度に於ては認むべき相関がない。(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未満死亡率)との相関は認められず以後次第に濃厚となり昭和十三年には弱逆相関を示してゐる。以上を要するに軽度ではあるが出生率の高い地方程死産率が低い事實の存する事が判る。

府縣別死亡率と死産率との相関は府縣別出生率と死産率との相関とよく相似し昭和十年に於て微弱な逆相関が、昭和十一年、同十二年、同十三年に於て軽度の逆相関が認められる。七ヶ月以上死産率との間にも更に軽度の逆相関が存する。生後五日未満死亡率との間には明瞭な順相関が認められるが一般死亡率の低い地方に於て生後五日未満死亡率の低い事は當然考へられる處である。(七ヶ月以上死産率)+(五日未満死亡率)との間には認め得べき相関はない。

府縣別乳兒死亡率と死産率との間には認むべき相関は存在しない。七ヶ月以上死産率との間にも認むべきものはない。生後五日未満死亡率との間には當然の事ながら明確なる順相関を認めることが出来る。(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未満死亡率)との間にも明に密接なる關係が存するところが看取出れる。

以上に於て最も著明なるは出生率及死亡率と死産率との間に軽度な逆相関を見ることが出来る事實である。

第十表

	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
先天性梅毒に依る死亡率				
死産率	-0.2138 ± 0.1407	-0.1991 ± 0.1416	-0.1733 ± 0.1430	-0.2355 ± 0.1393
七ヶ月以上死産率	-0.2284 ± 0.1397	-0.2263 ± 0.1399	-0.2378 ± 0.1391	-0.2747 ± 0.1363
生後五日未満死亡率	-0.0939 ± 0.1461	-0.0724 ± 0.1467	-0.0376 ± 0.1472	-0.0736 ± 0.1466
(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未満死亡率)	-0.2140 ± 0.1409	-0.2028 ± 0.1414	-0.1882 ± 0.1422	-0.2349 ± 0.1393
壯丁花柳病患者發見率				
死産率	+0.0315 ± 0.1473	+0.1474 ± 0.1442	+0.0053 ± 0.1474	+0.2870 ± 0.1360
七ヶ月以上死産率	-0.0928 ± 0.1462	+0.0167 ± 0.1474	-0.0898 ± 0.1463	+0.2335 ± 0.1394
生後五日未満死亡率	+0.1250 ± 0.1451	+0.2441 ± 0.1387	+0.1199 ± 0.1453	+0.3146 ± 0.1329
(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未満死亡率)	+0.0231 ± 0.1474	+0.2026 ± 0.1414	+0.0384 ± 0.1472	+0.3994 ± 0.1239
出生率				
死産率	-0.2283 ± 0.1398	-0.3644 ± 0.1279	-0.3794 ± 0.1262	-0.3777 ± 0.1264
七ヶ月以上死産率	-0.0984 ± 0.1460	-0.1279 ± 0.1450	-0.2533 ± 0.1380	-0.2128 ± 0.1408
生後五日未満死亡率	-0.0477 ± 0.1471	-0.0764 ± 0.1460	-0.1559 ± 0.1424	-0.2752 ± 0.1363
(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未満死亡率)	-0.0971 ± 0.1461	-0.1406 ± 0.1445	-0.2838 ± 0.1356	-0.3455 ± 0.1294
死亡率				
死産率	-0.2091 ± 0.1410	-0.3792 ± 0.1262	-0.3802 ± 0.1261	-0.4232 ± 0.1210
七ヶ月以上死産率	-0.1277 ± 0.1450	-0.2752 ± 0.1363	-0.3056 ± 0.1337	-0.2947 ± 0.1346
生後五日未満死亡率	+0.4959 ± 0.1112	+0.4862 ± 0.1126	+0.4182 ± 0.1217	+0.4765 ± 0.1140
(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未満死亡率)	+0.2503 ± 0.1382	+0.2109 ± 0.1409	+0.1117 ± 0.1456	+0.1861 ± 0.1423
乳兒死亡率				
死産率	+0.0774 ± 0.1466	-0.1696 ± 0.1432	-0.0946 ± 0.1461	-0.1875 ± 0.1423
七ヶ月以上死産率	+0.1477 ± 0.1442	-0.1390 ± 0.1446	-0.0461 ± 0.1471	-0.1203 ± 0.1453
生後五日未満死亡率	+0.6145 ± 0.0918	+0.6414 ± 0.0868	+0.6162 ± 0.0915	+0.7182 ± 0.0714
(七ヶ月以上死産率)+(生後五日未満死亡率)	+0.5120 ± 0.1088	+0.4195 ± 0.1215	+0.4311 ± 0.1200	+0.4897 ± 0.1121

引用文獻

1) 村上賢三 十全會雜誌 三十五卷 十一號  
2) 丸山博 本邦乳兒死亡統計四〇年

3) F, Prinzing: Handbuch d medizinischen Statistik 1906  
4) S. Peller, Fehgeburt und Bevölkerungsfage 1930  
5) Max, Hirsch: Mutterschaftsfürsorge Nr15 1931

## 彙報

大東亞の諸國家、諸民族に對する施  
策方針に關する東條首相の議會聲明

昭和十八年六月十六日開會せられた第八十二回帝國議會の開院式當日に於ける東條首相の演説は大東亞の諸國家、諸民族に對する帝國の施策方針を聲明したものとて意義深い、特に右内容に關する部分を議事速記録より再録すれば左の如くである。

第八十二回帝國議會開院式當日に  
於ける東條首相演説(抄)

現下大東亞の動向を大觀致しまするに、諸國家、諸民族の帝國に對しまする信頼、大東亞戰爭完遂に對する眞摯にして自發的なる協力は、日に月に其の力を加へて居るのであります。私は最近中華民國、滿洲國及び比島を訪問致しまして、親しく現地の実相に觸れ、要路の人々とも隔意なき懇談を遂ぐる機會を得まして、愈々此の確信を強く致したのであります。申す迄もなく、大東亞を米英の多年の桎梏より永久に解放し、其の本然の姿に歸らしめんと致しますることは、帝國不動の大方針であります。帝國の施策は、此の大

方針に則り終始一貫して今日に及んで居るのであります。大東亞戰爭勃發以來一年有半、今や大東亞十億の民衆は、我が眞意を了解し、日本の大東亞戰爭完勝なくして大東亞の解放なく、親しき大東亞の建設なくして大東亞民衆の福祉なしとする所の確信が、澎湃として起りつゝあるのであります。誠に大東亞の爲御同慶に堪へぬ次第であります。以上の如き情勢に對處致しまして、帝國と致しましては、諸國家、諸民族の誠意と協力とに應へ、此の際更に新たな施策に出づること必要と考へて居るのであります。今其の主要なるものに付きまして、政府の所信を率直に申上げたいと存じます。

滿洲國に付きましては、同國は帝國を視るに親邦を以てし、畏くも皇帝陛下御躬ら率先御垂範遊ばされ、國民上下一致、帝國に對する物心兩方面の協力誠に大なるものがあり、兩國の交誼は眞に間然する所がないのであります。帝國と致しましては、益々其の信倚に答へ、其の健全なる發達に慇懃、力を致さむとして居るのであります。

中華民國に付きましては、汪主席以下官民共に、今や帝國の誠意ある態度に心から共鳴し、日華共同宣言の精神の下に、目下相携へて著々として共同の目的に邁進しつゝあるのであります。百年の久しきに互り米英の世界制覇の野望に塗炭の苦しみを重ねて参りましたる中華民國は、今や其の羈絆を脱し、自強の途を講じ、完全なる自主獨立の國家として、帝國と相俱に新しき大東亞建設に、其の大なる實力を發揮せむと致して居るのであります。斯くて中國民衆多年の宿望たる中國人の中國の理想は、正に達成せられつゝあるので

あります。最近龐炳勳、孫殿英、榮子恒等の將軍を始めとし、幾多の人士が、踵を接しまして重慶政權の傘下を離れ、汪主席と行動を共にするに至りつゝあることも、中國更生の當然の歸趨を如實に示すものであります。此の中國の興隆は、中國の爲、大東亞の爲、將又世界人類の爲、誠に慶祝に堪へぬ次第であります。此の秋に當り、帝國は此の中華民國の興隆を心より祝福致しますると共に、今後愈々之を支援するの決意を深くし、進んで日華間の條約に根本的なる改訂を加へ、兩國の協力の態勢に更に一步を進めむとするものであります。

タイ國に付きましては、同國が多年米英との複雑微なる關係を一擲し、敢然として帝國と行を共にし、ビボン首相統率の下に、幾多の困難障礙を克服しつゝ、一路大東亞戰爭完遂に邁進致して居るのであります。之に對し私は深く敬意を表する次第であります。帝國は同國との提携を今後愈々密にし、同國の軍事、經濟、文化等各方面に互り更に一段の協力を致さむことを深く期し、同國民多年の宿望にも鑑み、同國の發展の爲新なる協力を爲すの用意あることを茲に表明するものであります。

ビルマに付きましては、御承知の通り去る三月バーモ長官を帝都に迎へ、帝國の決意を傳へたのであります。バーモ長官以下各指導者のビルマの獨立並に大東亞戰爭の完遂協力に關する眞摯なる決意の程を感得することが出来たことは、諸君御存じの通りであります。而して既に五月八日獨立準備委員會が結成せられ、著々として獨立準備の進捗致しつゝありますことは慶祝の至りであります。私は日ならずして其の進

備も完了し、歴史的光榮の日の速なることを強く期待するものであります。

比島に付きましては、バルガス長官以下要路の人々が、身を挺して比島再建と大東亞戦争完遂協力の爲に努力致し、一般民衆も亦逐次帝國の眞意を了解して、積極的に協力しつゝあるのであります。比島獨立に關する帝國の態度は、累次の聲明に依り既に明かなる所でありまするが、帝國は、此の際更に一步を進めまして、本年中に比島に獨立の榮譽を興へむとするものなることを茲に中外に宣明するものであります。嘗て米國の不信なる支配の下に空しく獨立の幻影を逐うて居りましたる比島民衆は、大東亞戦争勃發以來未だ二箇年にも満たざるに、早くも茲に多年の宿望を達せむと致して居るのであります。私は比島民衆の感激に思ひを致し、比島の爲、又大東亞の爲、眞に慶祝に堪へない次第であります。

尙マライ、スマトラ、ジャワ、ボルネオ、セレベス等の原住民は、皇軍の軍政下に營々として協力の度を増大しつゝあるのであります。即ち戦争下に於きましても、既に彼等は現地皇軍の心からなる指導に依り、從來の精神的壓迫より解放せられ、現に教育其の他各種の文化的恩恵に浴し、未だ曾てなき希望に満ちたる生活を營んで居るのであります。インドネシヤ民衆の爲誠に欣快に存する次第であります。帝國は此の際更に進んで原住民の念願に基き、それらの民度に應じて、本年中には原住民の政治參與に關しまする措置を逐次執つて參る所存であります。就中ジャワに付きましては、其の民度に鑑み、民衆の輿望に應へて、能ふ限り速かに之が實現を期せむとするものであります。

佛印に付きましては、佛印當局は複雑なる情勢の下に善處致して居るのであります。帝國は共同防衛に關する日佛議定書に基き、佛印との際、緊密なる提携を圖らむとするものであります。

以上の如くにして、萬邦をして各、其の所を得しめ、兆民をして悉く其の堵に安んぜしむる我が盛國の大理想は、著々として大東亞の天地に具現せられ、多年米英の飽くなき擄取に惱める東亞の民衆に輝かしき黎明は來つたのであります。

斯くして大東亞の諸國家、諸民族が、逞しき發展を爲しつゝあるに比較致しまして、インドが尙英國の苛酷なる彈壓の下に、獨立完成の爲大いなる苦しみを嘗めつゝあることに對しましては、私は衷心より同情の意を表すると共に、憤りを感じるものであります。帝國はインド民衆の敵たる米英の勢力をインドより驅逐し、眞に獨立インドの完成の爲、有らゆる手段を盡すべき至平たる決意を持つて居るのであります。而して澎湃たるインド民衆の熱望は必ずや實現せられ、米英勢力は驅逐せられ、インドの自由と繁榮との齎らされる日の速からざることを私は信じ、且其の一日も速かならむことを期待するものであります。

### 地方行政刷新強化方策要綱の閣議決定

戦時下に於ける地方行政の根本的刷新強化を目的とする地方行政刷新強化方策要綱は昭和十八年六月二十八日の臨時閣議に於いて正式決定を見、同日左の如く發表せられたが、行政部面に於ける大地域主義的統合問題は人口問題の見地からも關心せらるゝところ妙くない。

### 地方行政刷新強化に關する件

(昭和十八年六月二十八日)  
情報局發表

現下行政の重要性に鑑み府縣制據の弊を防除し關係都廳府縣間の行政の綜合連絡調整を圖り更に進んで特別地方行政官廳の所管行政にも互り各種施策の綜合的運営を具現し以て各種地方官廳を擧げて渾然一體となり戰時地方行政の振作に邁進するの態勢を整へんとす、その要綱左の如し

#### 地方行政刷新強化方策要綱

一、地方別に地方行政協議會を左の如く設置すること

(1) 設置すべき地方

北海道 樺太

東北地方 青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣

關東地方 茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京都、神奈川縣、山梨縣、警視廳

東海地方 岐阜縣、靜岡縣、愛知縣、三重縣

北陸地方 新潟縣、富山縣、石川縣、福井縣、長野縣

近畿地方 滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣

中國地方 鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣

四國地方 德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣

九州地方 福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖繩縣

組織

協議會は會長一人および委員若干人を以てこれ

を組織す

會長は内閣總理大臣の指定する地方長官をもつてこれに充つ

委員は會長たる者を除くの外當該地方内の地方長官、財務局長、税關長、地方專賣局長、營林局長、鑛山監督局長、工務官事務所長、地方燃料局長、海務局長、遞信局長、鐵道局長および勞務官事務所長を以てこれに充つ

(註) 地方の事情により本文の地方特別官廳の長の若干を缺き又は他の地方特別官廳の長を加ふることあるべし

(3) 權限

地方行政の綜合連絡調整に任ずるものとす

(4) 運營

(イ) 本協議會の運營についてはその敏速適正を期し得るやう議事規則等を作るものとす

(ロ) 本協議會の庶務は會長たる地方長官所屬の地方廳に於て之を行ふ

二、戰時行政職權特例に左の如き改正を加ふること

協議會の長たる地方長官は關係地域内における各種行政の綜合連絡調整を圖るため必要あるときは關係地方長官に對し必要なる指示をなしおよび特別地方行政官廳の行政に關しては所管大臣に對し當該特別地方官廳に對し必要なる指示をなすべきことを求むることを得

三、指定都廳府縣に特別の職員を増置すること

協議會の會長たる地方長官所屬の都廳府縣に參事官(假稱、勅任官)專任一人を置き知事の命を承け當該協議會の關係地域内における各種行政の綜合連絡

調整に關する事務を掌らしむ

(註) 參事官は地方行政協議會の事務統理に當らしむ

工場就業時間制限令廢止の件公布

決戦下國民勞力總動員の要請に即應すべく國民徵用令其他勞務關係總動員法諸法令の改正趣旨については本誌前號本欄既報の如くであるが、その一部をなす工場就業時間制限令廢止の件は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。なほ之に伴ひ工場就業時間制限令施行規則も亦廢止せらるゝこととなつた。

工場就業時間制限令廢止ノ件

(昭和十八年六月十五日 勅令第五百一號)

工場就業時間制限令ハ之ヲ廢止ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ハ舊令ハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

重要事業場勞務管理令中左ノ通改正ス

第二十五條第一項中「工場就業時間制限令」ニ「ヲ削ル

厚生省官制中左ノ通改正ス

第十九條第二項及第二十條第二項中「工場就業時間制限令、」ヲ削ル

警視廳官制中左ノ通改正ス

第三條中「工場就業時間制限令施行ニ關スル事務、」ヲ削ル

第十二條保安部ノ部中第七號ヲ削リ第八號ヲ第七號トシ以下順次繰上ゲ

第十六條ノ二第二項及第二十三條第二項中「工場就業時間制限令施行、」ヲ削ル

北海道廳官制中左ノ通改正ス

第十二條第四項中第六號ヲ削リ第七號ヲ第六號トシ以下順次繰上ゲ

第十六條ノ二第二項及第二十九條ノ三第二項中「工場就業時間制限令施行、」ヲ削ル

地方官官制中左ノ通改正ス

第十五條中第六號ヲ削リ第七號ヲ第六號トシ以下順次繰上ゲ

第三十五條第二項中「工場就業時間制限令施行、」ヲ削ル

決戦段階の國民勞務總動員要請に即應すべき勞務調整令中改正の件は、昭和十八年六月十九日付官報を以て左の如く公布せられた。

勞務調整令中改正ノ件

(昭和十八年六月十八日 勅令第五百十三號)

第一條中「就職及退職ノ制限」ヲ「就職、從業、退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ關スル命令」ニ改ム

第三條第二項、第五條、第六條、第八條、第十條、第十七條及第二十條第二項中「道府縣」ヲ「都道府縣」ニ改ム

第八條ノ二 厚生大臣又ハ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監以下同ジ)必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ業種又ハ職種ヲ指定シテ男子從業者ノ雇入、使用、就職及從業ヲ禁止又ハ制限スルコ

ル

勞務調整令中改正の件公布

トヲ得

第三章ノ二 従業者ノ雇入及就職ノ命令

第十一條ノ二 厚生大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ時局ノ要請ニ依ル企業整備ノ爲法令、法令ニ基ク命令又ハ行政官廳ノ指導若ハ勸奨ニ基キ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止又ハ休止スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ従業者ニ對シ厚生大臣ノ指定スル工場、事業場其ノ他ノ場所ニ就職スルコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主(以下指定事業主ト稱ス)ハ命令ノ定ムル所ニ依リ同項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者(以下指定就職者ト稱ス)ヨリ就職ノ申出アリタルトキハ之ヲ雇入ルルコトヲ要ス

指定就職者指定事業主トノ間ニ前二項ノ規定ニ依ル雇傭關係成立シタルトキ其ノ者ト時局ノ要請ニ依ル企業整備ノ爲法令、法令ニ基ク命令又ハ行政官廳ノ指導若ハ勸奨ニ基キ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止又ハ休止スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主トノ間ニ雇傭關係ノ存スル場合ニ於テハ之ヲ存續セシムルコトヲ得ズ

第一項ノ指定ハ指定スベキ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ行フコトヲ得

第十一條ノ三 前條第一項ノ規定ニ依ル命令ハ國民職業指導所ノ職業紹介其ノ他ノ方法ニ依リ所要ノ勞務ヲ得ラザル場合ニ之ヲ爲スモノトス

第十一條ノ四 第十一條ノ二第一項ノ規定ニ依ル命令ハ之ニ依ル勞務ノ配置ヲ必要トスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主ノ厚生大臣又ハ地方長官ニ對ス

ル申請ニ依リ之ヲ爲ス

第十一條ノ五 指定事業主指定就職者ノ賃金其ノ他ノ給與ヲ定ムルニ當リテハ其ノ者ノ技能程度、従事スベキ業務及場所等ニ應ジ且從前ノ賃金其ノ他ノ給與及之ニ準ズベキ收入ヲ斟酌スベシ

指定就職者ノ雇入ハ其ノ者ガ從前賃金統制令第十條第一項ノ最高初給賃金ノ定アル勞務者タリシ場合ハ同條第二項ノ規定ノ適用ニ關シテハ從前ノ事業主ノ雇入レタル時ニ於テ雇入レタルモノト看做ス

厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ指定事業主又ハ指定就職者ニ對シ指定就職者ノ受クベキ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ關シ命令ヲ爲スコトヲ得

第十一條ノ六 指定事業主ハ指定就職者ノ年齢、知識、技能程度及身體ノ状態等ヲ斟酌シ其ノ適正ナル配置ヲ爲スコトニ注意スベシ

第十四條及第十五條中「就職及退職」ヲ「就職、從業、退職」ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件」ニ改ム

第十六條第一項中「(東京府ニ在リテハ警視總監)」ヲ削リ同條第二項中「就職及退職」ヲ「就職、從業、退職」ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件」ニ改ム

第十七條第一項中「使用及解雇」ヲ「使用、解雇及賃金、給料其ノ他ノ從業條件」ニ、同條第二項中「使用又ハ解雇」ヲ「使用、解雇又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

昭和十六年七月八日勅令第六十三號勞務調整令抄録

第一條 國家ニ緊要ナル事業ニ必要ナル勞務ヲ確保スル爲ニスル國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第六條ノ規定ニ基ク從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ノ制限ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第十四條 厚生大臣ハ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ事業主ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十五條 國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基テ報告ヲ爲スルコトヲ得

第十六條 厚生大臣、地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ關係ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十七條 前三條ノ規定ハ國及道府縣ノ從業者ノ雇入、使用及解雇ニハ之ヲ適用セズ

國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國又ハ道府縣ニ於テ爲ス從業者ノ雇入、使用又ハ解雇ニ

關シ從業者ヲ使用スル官衙（陸海軍ノ部隊及學校  
ヲ含ム）又ハ道府縣ヨリ通報ヲ求ムルコトヲ得

### 賃金統制令中改正の件公布

前項勞務調整令改正とその趣旨を同じくする賃金統  
制令中改正の件は、昭和十八年六月十九日付官報を以  
て左の如く公布せられた

#### 賃金統制令中改正ノ件

（昭和十八年六月十八日  
勅令第五百十四號）

賃金統制令中左ノ通改正ス

第六條中「同條ノ規定ニ依リ」ヲ削リ「作成シタルトキ  
ハ」ノ下ニ「命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外」ヲ加ヘ  
「東京府ヲ東京都」ニ改ム

第十四條第一項中第二號ヲ左ノ如ク改メ第三號ヲ削リ  
第四號ヲ第三號トス

二 第十六條ノ規定ニ依ル賃金規則ニ依ル賃金ヲ以  
テ雇傭シ又ハ同條ノ規定ニ依ル昇給内規ニ依リ賃  
金ヲ増スベキモノ

第十六條 雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金規則及  
昇給内規ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ  
賃金規則ニ依ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭シ其ノ昇給  
内規ニ依リ賃金ヲ増スコトヲ得但シ第九條第二項ノ  
規定ノ適用ヲ妨ゲズ

前項ノ賃金規則又ハ昇給内規ヲ變更セントスルト  
キハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外地方長官ノ認  
可ヲ受クベシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ雇傭主ニ對シ前  
二項ノ規定ニ依ル賃金規則又ハ昇給内規ノ變更ヲ命

ズルコトヲ得

第十七條 削除

第十八條中「前四條」ヲ「第十四條乃至第十六條」ニ改ム

第二十三條第二項中「第十五條、第十六條又ハ第十七  
條」ヲ「第十五條又ハ第十六條」ニ改ム

第三十二條第一項、第三十三條第二項及第三十四條中

「道府縣」ヲ「都道府縣」ニ改ム

第三十三條中「内地」ヲ「樺太以外ノ内地」ニ改ム

#### 附則

本令ハ昭和十八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年八月

一日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依リ地方長官ノ  
認可ヲ受ケタル請負單價若ハ請負歩合及賃金算定方法  
又ハ初給賃金及昇給ノ規程ニシテ本令施行ノ際現ニ存  
スルモノハ第十六條第一項ノ改正規定ニ依リ認可ヲ受  
ケタルモノト看做ス

#### 〔參照〕

昭和十五年十月十九日勅令第六百七十五號賃金統制令

#### 抄録

第六條 第四條ノ雇傭主ハ同條ノ規定ニ依リ賃金規

則ヲ作成シタルトキハ十四日以内ニ國家總動員法

第三十一條ノ規定ニ基キ之ヲ地方長官（東京府ニ

在リテハ警視總監以下同ジ）ニ報告スベシ之ヲ變

更シタルトキ亦同ジ

#### 第十四條第一項

雇傭主ハ左ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ニ對シ命

令ヲ以テ定ムル期間ニ支拂フ賃金ノ總額ガ厚生大

臣又ハ地方長官ノ定ムル平均時間割賃金ニ其ノ就

業時間ノ總數ヲ乘ジテ得タル額ノ合計額ヲ超ユル  
トキハ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ豫メ地方長官ノ  
認可ヲ受クベシ

二 請負單價又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ付第  
十六條ノ規定ニ依リ認可アリタル請負賃金制ニ  
依ル賃金ヲ以テ雇傭スルモノ

三 第十七條ノ規定ニ依リ認可アリタル初給賃金  
及昇給ノ規程ニ依リ雇入れ又ハ其ノ賃金ヲ増ス  
ベキモノ

第十六條 雇傭主ハ請負單價又ハ請負歩合及賃金算  
定方法ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ  
請負賃金制ニ依ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルコ  
トヲ得但シ第九條第二項、第十條第二項又ハ第十  
一條第二項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第十七條 雇傭主ハ一定ノ勞務者ノ初給賃金及昇給  
ノ規程ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ  
規程ノ適用アル勞務者ニ付其ノ規程ニ依リ之ヲ雇  
入れ又ハ其ノ賃金ヲ増スコトヲ得

### 賃金統制令施行規則中改正の件公布

賃金統制令施行規則中改正の件は、昭和十八年六月  
二十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

賃金統制令施行規則中改正ノ件

（昭和十八年六月二十八日  
厚生省令第二十四號）

第二條中「東京府」ヲ「東京都」ニ改ム

第五條第一項ニ左ノ一號ヲ加ヘ同條第二項ヲ削ル

十 其ノ他賃金ニ關シ必要ナル事項

第六條中「前條第一項」ヲ「前條」ニ改ム

第七條中「第二十六條第一項」ヲ削ル

第八條ノ二 令第十六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受ケタル貸金規則ニ付テハ令第六條ノ報告ヲ爲スヲ要セズ

第十三條第一項第一號中「二月ニ付當該勞務者」ノ下ニ「基本給三分又ハ」ヲ加フ

第十四條第二項中「第五條第一項」ヲ「第五條」ニ改ム

第十七條第二項中「若ハ最近三月間ノ毎月」及「又ハ之ニ準ズベキ書面」ヲ削ル

第二十條中「第四號」ヲ「第三號」ニ改メ同條ニ左ノ一號ヲ加フ

三 六十日以内ノ期間ヲ定メテ雇傭スルモノ

第二十一條中「令第十四條第一項ノ賃金」ノ下ニ「並ニ令第十五條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケル賃金」ニ「ヲ加フ

第二十四條 令第十五條ノ認可ノ申請書ハ様式第八號ニ依リ其ノ申請ニハ賃金規則ノ寫及最近ノ賃金總額ノ計算期間並ニ最近三月間ノ毎月ノ賃金彙帳(總括票)ノ寫ヲ添附スベシ

第二十四條ノ二中「及第十六條」ヲ削ル

第二十五條 令第十六條ノ認可ノ申請ニハ事業ノ種類、從業場所ノ名稱及所在地並ニ男女別勞務者數ヲ具シ最近ノ賃金總額計算期間ノ賃金彙帳(總括票)ノ寫ヲ添附スベシ

第二十五條ノ二 令第十六條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスル賃金規則ニハ第六條第二項乃至第五項ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ厚生大臣ノ指定スル工場、事業場ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ指定ハ通知ニ依リ之ヲ行フ

第二十五條ノ三 令第十六條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケ

ノトスル昇給内規ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 昇給期ニ關スル事項

二 昇給條件ニ關スル事項

三 一回ノ昇給ノ最高額、最低額及標準額ニ關スル事項

四 其ノ他昇給ニ關シ必要ナル事項

第二十五條ノ四 雇傭主令第十六條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルトキハ認可アリタル昇給内規ニ依リ其ノ賃金ヲ増スベキ勞務者ニ對スル一回ノ昇給額ノ其ノ勞務者ニ對スル平均額ハ其ノ昇給内規ニ定ムル一回ノ昇給標準額ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

第二十五條ノ五 左ノ各號ニ掲グル場合ハ令第十六條第二項ノ認可ヲ受ケタルヲ要セズ

一 第五條第三號又ハ第四號ニ掲グル事項ニ關スル變更ニシテ之ガ爲最高初給賃金又ハ最高賃金ヲ超エザルトキ

二 令第二十一條及令第三十三條第二項ノ規定ニ依リ地方長官又ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケタル賃金ノ協定ノ範圍内ニ於ケル變更ナルトキ

三 厚生大臣ノ指定スル手當ニ關スル變更ナルトキ

第二十六條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ當時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ニ就業ノ日又ハ時間ニ對スル賃金ヲ超ユル手當ヲ其ノ就業セザル日又ハ時間ニ對シ支給スルコトヲ得ザルモノトス

第二十七條第一項中「令第六條ノ規定ニ依リ地方長官ニ報告シタル」ヲ削ル

第二十八條第二項中「若ハ」ヲ「又ハ」ニ改メ「又ハ」ニ準ズベキ書面」ヲ削ル

第二十九條第一項中「毎年ノ合計額ガ二十圓ヲ超エザルトキ」ノ下ニ「又ハ厚生大臣ノ指定スル臨時ノ給與ナルトキ」ヲ加ヘ(第二項中「若ハ」ヲ「又ハ」ニ改メ「又ハ」ニ準ズベキ書面」ヲ削リ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

第一項ノ指定ハ通知ニ依リ之ヲ行フ

第三十條第二項中「若ハ」ヲ「又ハ」ニ改メ「又ハ」ニ準ズベキ書面」ヲ削ル

第三十條第二項中「若ハ」ヲ「又ハ」ニ改メ「又ハ」ニ準ズベキ書面」ヲ削ル

第三十一條ニ左ノ一項ヲ加フ

認可ヲ受ケントスル協定ニシテ令第十五條又ハ令第十六條ノ事項ニ關スルモノナルトキハ前項ノ申請書ニ其ノ旨ヲ記載スベシ

第三十三條中「廢止又ハ變更」ヲ「變更又ハ廢止」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ變更又ハ廢止ニシテ令第十五條又ハ令第十六條ノ事項ニ關スルモノナルトキハ前項ノ申請書ニ其ノ旨ヲ記載スベシ

第三十五條但書中「日日雇入ルル勞務者」ノ下ニ「及六十日以内ノ期間ヲ定メテ雇傭スル勞務者」ヲ加フ

第三十六條 賃金彙帳ハ個人票、總括票、特別手當彙帳、生産彙帳及昇給彙帳トス

個人票及總括票ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ十人ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ作成シ其ノ様式ハ工場、鑛山ニ在リテハ様式第十六號及様式第十七號、其ノ他ノ事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ在リテハ様式第十八號及様式第十九號ニ依ルベシ

特別手當彙帳ハ第二十一條第一號ノ手當ヲ支給スルニ至リタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ作成シ同號ノ手當ノ種類毎ニ手當ヲ受ケル勞務者ノ氏名、男女別、



年齢及其ノ手當額ヲ記載スベシ但シ個人票ニ特別手當欄ヲ設ケタルトキハ特別手當額ノ作成ヲ要セズ生産額帳ハ令第十五條ノ認可ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ作成シ其ノ様式ハ第二十一號ニ依ルベシ

昇給額帳ハ令第十六條ノ認可ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ作成シ其ノ様式ハ第二十二號ニ依ルベシ

雇傭主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ個人票ニ付キ第二項ノ様式ト異ル様式ヲ用フルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニハ雇傭主ノ用ヒントスル様式及申請ノ理由ヲ具スベシ

第三十七條 賃金帳ノ記入ハ個人票及特別手當額帳ニ在リテハ毎月ノ賃金又ハ第二十一條第一號ノ手當ニ付翌月末日迄ニ之ヲ爲シ、總括票及生産額帳ニ在リテハ毎月ノ賃金又ハ生産量ニ付翌月末日迄ニ毎賃金總額計算期間ノ賃金又ハ生産量ニ付其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ之ヲ爲シ、昇給額帳ニ在リテハ毎月昇給額ノ昇給額ヲ昇給期ノ翌月末日迄ニ之ヲ爲スベシ

第三十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ當時三十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ様式第十七號ニ依リ總括票ヲ作成スルモノニ在リテハ毎賃金總額計算期間ノ賃金帳(總括票)ノ寫ヲ其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ様式第十九號ニ依リ總括票ヲ作成スルモノニ在リテハ毎月ノ賃金帳(總括票)ノ寫ヲ翌月末日迄ニ地方長官ニ報告スベシ

第三十八條ノ二 令第十五條ノ認可ヲ受ケタル雇傭主ハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ毎賃金總額計算

期間ノ生産額帳ノ寫ヲ其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ地方長官ニ報告スベシ

第三十八條ノ三 令第十六條ノ認可ヲ受ケタル雇傭主ハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ毎昇給期ノ昇給額帳ノ寫ヲ其ノ昇給期ノ翌月末日迄ニ地方長官ニ報告スベシ

第四十一條中「第二十六條第一項」ヲ削ル

様式第一號記載注意中「工業分類(小分類)」ヲ「工業分類(中分類)」ニ改ム

様式第二號中記載注意第一號ヲ第二號トシ第二號ノ前ニ左ノ一號ヲ加フ

一、事業ノ種類ハ工業ニ在リテハ工業分類(中分類)ニ依ル事業ノ名稱ヲ、其ノ他ノ事業ニ在リテハ成ル可ク詳細ニ事業ノ名稱又ハ主要生産品名ヲ記載スルコト

様式第三號、様式第十二號及様式第十五號中記載注意トシテ左ノ一號ヲ加フ

一、事業ノ種類ハ工業ニ在リテハ工業分類(中分類)ニ依ル事業ノ名稱ヲ、其ノ他ノ事業ニ在リテハ成ル可ク詳細ニ事業ノ名稱又ハ主要生産品名ヲ記載スルコト

様式第四號乃至様式第八號、様式第十三號、様式第十四號及様式第十六號乃至様式第十九號ヲ別紙ノ如ク改ム  
様式第九號乃至様式第十一號 削除  
様式第二十一號及様式第二十二號ヲ別紙ノ如ク定ム

附則

本令ハ昭和十八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別紙様式省略)

賃金統制令施行規則に關する厚生省告示

告示

賃金統制令施行規則に依る賃金統制令の手當に關する指定は、昭和十八年六月二十八日付官報を以て左の如く告示せられた。

厚生省告示第三百一號

賃金統制令施行規則第二十一條第一號ノ規定ニ依リ賃金統制令第十四條第一項ノ賃金ニ含まザル手當ヲ左ノ通指定シ昭和十八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第九號ノ手當ハ地方長官又ハ鑛山監督局長ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル

昭和十八年一月厚生省告示第三十一號ハ之ヲ廢止ス

一 應召手當 陸軍召集規則第二條第一項又ハ海軍召集規則第三條第一項ノ召集ニ應召中ノ勞務者ニ對シ支給スル手當

二 入營手當 現役在營中ノ勞務者ニ對シ支給スル手當

三 軍事參會手當 徵兵検査ノ身體検査、簡閱點呼又ハ帝國在郷軍人會則第十條第二號イ、ロニ掲グル訓練(一年ニ付四十時間ヲ超エザル訓練)ヲ受クル勞務者ニ對シ身體検査、簡閱點呼又ハ訓練ノ當日若ハ時間ニ付支給スル手當

四 應徵手當 國民徵用令ニ依リ徵用中ノ勞務者ニ對シ支給スル手當

五 家族手當 勞務者ニ對シ其ノ配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)又ハ本人ト同一戸籍内ニ在ル滿六十歳以上ノ直

系尊屬、滿十八歳未滿ノ直系卑屬及弟妹若ハ不具發  
疾者ニシテ主トシテ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持ス  
ルモノ一人ニ付月額五圓ノ割合ニ依リ計算シタル金  
額以內ニ於テ支給スル手當

六 精勤手當 一定期間精勤シタル勞務者ニ對シ一月

ニ付基本給三分分又ハ標準報酬日額ノ二分分ノ割合

ニ依リ計算シタル金額以內ニ於テ支給スル手當

七 臨時休業手當 雇主臨時ニ休業ヲ命ジタル勞務

者ニ對シ其ノ休業ノ日又ハ時間ニ付支給スル手當

八 防空勤務手當 所定就業時間外ニ於テ工場又ハ事

業場ノ防空勤務ニ服シタル勞務者ニ對シ勤務ノ都度

支給スル手當

九 稼働率及能率増進ノ爲ニスル手當

〔参照〕 昭和十八年一月二十六日厚生省告示第三十一號ハ本號

ト同伴ナリ

### 厚生省告示第三百二號

賃金統制令施行規則第二十五條ノ五第三號ノ規定ニ  
依リ賃金統制令第十六條第二項ノ認可ヲ受クルヲ要セ  
ザル手當ヲ左ノ通指定シ昭和十八年七月一日ヨリ之ヲ  
施行ス

一 應召手當 陸軍召集規則第二條第一項又ハ海軍召

集規則第三條第一項ノ召集ニ應召中ノ勞務者ニ對シ

支給スル手當

二 入營手當 現役在營中ノ勞務者ニ對シ支給スル手

當

三 軍事參會手當 徵兵検査ノ身體検査、簡閱點呼又

ハ帝國在郷軍人會則第十條第二號イ、ロニ掲ゲル

訓練(一年ニ付四十時間ヲ超エザル訓練ヲ受クル勞  
務者ニ對シ身體検査、簡閱點呼又ハ訓練ノ當日若ハ  
時間ニ付支給スル手當

四 應徵手當 國民徵用令ニ依リ徵用中ノ勞務者ニ對

シ支給スル手當

五 家族手當 勞務者ニ對シ其ノ配偶者(届出ヲ爲サ

ザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含

ム)又ハ本人ト同一戸籍内ニ在ル滿六十歳以上ノ直

系尊屬、滿十八歳未滿ノ直系卑屬及弟妹若ハ不具發

疾者ニシテ主トシテ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持ス

ルモノ一人付月額五圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額

以內ニ於テ支給スル手當

六 精勤手當 一定期間精勤シタル勞務者ニ對シ一月

ニ付基本給三分分又ハ標準報酬日額ノ二分分ノ割合

ニ依リ計算シタル金額以內ニ於テ支給スル手當

七 臨時休業手當 雇主臨時ニ休業ヲ命ジタル勞務

者ニ對シ其ノ休業ノ日又ハ時間ニ付支給スル手當

八 防空勤務手當 所定就業時間外ニ於テ工場又ハ事

業場ノ防空勤務ニ服シタル勞務者ニ對シ勤務ノ都度

支給スル手當

### 國民勤勞報國協力令中改正ノ件公布

昭和十六年十一月公布をみた國民勤勞報國協力令に  
ついては本誌第二卷第十二號本欄所報の如くであるが、  
決戦下國民勞力の總動員要請に應ずべき司令中一部改  
正の勅令は、昭和十八年六月十九日付官報を以て左の  
如く公布せられた。

### 國民勤勞報國協力令中改正ノ件

(昭和十八年六月十八日  
勅令第五百十五號)

國民勤勞報國協力令中左ノ通改正ス  
第二條中「東京府」ヲ「東京都」ニ改ム  
第三條第一項中「四十年」ヲ「五十年」ニ改ム  
第四條中「三十日」ヲ「六十日」ニ改ム  
第六條中「市町村長ニ準ズベキモノヲ含ム」ヲ「市町村  
長ニ準ズベキモノヲ含ミ東京都ノ區ノ存スル區域ニ在  
リテハ區長トス」ニ改ム  
第十四條中「東京府」ニ在リテハ「警視總監及東京府知事  
トス」ヲ「東京都」ニ在リテハ「東京都長官及警視總監ト  
ス」ニ改ム

### 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

但シ第二條第六條及第十四條ノ改正規定ハ昭和十八年

七月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

昭和十六年十一月二十  
日公布 勅令第九百九十五號國民勤勞

報國協力令抄錄

第三條第一項

國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムベキ者ハ帝

國臣民ニシテ年齢十四年以上四十歳未滿ノ男子及

年齢十四年以上二十五年未滿ノ女子(妻及届出ヲ

爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル女

子ヲ除ク)トス

第四條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムル期

間ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一年ニ付三十日以内ト

ス

前項ノ期間ハ特別ノ必要アル場合又ハ本人ノ同意

アル場合ニ於テハ三十日ヲ超ユルコトヲ得

第六條 厚生大臣又ハ地方長官ハ前條ノ規定ニ依ル

請求又ハ申請アリタル場合ニ於テ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムル必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村長(市町村長ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ)其ノ他ノ團體ノ長又ハ學校長ニ對シ協力ヲ受クベキ者 作業ノ種類 協力ヲ爲スベキ場所及期間並ニ所要人員數其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シ必要ナル措置ヲ命ズルモノトス

第十四條 第六條ノ規定ニ依リ學校長ニ對シ必要ナル措置ヲ命ズル場合ノ學校存學者ノ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シテハ第五條第六條及前二條中厚生大臣トアルハ文部大臣及厚生大臣トシ地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監及東京府知事トス

### 工場法戰時特例の公布

決戦段階下國民勞力の總動員の要請に即應すべき工場法の戰時特例に關する件は昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

#### 工場法戰時特例

(昭和十八年六月十五日勅令第五百號)

第一條 戰時行政特例法ニ基ク工場法ノ特例ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 工場法第三條、第四條及第七條ノ規定ハ厚生大臣ノ指定スル工場ニ之ヲ適用セズ

前項ノ指定ハ指定スベキ工場ノ工業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

第三條 工業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許

可ヲ受ケ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ工場法第九條、第十條及第十一條第二項ノ規定ニ拘ラズ同法第十一條第一項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定ムル義務ニ就カシムルコトヲ得

第四條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ第二條第一項ノ工場ノ工業主ニ對シ同條ノ規定實施ノ爲勤勞管理ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第五條 工場法第十九條及第二十五條ノ規定ハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ之ヲ準用ス

#### 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 工場法戰時特例施行規則の公布

工場法戰時特例施行規則は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

#### 工場法戰時特例施行規則

(昭和十八年六月十六日厚生省令第十八號)

第一條 工場法戰時特例(以下令ト稱ス)第二條ノ規定ニ依リ重要事業場勞務管理令第二條ノ規定ニ依リ指定シタル工場ヲ指定ス

第二條 令第二條第二項ノ規定ニ依ル通知ニ依リ指定ヲ受ケタル工場ノ工業主ハ其ノ旨職工ニ周知セシムベシ

第三條 令第三條ノ許可ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 工場ノ名稱、所在地及事業ノ種類
- 二 工場主ノ氏名及住所(法人タル工業主ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏

(名)

三 常時使用スル男女別、十六歳以上十六歳未満ノ年齢別職工數

四 許可ヲ受ケ就業セシメントスル業務

五 許可ヲ受ケ就業セシメントスル男女別職工數

六 許可ヲ受ケントスル理由

第四條 令第三條中行政官廳トアルハ地方長官 令第

四條中行政官廳トアルハ第一條ノ工場ニ在リテハ厚生大臣、其ノ他ノ工場ニ在リテハ地方長官トス

#### 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 工場法施行規則中改正の件公布

工場法施行規則中改正の件は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

#### 工場法施行規則中改正ノ件

(昭和十八年六月十六日厚生省令第十九號)

第五條第三號中「汽罐」ノ下ニ「汽罐取締令第四條各號ノ一該當スルモノヲ除ク」ヲ、第四號中「電動機」ノ下ニ「七キロワット以下ノモノヲ除ク」ヲ加ヘ、同號中「發電機ノ抵抗器」ヲ削リ、第五號中「鋸機」ノ下ニ「鋸ノ直徑二十五種以下ノ圓鋸機及卓上帶鋸機ニシテ鋸ノ幅三十八耗以下ノモノヲ除ク」ヲ加ヘ、第六號及第七號ヲ削ル

第六條第五號 削除

#### 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

大正五年八月農商務省令第十九號工場法施行規則抄録

第五條 工場法第九條ニ掲クル業務ノ範圍左ノ如シ

六 危険ナル齒輪、調帶車、勢輪、調帶、調索ニ

シテ完全ナル柵圍其ノ他危害豫防裝置ナキモノ又ハ之ニ進スヘキモノニ接近シテ行フ業務

七 完全ナル柵圍其ノ他ノ危害豫防裝置ナキ車軌

道、足場其ノ他之ニ進スヘキ場所ニ於ケル業務

第六條 工場法第十條ニ掲クル業務ノ範圍左ノ如シ

五 金屬、鑛物、土石、骨、角、襪襖、獸毛、棉、麻、糞等ノ塵埃、粉末ヲ著シク飛散スル場所ニ於ケル業務

鑛夫就業扶助規則の特例に關する件

公布

上掲工場法の戰時特例に關する勅令とその趣旨を同じくする鑛夫就業扶助規則の特例に關する件は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

鑛夫就業扶助規則ノ特例ニ關スル

件 (昭和十八年六月十六日厚生省令第二十二號)

第一條 石炭ヲ目的トスル鑛業權者鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ鑛夫就業扶助規則(以下規則ト稱ス)第五條及第六條ノ規定ニ拘ラズ就業時間ヲ延長シ、規則第七條ノ規定ニ拘ラズ十六歳以上ノ女子ヲ就業セシメ、規則第九條ノ規定ニ拘ラズ休憩時間ヲ短縮シ又ハ規則第十條ノ規定ニ拘ラズ休日ヲ廢ス

ルコトヲ得

第二條 鑛業權者鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ規則第十一條ノ二ノ規定ニ拘ラズ石炭坑ニ付テハ

十六歳未満ノ男子ニシテ國民學校高等科ノ課程又ハ之ト同等以上ト認メラレタル課程ヲ修了シタルモノ及二十歳以上ノ女子(妊娠中ノ者ヲ除ク)ヲ、其ノ他ノ鑛山ニ付テハ二十五歳以上ノ女子(妊娠中ノ者ヲ除ク)ヲシテ坑内ニ於テ就業セシムルコトヲ得

第三條 鑛業權者鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ規則第十二條及第十三條ノ規定ニ拘ラズ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ規則第十二條及第十三條各號ノ業務ニ就カシムルコトヲ得

第四條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ前各條ノ鑛業權者ニ對シ前各條ノ規定實施ノ爲勤勞管理ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第五條 鑛業權者第二條ノ規定ニ依リ十六歳未満ノ男子又ハ二十歳以上若ハ二十五歳以上ノ女子ヲ坑内ニ於テ就業セシメントスルトキハ醫師ヲシテ其ノ者ノ健康診斷ヲ爲サシムベシ但シ厚生大臣ノ指定スル健康診斷ヲ受ケ三月ヲ經過セザル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 鑛業權者ニ毎年少クトモ二回醫師ヲシテ第二條ノ規定ニ依リ坑内ニ於テ就業スル十六歳未満ノ男子又ハ二十歳以上若ハ二十五歳以上ノ女子ノ健康診斷ヲ爲サシムベシ

其ノ年ニ於テ前條ノ規定ニ依ル健康診斷又ハ厚生大臣ノ指定スル健康診斷ヲ受ケタル者ニ付テハ其ノ受ケタル回数ニ應ジ前項ノ規定ニ依ル健康診斷ハ之ヲ爲サシメザルコトヲ得

第七條 前二條ノ健康診斷ニ於テハ左ノ項目ニ付計測

又ハ検査ヲ行フベシ

一 體重

二 視力、聽力

三 感覺器、呼吸器、循環器、消化器、神經系其ノ他ノ臨床醫學的検査

四 「ツベルクリン」皮内反應検査

前項第四號ノ検査ハ其ノ反應陽性ナルコト明カナル者ニ付テハ之ヲ省略スルコトヲ得

第一項ノ検査ニ依リ醫師ニ於テ必要ト認ムル者ニ付テハ「エックス」線検査、赤血球沈降速度検査及喀痰検査ヲ行フベシ

第八條 鑛業權者第五條又ハ第六條ノ規定ニ依ル健康診斷ヲ爲サシメタルトキハ健康診斷ノ結果ニ關スル記録ヲ作成スベシ

第六條第二項ノ規定ニ依リ健康診斷ヲ爲サシメザリシ場合ニ於テハ鑛業權者ハ厚生大臣ノ指定スル健康診斷ノ結果ニ關スル記録ノ寫ヲ作成スベシ

第二項ノ規定ニ依ル健康診斷ノ結果ニ關スル記録又ハ厚生大臣ノ指定スル健康診斷ノ結果ニ關スル記録ノ寫ハ三年間之ヲ保存スベシ

第九條 鑛業權者ハ第五條又ハ第六條ノ健康診斷ノ結果注意ヲ要スト認メラレタル者ニ付テハ醫師ノ意見ヲ徵シ療養ノ指示、就業ノ場所又ハ業務ノ轉換、就業時間ノ短縮、休憩時間ノ増加、健康状態ノ監視其ノ他健康保護上必要ナル處置ヲ執ルベシ

第十條 鑛業權者ハ毎年一回第六條ノ規定ニ依ル健康診斷ノ結果ヲ別記様式ニ依リ鑛山監督局長ニ報告スベシ



健康診断結果報告記載心得

(用紙ノ大サハ日本標準規格B4トス)

一、坑内ニ於テ就業スル保護鑛夫ノ數欄ニハ本令ニ依リ坑内ニ於テ就業スル保護鑛夫ノ員數ヲ男女別ニ記入スベシ

二、病種別欄ノ疾病分類ハ左表(内閣死因統計ニ依ル疾病分類)ニ據ルベシ

疾病分類表

大分類	小分類	備考
傳染病及寄生蟲病	呼吸器ノ結核 微淋及軟性下疳 其他	法定傳染病、麻疹、百日咳、流行性感 冒、丹毒、呼吸器以外ノ結核、癩等
全身病	レウマチス 脚氣 其他	糖尿病、壞血病、佝僂病、甲狀腺及副 甲狀腺ノ疾患等
血液及造血臟器ノ疾患	貧血 其他	紫斑病、脾臟ノ疾患等
神經系及感覺器ノ疾患	神經衰弱 其他	脊髓癆、麻痺性痴呆、其ノ他ノ精神病、 結膜炎、角膜炎、白內障等

備考	ツベルクリン皮内反應			被檢者數	其ノ他
	陽性	疑陽性	陰性		
一年以内ノモノ 陽性轉化發見後					

注意	備考欄記載ノ疾病ハ小分類中「其ノ他」ニ屬スルモノトシテ取扱フコト	血行器ノ疾患	呼吸器ノ疾患	消化器ノ疾患	泌尿生殖器ノ疾患	皮膚及皮下結締組織ノ疾患	骨及運動器ノ疾患
		其ノ他 心臓辨膜症 核症	其ノ他 氣管支炎 肺炎	其ノ他 胃腸炎	其ノ他 腎臟炎	其ノ他 濕疹 疥癬	其ノ他 關節炎 骨髄炎等
		動脈硬化症、心囊炎、心臓ノ機能的疾患等	鼻疾、喉頭ノ疾患、肺炎、肺鬱血、喘息、肺氣腫、砒肺等	齒疾、扁桃腺炎、食道ノ疾患、胃及十二指腸ノ潰瘍、蟲樣突起炎、脫腸、膽石等	腎孟炎、膀胱炎等	癩、禿頭、疥癬等	

- 三、要注意者欄ニハ被檢者中當該疾病ニ罹レル者ニシテ其ノ者ノ健康狀態ガ作業其ノ他ニ關シ注意ヲ必要トスルモノノ員數ヲ記入スベシ
- 四、要療養者欄ニハ被檢者中當該疾病ニ罹レル者ニシテ休業シテ療養スルコトヲ必要トスルモノノ員數ヲ記入スベシ
- 五、其ノ他欄ニハ被檢者中當該疾病ニ罹レル者ニシテ要注意者及要療養者以外ノ者ノ員數ヲ記入スベシ
- 六、其ノ年「ツベルクリン」皮内反應檢査ヲ爲サザルモ前年ニ於テ陽性ナリシ者ニ付テハ其ノ年ニ於テモ陽性トシテ記入スベシ
- 七、本報告ハ毎年一月末日迄ニ前年分ヲ取纏メ之ヲ差出スベシ

### 鑛夫就業扶助規則中改正の件公布

鑛夫就業扶助規則中改正の件は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

#### 鑛夫就業扶助規則中改正ノ件

(昭和十八年六月十六日  
厚生省令第二十二號)

第十二條第四號中「電動機、發電氣ノ抵抗器、變壓器又ハ「コットレル」集塵裝置ニ屬スル整流機」ヲ「電動機又ハ變壓器」ニ改ム

第十三條第三號 削除

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

#### 〔參照〕

大正五年八月農商務省令第二十一號鑛夫就業扶助規則抄録

#### 第十二條

鑛業權者ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ左ニ掲クル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

(左記略ス)

第十三條 鑛業權者ハ十六歳未満ノ者ヲシテ左ニ掲クル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

一 土石又ハ鑛物ノ粉塵ヲ著シク飛散スル場所ニ於ケル業務

二 土石又ハ鑛物ノ粉塵ヲ著シク飛散スル場所ニ於ケル業務

### 關東州勞務調整令の公布

關東州勞務調整令は、昭和十八年六月九日付官報を以て左の如く公布せられた。

#### 關東州勞務調整令

(昭和十八年六月八日  
勅令第四百八十九號)

第一條 國家ニ緊要ナル事業ニ必要ナル勞務ヲ確保ス

ル爲ニスル關東州國家總動員令ニ於テ依ルコトヲ定メタル國家總動員法(以下國家總動員法ト稱ス)第六條ノ規定ニ基ク從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ノ制限ハ本令ニ又ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外勞務調整令ニ依ル但シ同令第一條、第六條、第八條、第十一條及第十八條乃至第二十條ノ規定ハ此ノ限ニ在ラズ

勞務調整令中國家總動員法トアルハ關東州國家總動員令ニ於テ依ルコトヲ定メタル國家總動員法、學校卒業者使用制限令トアルハ關東州學校卒業者使用制限令ニ於テ依ルコトヲ定メタル學校卒業者使用制限令、厚生大臣トアルハ滿洲國駐劄特命全權大使、地方長官トアルハ關東州廳長官、國民職業指導所長トアルハ關東職業指導所長、國民職業指導所トアルハ關東職業指導所、國及道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノトアリ又ハ國及道府縣トアルハ國、市及會、國又ハ道府縣トアルハ國、市又ハ會、道府縣トアルハ市又ハ會、國民學校修了者トアルハ初等學校修了者、第四條、第六條又ハ第七條トアルハ第四條、第七條又ハ關東州勞務調整令第二條トス

第二條 本令施行後關東州ニ於ケル國民學校(以下國民學校ト稱ス)ノ高等科ヲ修了シ又ハ公學堂ノ初等科若ハ高等科若ハ普通學堂ヲ修了シ若ハ中途退學シタル後二年ヲ經過セザル男子ニシテ技能者タラザルモノ(以下初等學校修了者ト稱ス)ノ雇入及就職ハ關東職業指導所ノ紹介ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ國、市及會ニ於ケル雇入及就職ノ場合並ニ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 勞務調整令第七條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該

當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

一 勞務調整令第五條第二號ノ場合

二 國、市及會ニ於ケル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

第四條 國民學校ノ初等科若ハ高等科、公學堂ノ初等科若ハ高等科又ハ普通學堂在學中ノ者ヲ雇入レ其ノ者ガ國民學校ノ高等科、公學堂高等科若ハ普通學堂ヲ修了シ若ハ公學堂初等科ヲ修了シ公學堂高等科ニ進學セザル場合又ハ公學堂ノ初等科若ハ高等科若ハ普通學堂ヲ中途退學シタル場合引續キ其ノ者ヲ雇入レ其ノ場合ニ於テハ第二條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ者ガ國民學校ノ高等科、公學堂ノ高等科若ハ初等科若ハ普通學堂ヲ修了シ又ハ公學堂ノ初等科若ハ高等科若ハ普通學堂ヲ中途退學スル時ニ於テ新ニ雇入レ及就職スルモノト看做ス

年齡十四年未満ノ者ヲ雇入レ引續キ其ノ者ヲ雇入スル場合ニ於テハ勞務調整令第七條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ者ガ年齡十四年ニ達スル時ニ於テ新ニ雇入レ及就職スルモノト看做ス

事業主其ノ雇入スル從業者ニ付工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ所屬ノ移動ヲ行フ場合ニ於テハ本令ノ適用ニ付テハ後ノ使用ノ場合ニ於テ新ニ雇入レ及就職スルモノト看做ス

第一項及第二項ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ新ナル雇入ニ關シ第二條若ハ勞務調整令第七條ノ規定ニ依ル認可又ハ第二條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ依ル認可ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認可ノ處分アル時ニ新ニ雇入レ及就職ス

ルモノト看做ス

第五條 第二條及前條第一項ニ於テ國民學校ノ初等科

若ハ高等科又ハ公學堂ノ初等科若ハ高等科トアルハ

關東州ニ於ケル之ニ準ズベキモノヲ含ム

附則

本令施行ノ期日ハ大使之ヲ定ム

〔參照〕

昭和十三年四月一日公布法律第五十五號國家總動員法

抄錄

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルト

キハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若

ハ解雇、就職、從業者ハ退職又ハ貸金、給料其ノ

他ノ從業條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

### 國民職業能力申告令改正の件公

布

國民職業能力申告令改正の件は、昭和十八年六月

九日付官報を以て左の如く公布せられた。

### 國民職業能力申告令改正ノ件

(昭和十八年六月八日  
勅令第四百八十八號)

國民職業能力申告令中左ノ通改正ス

第十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

前條ニ掲グル國民勞務手帳法ノ施行ニ關スル規定ハ

臺灣及南洋群島ニ在リテハ各之ニ相當スル法令ノ規

定トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十四年一月七日公布勅令第五號國民職業能力申告

令抄錄

第十六條 要申告者(第二條第六號ニ該當スル者ヲ

除ク)ニ付國民勞務手帳法施行令第一條、同令附

則第二項又ハ昭和十六年勅令第七百五號附則第二

項ノ規定ニ依リ申請アリタルトキハ第四條第一項

ノ規定ニ依リ申告アリタルモノト看做ス

要申告者(第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)ニ付

國民勞務手帳法施行令第十四條、第十六條、第二

十條又ハ第二十一條第一項ノ規定ニ依リ報告アリ

タルトキハ第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依リ

申告アリタルモノト看做ス

### 勤勞顯功章令改正の件公

勤勞顯功章令改正の件は、昭和十八年六月二十四日

付官報を以て左の如く公布せられた。

### 勤勞顯功章令改正ノ件

(昭和十八年六月二十三日  
勅令第五百二十七號)

第一條 勤勞顯功章ハ工業、鑛業(砂鑛業及土石採取

業ヲ含ム)、農林畜水産業、交通業(通信業ヲ含ム)

若ハ商業(之ニ準ズル事業ヲ含ム)ニ従事スル者(以

下勤勞者ト稱ス)又ハ其ノ團體ニシテ平素其ノ職務

ニ精勵シ勤勞報國ノ實ヲ擧ゲ他ノ模範タルモノニ之

ヲ授與スルモノトス

前項ノ規定ニ依ルノ外勤勞顯功章ハ勤勞者又ハ其ノ

團體ニシテ危難ヲ顧ミズ其ノ職責ヲ盡シ其ノ行爲他

ノ模範タルモノニモ之ヲ授與スルコトヲ得

第二條 勤勞顯功章ハ徽章及賞狀ノ二種トシ之ヲ受ク

ベキ者勤勞者ナルトキハ之ニ對シ徽章ヲ、團體ナル  
トキハ之ニ對シ賞狀ヲ授與スルモノトス  
徽章ノ形狀及制式並ニ賞狀ノ樣式附圖ノ如シ

第三條 勤勞顯功章ハ主務大臣之ヲ授與ス

第四條 徽章ハ之ヲ右肋ニ佩ブルモノトス

第五條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外勤勞顯功章ノ授

與、返納其ノ他勤勞顯功章ニ關シ必要ナル事項ハ主

務大臣之ヲ定ム

第六條 本令中主務大臣トアルハ第二項及第三項ニ規

定スル場合ヲ除クノ外厚生大臣トス

本令中主務大臣トアルハ農林畜水産業ノ勤勞者又ハ

其ノ團體ニ關シテハ農林大臣、船員及航空機職員又

ハ其ノ團體ニ關シテハ逓信大臣トス

本令中主務大臣トアルハ前項ニ規定スル場合ヲ除ク

ノ外第一條ノ規定ニ依ル事業ノ經營者(經營擔當者

ヲ含ム以下同ジ)若ハ其ノ團體又ハ經營者ト他ノ勤

勞者トノ團體ニ關シテハ其ノ事業ノ主務大臣トス

但シ工場事業場管理令ニ依リ管理スル同令ノ工場事

業場ニ關シテハ當該管理ノ主務大臣トス

第七條 本令中主務大臣トアルハ國ノ事業ニ使用セラ

ルル勤勞者又ハ其ノ團體ニ關シテハ前條ノ規定ニ拘

ラス其ノ事業ノ主務大臣トス

第八條 本令中主務大臣トアルハ工場事業場管理令ノ

主務大臣ガ陸軍大臣又ハ海軍大臣タル場合及陸軍又

ハ海軍ノ事業ニ使用セラルル勤勞者又ハ其ノ團體ニ

關スル場合ヲ除クノ外朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺

灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ滿洲國駐劄

特命全權大使、南洋群島ニ在リテハ大東亞大臣トス

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



ルモノト看做ス

第五條 第二條及前條第一項ニ於テ國民學校ノ初等科

若ハ高等科又ハ公學堂ノ初等科若ハ高等科トアルハ

關東州ニ於ケル之ニ準ズベキモノヲ含ム

附則

本令施行ノ期日ハ大使之ヲ定ム

〔參照〕

昭和十三年四月一日公布法律第五十五號國家總動員法

抄錄

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルト

キハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若

ハ解雇、就職、從業者ハ退職又ハ貸金、給料其ノ

他ノ從業條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

### 國民職業能力申告令中改正の件公

布

國民職業能力申告令中改正の件は、昭和十八年六月

九日付官報を以て左の如く公布せられた。

### 國民職業能力申告令中改正ノ件

(昭和十八年六月八日  
勅令第四百八十八號)

國民職業能力申告令中左ノ通改正ス

第十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

前條ニ掲グル國民勞務手帳法ノ施行ニ關スル規定ハ

臺灣及南洋群島ニ在リテハ各之ニ相當スル法令ノ規

定トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十四年一月七日公布勅令第五號國民職業能力申告

令抄錄

第十六條 要申告者(第二條第六號ニ該當スル者ヲ

除ク)ニ付國民勞務手帳法施行令第一條、同令附

則第二項又ハ昭和十六年勅令第七百五號附則第二

項ノ規定ニ依リ申請アリタルトキハ第四條第一項

ノ規定ニ依リ申告アリタルモノト看做ス

要申告者(第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)ニ付

國民勞務手帳法施行令第十四條、第十六條、第二

十條又ハ第二十一條第一項ノ規定ニ依リ報告アリ

タルトキハ第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依リ

申告アリタルモノト看做ス

### 勤勞顯功章令改正の件公

勤勞顯功章令改正の件は、昭和十八年六月二十四日

付官報を以て左の如く公布せられた。

### 勤勞顯功章令改正ノ件

(昭和十八年六月二十三日  
勅令第五百二十七號)

第一條 勤勞顯功章ハ工業、鑛業(砂鑛業及土石採取

業ヲ含ム)、農林畜水産業、交通業(通信業ヲ含ム)

若ハ商業(之ニ準ズル事業ヲ含ム)ニ従事スル者(以

下勤勞者ト稱ス)又ハ其ノ團體ニシテ平素其ノ職務

ニ精勵シ勤勞報國ノ實ヲ擧ゲ他ノ模範タルモノニ之

ヲ授與スルモノトス

前項ノ規定ニ依ルノ外勤勞顯功章ハ勤勞者又ハ其ノ

團體ニシテ危難ヲ顧ミズ其ノ職責ヲ盡シ其ノ行爲他

ノ模範タルモノニモ之ヲ授與スルコトヲ得

第二條 勤勞顯功章ハ徽章及賞狀ノ二種トシ之ヲ受ク

ベキ者勤勞者ナルトキハ之ニ對シ徽章ヲ、團體ナル  
トキハ之ニ對シ賞狀ヲ授與スルモノトス  
徽章ノ形狀及制式並ニ賞狀ノ樣式附圖ノ如シ

第三條 勤勞顯功章ハ主務大臣之ヲ授與ス

第四條 徽章ハ之ヲ右肋ニ佩ブルモノトス

第五條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外勤勞顯功章ノ授

與、返納其ノ他勤勞顯功章ニ關シ必要ナル事項ハ主

務大臣之ヲ定ム

第六條 本令中主務大臣トアルハ第二項及第三項ニ規

定スル場合ヲ除クノ外厚生大臣トス

本令中主務大臣トアルハ農林畜水産業ノ勤勞者又ハ

其ノ團體ニ關シテハ農林大臣、船員及航空機職員又

ハ其ノ團體ニ關シテハ逓信大臣トス

本令中主務大臣トアルハ前項ニ規定スル場合ヲ除ク

ノ外第一條ノ規定ニ依ル事業ノ經營者(經營擔當者

ヲ含ム以下同ジ)若ハ其ノ團體又ハ經營者ト他ノ勤

勞者トノ團體ニ關シテハ其ノ事業ノ主務大臣トス

但シ工場事業場管理令ニ依リ管理スル同令ノ工場事

業場ニ關シテハ當該管理ノ主務大臣トス

第七條 本令中主務大臣トアルハ國ノ事業ニ使用セラ

ルル勤勞者又ハ其ノ團體ニ關シテハ前條ノ規定ニ拘

ラス其ノ事業ノ主務大臣トス

第八條 本令中主務大臣トアルハ工場事業場管理令ノ

主務大臣ガ陸軍大臣又ハ海軍大臣タル場合及陸軍又

ハ海軍ノ事業ニ使用セラルル勤勞者又ハ其ノ團體ニ

關スル場合ヲ除クノ外朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺

灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ滿洲國駐劄

特命全權大使、南洋群島ニ在リテハ大東亞大臣トス

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ルモノト看做ス

第五條 第二條及前條第一項ニ於テ國民學校ノ初等科

若ハ高等科又ハ公學堂ノ初等科若ハ高等科トアルハ

關東州ニ於ケル之ニ準ズベキモノヲ含ム

附則

本令施行ノ期日ハ大使之ヲ定ム

〔參照〕

昭和十三年四月一日公布法律第五十五號國家總動員法

抄錄

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルト

キハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若

ハ解雇、就職、從業者ハ退職又ハ貸金、給料其ノ

他ノ從業條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

### 國民職業能力申告令改正の件公

布

國民職業能力申告令改正の件は、昭和十八年六月

九日付官報を以て左の如く公布せられた。

### 國民職業能力申告令改正ノ件

(昭和十八年六月八日  
勅令第四百八十八號)

國民職業能力申告令中左ノ通改正ス

第十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

前條ニ掲グル國民勞務手帳法ノ施行ニ關スル規定ハ

臺灣及南洋群島ニ在リテハ各之ニ相當スル法令ノ規

定トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十四年一月七日公布勅令第五號國民職業能力申告

令抄錄

第十六條 要申告者(第二條第六號ニ該當スル者ヲ

除ク)ニ付國民勞務手帳法施行令第一條、同令附

則第二項又ハ昭和十六年勅令第七百五號附則第二

項ノ規定ニ依リ申請アリタルトキハ第四條第一項

ノ規定ニ依リ申告アリタルモノト看做ス

要申告者(第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)ニ付

國民勞務手帳法施行令第十四條、第十六條、第二

十條又ハ第二十一條第一項ノ規定ニ依リ報告アリ

タルトキハ第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依リ

申告アリタルモノト看做ス

### 勤勞顯功章令改正の件公

勤勞顯功章令改正の件は、昭和十八年六月二十四日

付官報を以て左の如く公布せられた。

### 勤勞顯功章令改正ノ件

(昭和十八年六月二十三日  
勅令第五百二十七號)

第一條 勤勞顯功章ハ工業、鑛業(砂鑛業及土石採取

業ヲ含ム)、農林畜水産業、交通業(通信業ヲ含ム)

若ハ商業(之ニ準ズル事業ヲ含ム)ニ従事スル者(以

下勤勞者ト稱ス)又ハ其ノ團體ニシテ平素其ノ職務

ニ精勵シ勤勞報國ノ實ヲ擧ゲ他ノ模範タルモノニ之

ヲ授與スルモノトス

前項ノ規定ニ依ルノ外勤勞顯功章ハ勤勞者又ハ其ノ

團體ニシテ危難ヲ顧ミズ其ノ職責ヲ盡シ其ノ行爲他

ノ模範タルモノニモ之ヲ授與スルコトヲ得

第二條 勤勞顯功章ハ徽章及賞狀ノ二種トシ之ヲ受ク

ベキ者勤勞者ナルトキハ之ニ對シ徽章ヲ、團體ナル  
トキハ之ニ對シ賞狀ヲ授與スルモノトス  
徽章ノ形狀及制式並ニ賞狀ノ樣式附圖ノ如シ

第三條 勤勞顯功章ハ主務大臣之ヲ授與ス

第四條 徽章ハ之ヲ右肋ニ佩ブルモノトス

第五條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外勤勞顯功章ノ授

與、返納其ノ他勤勞顯功章ニ關シ必要ナル事項ハ主

務大臣之ヲ定ム

第六條 本令中主務大臣トアルハ第二項及第三項ニ規

定スル場合ヲ除クノ外厚生大臣トス

本令中主務大臣トアルハ農林畜水産業ノ勤勞者又ハ

其ノ團體ニ關シテハ農林大臣、船員及航空機職員又

ハ其ノ團體ニ關シテハ逓信大臣トス

本令中主務大臣トアルハ前項ニ規定スル場合ヲ除ク

ノ外第一條ノ規定ニ依ル事業ノ經營者(經營擔當者

ヲ含ム以下同ジ)若ハ其ノ團體又ハ經營者ト他ノ勤

勞者トノ團體ニ關シテハ其ノ事業ノ主務大臣トス

但シ工場事業場管理令ニ依リ管理スル同令ノ工場事

業場ニ關シテハ當該管理ノ主務大臣トス

第七條 本令中主務大臣トアルハ國ノ事業ニ使用セラ

ル勤勞者又ハ其ノ團體ニ關シテハ前條ノ規定ニ拘

ラス其ノ事業ノ主務大臣トス

第八條 本令中主務大臣トアルハ工場事業場管理令ノ

主務大臣ガ陸軍大臣又ハ海軍大臣タル場合及陸軍又

ハ海軍ノ事業ニ使用セラルル勤勞者又ハ其ノ團體ニ

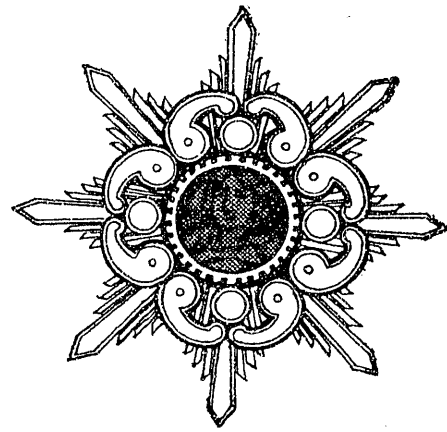
關スル場合ヲ除クノ外朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺

灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ滿洲國駐劄

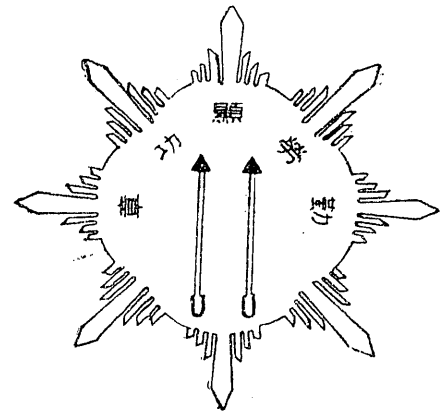
特命全權大使、南洋群島ニ在リテハ大東亞大臣トス

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(附圖)  
徽章ノ形状



表面



裏面

賞狀ノ様式(用紙厚紙日本標準規格第九十二號B列三番)  
第一條第一項ノ規定ニ依ルモノ

勤勞顯功賞狀

右ハ平素協心戮力其ノ職務ニ精勵シ勤勞報國ノ實ヲ擧ゲ他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ茲ニ勤勞顯功章令第一條第一項ノ規定ニ依リ表彰ス

年 月 日

主務大臣 位勳爵 氏 名 團

第一條第二項ノ規定ニ依ルモノ

勤勞顯功賞狀

右ハ危難ヲ顧ミズ協心戮力其ノ職務ヲ盡シ其ノ行爲他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ茲ニ勤勞顯功章令第一條第二項ノ規定ニ依リ表彰ス

年 月 日

主務大臣 位勳爵 氏 名 團

勞務動態調査規則中改正の件公布

勞務動態調査規則中改正の件は、昭和十八年六月二十五日付官報を以て左の如く公布せられたが同時に勞務動態調査事務取扱規程も改正せられた。

勞務動態調査規則中改正ノ件

(昭和十八年六月二十五日 厚生省令第二十三號)

第一條中「毎年二回三月及九月各月」ヲ「毎年三月」ニ改メ「雇入豫定數」ヲ削ル

第二條中「正副」ニ通各「ヲ削ル

第七條中「正票」ヲ削ル

第十四條第六號ヲ第七號ニ改メ第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

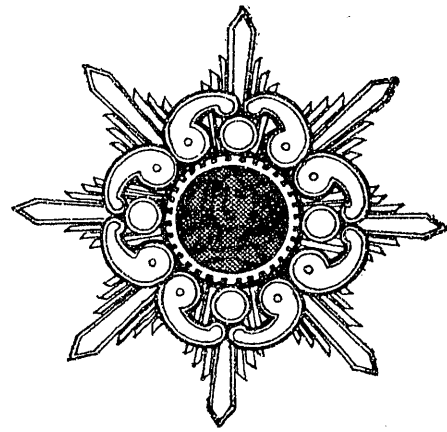
六 日日雇入レ使用スル者別表様式ヲ左ノ如ク改ム

附則

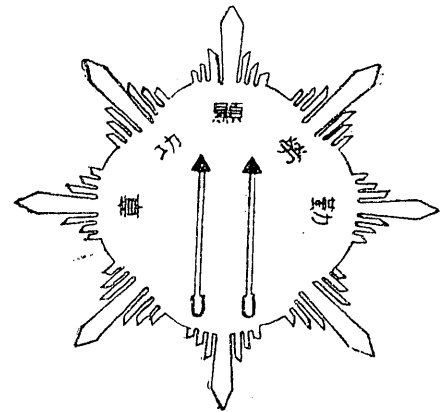
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

側	裏	表			大	地	質	色	屬	徽 章 ノ 制 式
		面								
面	面	光ノ部	玉ノ部	神像ノ部	サ	質	色	屬	徽 章 ノ 制 式	
銀	銀	側中	丸曲	浮彫	圖	銀	色	金	通	
色	色	光	玉	彫	ノ	色	色	金	通	
磨	梨	軸	玉	影	ノ	色	色	金	通	
仕	地	一	一	金	ノ	色	色	金	通	
上	上	銀	真	色	ノ	色	色	金	通	
		色	珠	色	ノ	色	色	金	通	
		磨	嵌	色	ノ	色	色	金	通	
		上	入	色	ノ	色	色	金	通	
		上	緣	色	ノ	色	色	金	通	
		上	ハ	色	ノ	色	色	金	通	
		上	銀	色	ノ	色	色	金	通	
		上	色	色	ノ	色	色	金	通	
		上	磨	色	ノ	色	色	金	通	
		上	上	色	ノ	色	色	金	通	
		上	上	色	ノ	色	色	金	通	

(附圖)  
徽章ノ形狀



表面



裏面

賞狀ノ様式(用紙厚紙日本標準規格第九十二號B列三番)  
第一條第一項ノ規定ニ依ルモノ

勤勞顯功賞狀

右ハ平素協心戮力其ノ職務ニ精勵シ勤勞報國ノ實ヲ擧ゲ他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ茲ニ勤勞顯功章令第一條第一項ノ規定ニ依リ表彰ス

年 月 日

主務大臣 位勳爵 氏 名 團

第一條第二項ノ規定ニ依ルモノ

勤勞顯功賞狀

右ハ危難ヲ顯ミズ協心戮力其ノ職務ヲ盡シ其ノ行爲他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ茲ニ勤勞顯功章令第一條第二項ノ規定ニ依リ表彰ス

年 月 日

主務大臣 位勳爵 氏 名 團

勞務動態調査規則中改正の件公布

勞務動態調査規則中改正の件は、昭和十八年六月二十五日付官報を以て左の如く公布せられたが同時に勞務動態調査事務取扱規程も改正せられた。

勞務動態調査規則中改正ノ件

- (昭和十八年六月二十五日 厚生省令第二十三號)
- 第一條中「毎年二回三月及九月各月」ヲ「毎年三月」ニ改メ「雇入豫定數」ヲ削ル
- 第二條中「正副」通各「ヲ削ル
- 第七條中「正票」ヲ削ル
- 第十四條第六號ヲ第七號ニ改メ第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
- 六 日日雇入レ使用スル者別表様式ヲ左ノ如ク改ム
- 附則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

側	裏	表			大	地	質	色	屬	徽	章	ノ	制	式
		面												
面	面	光ノ部	玉ノ部	神像ノ部	サ	質	銀	色	金	通	屬	ノ	制	式
銀	銀	側中	丸曲	浮彫	圖	質	銀	色	金	通	屬	ノ	制	式
色	色	光	玉	影	ノ	質	銀	色	金	通	屬	ノ	制	式
磨	梨	軸	玉	彫	ノ	質	銀	色	金	通	屬	ノ	制	式
仕	地	一	一	金	ノ	質	銀	色	金	通	屬	ノ	制	式
上	上	銀	銅	色	ノ	質	銀	色	金	通	屬	ノ	制	式
		色	色	色	ノ	質	銀	色	金	通	屬	ノ	制	式
		磨	上	上	ノ	質	銀	色	金	通	屬	ノ	制	式
		上	上	上	ノ	質	銀	色	金	通	屬	ノ	制	式

極 秘	※ 國民職業指導所記入欄		勞務動態調査票				※ 調査員記入欄		
	大分類	中分類	昭和 年 月 末現在				交付 番 號	調査員 檢 印	
	一 事業種類又ハ 雇主ノ職業		二 就業場所在地		郡 市 區 町 村 丁 目 番 號		捺 印		
			三 就業場名稱及 代表者氏名 ハ雇主氏名						
	種 別 性 別 勞務者ノ 職業種別	四 現在雇傭人員				五 現在雇傭人員 ノ内ニ 三カ月 以上 勞務 セザ ル者	六 過去一年間ノ 雇傭人員ノ 變遷		
		總 數	12才-19才	20才-39才	40才-59才		1. 雇入	2. 解雇	3. 減耗
厚 生 省	事務従事者	男	人	人	人	人	人	人	人
		女	人	人	人	人	人	人	人
	技術職員	男	人	人	人	人	人	人	人
		女	人	人	人	人	人	人	人
	一般勞務者	男	人	人	人	人	人	人	人
		女	人	人	人	人	人	人	人

1 ※印ハ報告者ハ記入シナイコト 2 數字ハ1.2.3.....ノ如ク記入スルコト

〔参照〕

昭和十四年十一月二十八日 厚生省令第三十八號勞務動態調査規則抄録

第一條 常時勞務者ヲ雇傭スル者(以下雇傭主ト稱ス)ハ勞務者使用ノ場所毎ニ毎年二月三月及九月各月末現在ヲ以テ勞務者ノ雇入、解雇、雇入豫定數其ノ他勞務動態ニ關スル事項ニ付勞務者使用ノ場所ヲ管轄スル地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ニ報告ヲ爲スベシ

第二條 前條ノ報告ハ別表様式ニ依ル勞務動態調査票用紙ニ依リ正副二通各翌月十日迄ニ勞務者使用ノ場所ヲ管轄スル市町村長ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第七條 國民職業指導所長勞務動態調査票ノ提出ヲ受ケタルトキハ之ヲ審査シ五日以内ニ正票ヲ地方長官ニ提出スベシ

第十四條 本則ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ雇傭ニ付テハ之ヲ適用セズ  
(左記略ス)

勞務動態調査事務取扱規程中改正ノ件  
(昭和十八年六月二十五日  
厚生省訓令第十號)

第十五條、第十七條乃至第二十一條中(正票及副票)ヲ削ル  
第十九條中「正票副票別ニ」及「夫々」ヲ削ル  
第二十條中「之ヲ正票副票別ニ整理取纏ノ上夫々」ヲ削ル  
第二十一條中「及勞務動員產業分類表」及「並ニ勞務動員產業種別名」ヲ削ル

第二十二條中「(正票)」ヲ削ル

第二十三條 削除

第二十四條中「第三號乃至第七號」ヲ「第三號及第四號」ニ改ム

第二十五條各號ヲ左ノ如ク改ム

一 別表様式第三號表 調査期日後一ヶ月以内

二 別表様式第四號表 調査期日後二ヶ月以内

第二十六條第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號ニ改ム

別表様式第一號、第二號ノ一乃至三、第三號、第四號

ヲ夫々別表ノ如ク改メ様式第三號附表及第五號乃至第

七號ヲ削ル

別表(一)勞務動員産業分類表ヲ削リ別表(二)勞務動態調査産業分類表ヲ別表ノ如ク改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表様式省略)

### 國民服制式特例の公布

國民服制式特例は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民服制式特例 (昭和十八年六月十五日勅令第四百九十九號)

第一條 當分ノ内國民服ノ上衣及袴ノ地質ハ適宜トス

但シ禮裝ノ場合ニ於テハ茶褐色、黑色、濃紺色又ハ

白色(白色ハ暑熱ノ時期又ハ地方ニ於ケル場合ニ限

ル)トス禮裝ノ場合ニ於ケル外套ニ付亦同ジ

第二條 當分ノ内黒革長靴ハ雨雪又ハ乘馬ノトキ以外

ノトキト雖モ禮裝ノ場合ニ於テ之ヲ用フルコトヲ得

第三條 當分ノ内國民服ニ脚絆ヲ用フルコトヲ得

脚絆ノ地質ハ適宜トス但シ禮裝ノ場合ニ於テハ茶褐色、黑色又ハ濃紺色トス

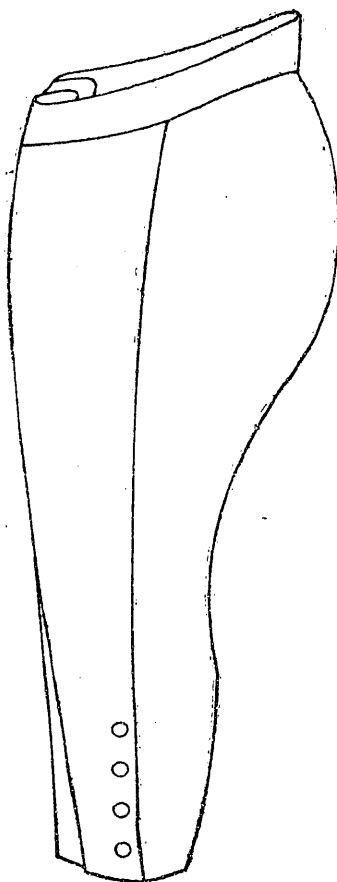
第四條 當分ノ内國民服ノ袴ハ長靴又ハ脚絆ヲ用フル場合ニ限り別表制式ノ短袴ト爲スコトヲ得

第五條 國民服令第六條ノ規定ノ適用ニ付テハ本令ニ

依ル服ハ之ヲ國民服令ノ制式ニ依ルモノト看做ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



(別表)

短袴制式表

製式	地質	短袴制式表
裾口ヲ裂キ鈕各四箇ヲ附ス 左右ニ物入各一箇ヲ附ス 形状圖ノ如シ	第一條ノ規定ニ依ル	
	長サ膝上ニ止ム	

### 民族研究所官制中改正の件公布

民族研究所官制中改正の件は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

民族研究所官制中改正ノ件

(昭和十八年六月十五日勅令第四百九十七號)

民族研究所官制中左ノ通改正ス

第二條第一項中「所員 專任八人」ヲ「所員 專任十一人」ニ、「助手 專任八人」ヲ「助手 專任十一人」ニ、「書記 專任二人」ヲ「書記 專任三人」ニ改メ同條ニ左

ノ一項ヲ加フ

所長タル所員ハ之ヲ勅任ト爲スコトヲ得

所長タル所員ハ之ヲ勅任ト爲スコトヲ得

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 食糧管理法施行規則中改正の件公布

食糧管理法施行規則中改正の件は、昭和十八年六月二十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

食糧管理法施行規則中改正ノ件

(昭和十八年六月二十八日勅令第四百九十八號)

第四條第一項中「前條ノ規定ニ依リ賣渡シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スベキモノ以外ノ米麥」ヲ「第二條ノ證印ノ表

示ナキモノ」ニ改ム

第十四條 令第三條第一項ノ内地產玄米及玄麥ノ賣渡

令第三條第一項ノ内地產玄米及玄麥ノ賣渡

第二十二條中「(正票)」ヲ削ル

第二十三條 削除

第二十四條中「第三號乃至第七號」ヲ「第三號及第四號」ニ改ム

第二十五條各號ヲ左ノ如ク改ム

一 別表様式第三號表 調査期日後一ヶ月以内

二 別表様式第四號表 調査期日後二ヶ月以内

第二十六條第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號ニ改ム

別表様式第一號、第二號ノ一乃至三、第三號、第四號

ヲ夫々別表ノ如ク改メ様式第三號附表及第五號乃至第

七號ヲ削ル

別表(一)勞務動員産業分類表ヲ削リ別表(二)勞務動態調査産業分類表ヲ別表ノ如ク改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表様式省略)

### 國民服制式特例の公布

國民服制式特例は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民服制式特例 (昭和十八年六月十五日勅令第四百九十九號)

第一條 當分ノ内國民服ノ上衣及袴ノ地質ハ適宜トス

但シ禮裝ノ場合ニ於テハ茶褐色、黑色、濃紺色又ハ

白色(白色ハ暑熱ノ時期又ハ地方ニ於ケル場合ニ限

ル)トス禮裝ノ場合ニ於ケル外套ニ付亦同ジ

第二條 當分ノ内黒革長靴ハ雨雪又ハ乘馬ノトキ以外

ノトキト雖モ禮裝ノ場合ニ於テ之ヲ用フルコトヲ得

第三條 當分ノ内國民服ニ脚絆ヲ用フルコトヲ得

脚絆ノ地質ハ適宜トス但シ禮裝ノ場合ニ於テハ茶褐色、黑色又ハ濃紺色トス

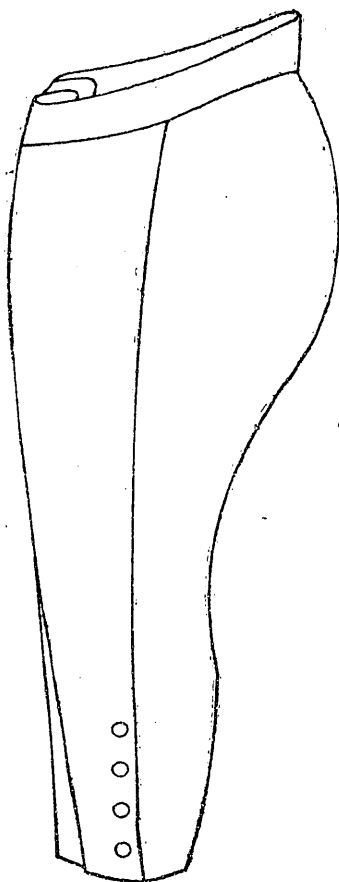
第四條 當分ノ内國民服ノ袴ハ長靴又ハ脚絆ヲ用フル場合ニ限り別表制式ノ短袴ト爲スコトヲ得

第五條 國民服令第六條ノ規定ノ適用ニ付テハ本令ニ

依ル服ハ之ヲ國民服令ノ制式ニ依ルモノト看做ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



(別表)

短袴制式表

製式	地質	短袴制式表
裾口ヲ裂キ鈕各四箇ヲ附ス 左右ニ物入各一箇ヲ附ス 形状圖ノ如シ	第一條ノ規定ニ依ル	
	長サ膝上ニ止ム	

### 民族研究所官制中改正の件公布

民族研究所官制中改正の件は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

民族研究所官制中改正ノ件

(昭和十八年六月十五日勅令第四百九十七號)

民族研究所官制中左ノ通改正ス

第二條第一項中「所員 專任八人」ヲ「所員 專任十一

人」ニ、「助手 專任八人」ヲ「助手 專任十一人」ニ、

「書記 專任二人」ヲ「書記 專任三人」ニ改メ同條ニ左

ノ一項ヲ加フ

所長タル所員ハ之ヲ勅任ト爲スコトヲ得

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

### 食糧管理法施行規則中改正の件公布

食糧管理法施行規則中改正の件は、昭和十八年六月二十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

食糧管理法施行規則中改正ノ件

(昭和十八年六月二十八日勅令第四百九十九號)

第四條第一項中「前條ノ規定ニ依リ賣渡シ又ハ販賣ノ

委託ヲ爲スベキモノ以外ノ米麥」ヲ「第二條ノ證印ノ表

示ナキモノ」ニ改ム

第十四條 令第三條第一項ノ内地產玄米及玄麥ノ賣渡

第二十二條中「(正票)」ヲ削ル

第二十三條 削除

第二十四條中「第三號乃至第七號」ヲ「第三號及第四號」ニ改ム

第二十五條各號ヲ左ノ如ク改ム

一 別表様式第三號表 調査期日後一ヶ月以内

二 別表様式第四號表 調査期日後二ヶ月以内

第二十六條第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號ニ改ム

別表様式第一號、第二號ノ一乃至三、第三號、第四號

ヲ夫々別表ノ如ク改メ様式第三號附表及第五號乃至第七號ヲ削ル

別表(一)勞務動員産業分類表ヲ削リ別表(二)勞務動態調査産業分類表ヲ別表ノ如ク改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表様式省略)

### 國民服制式特例の公布

國民服制式特例は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民服制式特例 (昭和十八年六月十五日勅令第四百九十九號)

第一條 當分ノ内國民服ノ上衣及袴ノ地質ハ適宜トス

但シ禮裝ノ場合ニ於テハ茶褐色、黑色、濃紺色又ハ白色(白色ハ暑熱ノ時期又ハ地方ニ於ケル場合ニ限ル)トス禮裝ノ場合ニ於ケル外套ニ付亦同ジ

第二條 當分ノ内黒革長靴ハ雨雪又ハ乘馬ノトキ以外ノトキト雖モ禮裝ノ場合ニ於テ之ヲ用フルコトヲ得

第三條 當分ノ内國民服ニ脚絆ヲ用フルコトヲ得

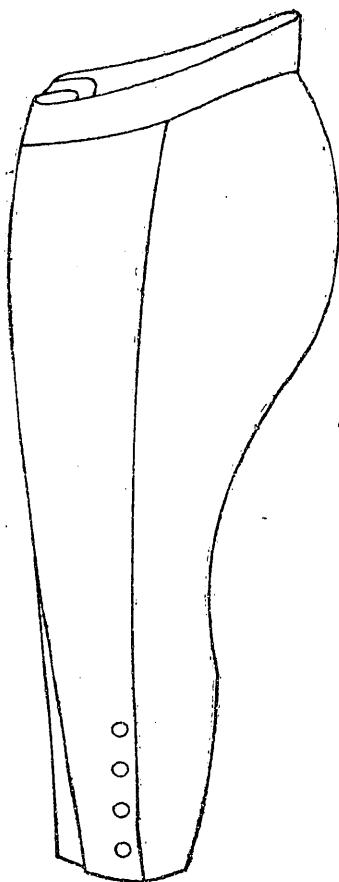
脚絆ノ地質ハ適宜トス但シ禮裝ノ場合ニ於テハ茶褐色、黑色又ハ濃紺色トス

第四條 當分ノ内國民服ノ袴ハ長靴又ハ脚絆ヲ用フル場合ニ限り別表制式ノ短袴ト爲スコトヲ得

第五條 國民服令第六條ノ規定ノ適用ニ付テハ本令ニ依ル服ハ之ヲ國民服令ノ制式ニ依ルモノト看做ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



(別表)

短袴制式表	
地質	第一條ノ規定ニ依ル
製式	長サ膝上ニ止ム 裾口ヲ裂キ鈕各四箇ヲ附ス 左右ニ物入各一箇ヲ附ス 形状圖ノ如シ

### 民族研究所官制中改正の件公布

民族研究所官制中改正の件は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

民族研究所官制中改正ノ件

(昭和十八年六月十五日勅令第四百九十七號)

民族研究所官制中左ノ通改正ス

第二條第一項中「所員 專任八人」ヲ「所員 專任十一人」ニ、「助手 專任八人」ヲ「助手 專任十一人」ニ、「書記 專任二人」ヲ「書記 專任三人」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

所長タル所員ハ之ヲ勅任ト爲スコトヲ得

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 食糧管理法施行規則中改正の件公布

食糧管理法施行規則中改正の件は、昭和十八年六月二十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

食糧管理法施行規則中改正ノ件

(昭和十八年六月二十八日勅令第四百九十九號)

第四條第一項中「前條ノ規定ニ依リ賣渡シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スベキモノ以外ノ米麥」ヲ「第二條ノ證印ノ表シナキモノ」ニ改ム

第十四條 令第三條第一項ノ内地產玄米及玄麥ノ賣渡



第二十二條中「(正票)」ヲ削ル

第二十三條 削除

第二十四條中「第三號乃至第七號」ヲ「第三號及第四號」ニ改ム

第二十五條各號ヲ左ノ如ク改ム

一 別表様式第三號表 調査期日後一ヶ月以内

二 別表様式第四號表 調査期日後二ヶ月以内

第二十六條第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號ニ改ム

別表様式第一號、第二號ノ一乃至三、第三號、第四號

ヲ夫々別表ノ如ク改メ様式第三號附表及第五號乃至第

七號ヲ削ル

別表(一)勞務動員産業分類表ヲ削リ別表(二)勞務動態調査産業分類表ヲ別表ノ如ク改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表様式省略)

### 國民服制式特例の公布

國民服制式特例は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民服制式特例 (昭和十八年六月十五日勅令第四百九十九號)

第一條 當分ノ内國民服ノ上衣及袴ノ地質ハ適宜トス

但シ禮裝ノ場合ニ於テハ茶褐色、黑色、濃紺色又ハ

白色(白色ハ暑熱ノ時期又ハ地方ニ於ケル場合ニ限

ル)トス禮裝ノ場合ニ於ケル外套ニ付亦同ジ

第二條 當分ノ内黒革長靴ハ雨雪又ハ乘馬ノトキ以外

ノトキト雖モ禮裝ノ場合ニ於テ之ヲ用フルコトヲ得

第三條 當分ノ内國民服ニ脚絆ヲ用フルコトヲ得

脚絆ノ地質ハ適宜トス但シ禮裝ノ場合ニ於テハ茶褐色、黑色又ハ濃紺色トス

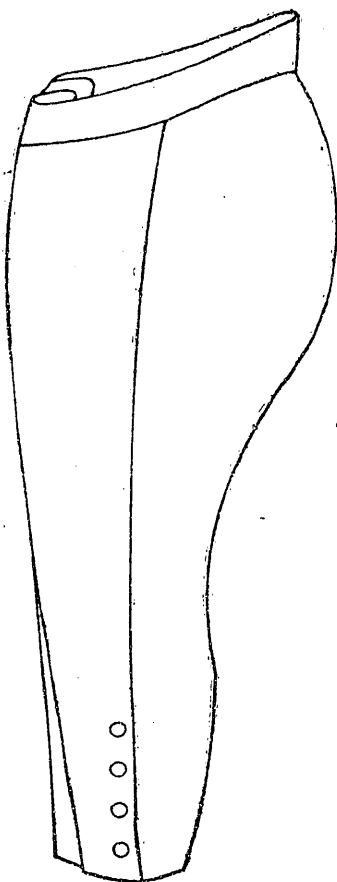
第四條 當分ノ内國民服ノ袴ハ長靴又ハ脚絆ヲ用フル場合ニ限り別表制式ノ短袴ト爲スコトヲ得

第五條 國民服令第六條ノ規定ノ適用ニ付テハ本令ニ

依ル服ハ之ヲ國民服令ノ制式ニ依ルモノト看做ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



(別表)

短袴制式表

製式	地質	短袴制式表
裾口ヲ裂キ鈕各四箇ヲ附ス 左右ニ物入各一箇ヲ附ス 形状圖ノ如シ	第一條ノ規定ニ依ル	
	長サ膝上ニ止ム	

### 民族研究所官制中改正の件公布

民族研究所官制中改正の件は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

民族研究所官制中改正ノ件

(昭和十八年六月十五日勅令第四百九十七號)

民族研究所官制中左ノ通改正ス

第二條第一項中「所員 專任八人」ヲ「所員 專任十一人」ニ、「助手 專任八人」ヲ「助手 專任十一人」ニ、「書記 專任二人」ヲ「書記 專任三人」ニ改メ同條ニ左

ノ一項ヲ加フ

所長タル所員ハ之ヲ勅任ト爲スコトヲ得

所長タル所員ハ之ヲ勅任ト爲スコトヲ得

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 食糧管理法施行規則中改正の件公布

食糧管理法施行規則中改正の件は、昭和十八年六月二十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

食糧管理法施行規則中改正ノ件

(昭和十八年六月二十八日勅令第四百九十九號)

第四條第一項中「前條ノ規定ニ依リ賣渡シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スベキモノ以外ノ米麥」ヲ「第二條ノ證印ノ表

示ナキモノ」ニ改ム

第十四條 令第三條第一項ノ内地產玄米及玄麥ノ賣渡

第十四條 令第三條第一項ノ内地產玄米及玄麥ノ賣渡

ノ價格ハ平均運賃諸掛、用途、品傷其ノ他ノ事項ヲ  
參酌シテ定ムルコトヲ得

附則

本令ハ昭和十八年七月十日ヨリ之ヲ施行ス

外地に於ける米穀の生産獎勵に關する法律の公布

第八十二臨時議會の協贊を経たる朝鮮、臺灣に於ける米穀生産確保に關する法律は、昭和十八年六月二十二日付官報を以て左の如く公布せられた。

朝鮮ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金及企業ノ整備ニ要スル經費ノ財源ニ充ツル爲公債發行

二關スル件 (昭和十八年六月二十二日法律第九十三號)

第一條 朝鮮ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金及企業ノ整備ニ要スル經費ノ財源ニ充ツル爲政府ハ一億三百三十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮事業公債法第一條中「交付スル爲」ノ下ニ「及朝鮮ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トシテ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニ對シ公債ノ交付ニ依ル出資ヲ爲ス爲」ヲ加ヘ「二十三億九千四百七十萬圓」ヲ「二十四億千四百十萬圓」ニ改ム

〔參照〕

昭和二年<sup>三月二十</sup>九月<sup>日</sup>公布法律第十一號朝鮮事業公債法抄錄

第一條 朝鮮ニ於ケル事業費又ハ事業費補助ニ要スル經費ヲ支辨シ且煙草專賣制度ノ實施又ハ私設鐵道買収ニ要スル交付金トシテ交付スル爲政府ハ從前募集シタルモノヲ通シテ二十三億九千四百七十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ之カ繰替支辨ノ爲借入ヲ爲スコトヲ得

臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲政府ハ二千三百五十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル件 (昭和十八年六月二十二日法律第九十四號)

第一條 臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲政府ハ二千三百五十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年<sup>十二月四</sup>日<sup>日</sup>公布法律第九十四號<sup>臺灣米穀移出管理特別會計法ノ特別</sup>「又ハ補給金」ヲ加フ

〔參照〕

昭和十六年<sup>十二月四</sup>日<sup>日</sup>公布法律第九十四號<sup>臺灣米穀移出管理特別會計法ノ特別</sup>抄錄

第二條 移出又ハ輸出ヲ目的トシテ臺灣米穀移出管理特別會計ニ屬スル米穀ノ賣渡ヲ爲シタル場合ニ於テ當該米穀ニ付臺灣總督府特別會計ヨリ生産ヲ

確保スル爲ノ獎勵金ノ支出アリタルモノナルトキハ當該獎勵金ニ相當スル金額ハ豫算ノ範圍内ニ於テ之ヲ臺灣米穀移出管理特別會計ヨリ臺灣總督府特別會計ニ繰入ルルコトヲ得

食糧増産に對する青少年學徒の勤勞動員に關する次官通牒

食糧増産の爲の不耕作地、休閑地の活用と之に即應すべき全國各方面の勞力動員方策に關聯し、特に青少年學徒の勤勞動員方針について文部農林兩次官連名の昭和十八年六月二十五日付各地方長官宛通牒が行はれたが、その要旨を掲ぐれば左の如くである。

通牒要旨

- 一、勞力不足のため生じたる不耕作田耕作廢止畑等については市町村農會、部落農業團體等をして共同耕作等を行はしむることに相成たるをもつて、特に中等學校以上の學校にあつてはこれに對し積極的協力をなさしむることとし、これらの地元團體よりの要請に即應し、可能なる限り學校報國隊を動員し、これに協力せしむること
- 二、農業關係の學校學生生徒の實習については學校農場を食糧増産に集中して經營せしむるのほか、つとめて學校外の食糧増産に關する勤勞協力作業をもつてこれにあてしむることと措置すること
- 三、農村地域における國民學校高等科および初等科高學年兒童については農繁期において地元市町村農會の要請を考慮し農繁期授業廢止を必要に應じ延長せしむること

ノ價格ハ平均運賃諸掛、用途、品傷其ノ他ノ事項ヲ  
參酌シテ定ムルコトヲ得

附則

本令ハ昭和十八年七月十日ヨリ之ヲ施行ス

外地に於ける米穀の生産獎勵に關する法律の公布

第八十二臨時議會の協贊を経たる朝鮮、臺灣に於ける米穀生産確保に關する法律は、昭和十八年六月二十二日付官報を以て左の如く公布せられた。

朝鮮ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金及企業ノ整備ニ要スル經費ノ財源ニ充ツル爲公債發行

二關スル件 (昭和十八年六月二十二日法律第九十三號)

第一條 朝鮮ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金及企業ノ整備ニ要スル經費ノ財源ニ充ツル爲政府ハ一億三百三十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮事業公債法第一條中「交付スル爲」ノ下ニ「及朝鮮ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トシテ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニ對シ公債ノ交付ニ依ル出資ヲ爲ス爲」ヲ加ヘ「二十三億九千四百七十萬圓」ヲ「二十四億千四百十萬圓」ニ改ム

〔參照〕

昭和二年<sup>三月二十</sup>九月<sup>日</sup>公布法律第十一號朝鮮事業公債法抄錄

第一條 朝鮮ニ於ケル事業費又ハ事業費補助ニ要スル經費ヲ支辨シ且煙草專賣制度ノ實施又ハ私設鐵道買収ニ要スル交付金トシテ交付スル爲政府ハ從前募集シタルモノヲ通シテ二十三億九千四百七十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ之カ繰替支辨ノ爲借入ヲ爲スコトヲ得

臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲政府ハ二千三百五十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル件 (昭和十八年六月二十二日法律第九十四號)

第一條 臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲政府ハ二千三百五十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年<sup>十二月四</sup>日<sup>日</sup>公布法律第九十四號<sup>臺灣米穀移出管理特別會計法ノ特別</sup>「又ハ補給金」ヲ加フ

〔參照〕

昭和十六年<sup>十二月四</sup>日<sup>日</sup>公布法律第九十四號<sup>臺灣米穀移出管理特別會計法ノ特別</sup>抄錄

第二條 移出又ハ輸出ヲ目的トシテ臺灣米穀移出管理特別會計ニ屬スル米穀ノ賣渡ヲ爲シタル場合ニ於テ當該米穀ニ付臺灣總督府特別會計ヨリ生産ヲ

確保スル爲ノ獎勵金ノ支出アリタルモノナルトキハ當該獎勵金ニ相當スル金額ハ豫算ノ範圍内ニ於テ之ヲ臺灣米穀移出管理特別會計ヨリ臺灣總督府特別會計ニ繰入ルルコトヲ得

食糧増産に對する青少年學徒の勤勞動員に關する次官通牒

食糧増産の爲の不耕作地、休閑地の活用と之に即應すべき全國各方面の勞力動員方策に關聯し、特に青少年學徒の勤勞動員方針について文部農林兩次官連名の昭和十八年六月二十五日付各地方長官宛通牒が行はれたが、その要旨を掲ぐれば左の如くである。

通牒要旨

- 一、勞力不足のため生じたる不耕作田耕作廢止畑等については市町村農會、部落農業團體等をして共同耕作等を行はしむることに相成たるをもつて、特に中等學校以上の學校にあつてはこれに對し積極的協力をなさしむることとし、これらの地元團體よりの要請に即應し、可能なる限り學校報國隊を動員し、これに協力せしむること
- 二、農業關係の學校學生生徒の實習については學校農場を食糧増産に集中して經營せしむるのほか、つとめて學校外の食糧増産に關する勤勞協力作業をもつてこれにあてしむることと措置すること
- 三、農村地域における國民學校高等科および初等科高學年兒童については農繁期において地元市町村農會の要請を考慮し農繁期授業廢止を必要に應じ延長せしむること

ノ價格ハ平均運賃諸掛、用途、品傷其ノ他ノ事項ヲ  
參酌シテ定ムルコトヲ得

附則

本令ハ昭和十八年七月十日ヨリ之ヲ施行ス

外地に於ける米穀の生産獎勵に關する法律の公布

第八十二臨時議會の協贊を経たる朝鮮、臺灣に於ける米穀生産確保に關する法律は、昭和十八年六月二十二日付官報を以て左の如く公布せられた。

朝鮮ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金及企業ノ整備ニ要スル經費ノ財源ニ充ツル爲公債發行

二關スル件 (昭和十八年六月二十二日 法律第九十三號)

第一條 朝鮮ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金及企業ノ整備ニ要スル經費ノ財源ニ充ツル爲政府ハ一億三百三十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮事業公債法第一條中「交付スル爲」ノ下ニ「及朝鮮ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トシテ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニ對シ公債ノ交付ニ依ル出資ヲ爲ス爲」ヲ加ヘ「二十三億九千四百七十萬圓」ヲ「二十四億千四百十萬圓」ニ改ム

〔參照〕

昭和二年<sup>三月二十</sup>九月<sup>日</sup>公布法律第十一號朝鮮事業公債法抄錄

第一條 朝鮮ニ於ケル事業費又ハ事業費補助ニ要スル經費ヲ支辨シ且煙草專賣制度ノ實施又ハ私設鐵道買収ニ要スル交付金トシテ交付スル爲政府ハ從前募集シタルモノヲ通シテ二十三億九千四百七十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ之カ繰替支辨ノ爲借入ヲ爲スコトヲ得

臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲政府ハ二千三百五十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル件 (昭和十八年六月二十二日 法律第九十四號)

第一條 臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲政府ハ二千三百五十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年<sup>十二月四</sup>日<sup>日</sup>公布法律第九十四號<sup>臺灣米穀移出管理特別會計法ノ特別</sup>「又ハ補給金」ヲ加フ

〔參照〕

昭和十六年<sup>十二月四</sup>日<sup>日</sup>公布法律第九十四號<sup>臺灣米穀移出管理特別會計法ノ特別</sup>抄錄

第二條 移出又ハ輸出ヲ目的トシテ臺灣米穀移出管理特別會計ニ屬スル米穀ノ賣渡ヲ爲シタル場合ニ於テ當該米穀ニ付臺灣總督府特別會計ヨリ生産ヲ

確保スル爲ノ獎勵金ノ支出アリタルモノナルトキハ當該獎勵金ニ相當スル金額ハ豫算ノ範圍内ニ於テ之ヲ臺灣米穀移出管理特別會計ヨリ臺灣總督府特別會計ニ繰入ルルコトヲ得

食糧増産に對する青少年學徒の勤勞動員に關する次官通牒

食糧増産の爲の不耕作地、休閑地の活用と之に即應すべき全國各方面の勞力動員方策に關聯し、特に青少年學徒の勤勞動員方針について文部農林兩次官連名の昭和十八年六月二十五日付各地方長官宛通牒が行はれたが、その要旨を掲ぐれば左の如くである。

通牒要旨

- 一、勞力不足のため生じたる不耕作田耕作廢止畑等については市町村農會、部落農業團體等をして共同耕作等を行はしむることに相成たるをもつて、特に中等學校以上の學校にあつてはこれに對し積極的協力をなさしむることとし、これらの地元團體よりの要請に即應し、可能なる限り學校報國隊を動員し、これに協力せしむること
- 二、農業關係の學校學生生徒の實習については學校農場を食糧増産に集中して經營せしむるのほか、つとめて學校外の食糧増産に關する勤勞協力作業をもつてこれにあてしむることと措置すること
- 三、農村地域における國民學校高等科および初等科高學年兒童については農繁期において地元市町村農會の要請を考慮し農繁期授業廢止を必要に應じ延長せしむること

四、北海道に對しその特殊事情に鑑み、必要に應じ實

施せらるゝ内地農學校などの長期滞在の學校報國隊の派遣に關しては特にこれが指導の適正を期すること

五、各學校をしてその既設の農場および活用可能な校庭等を利用して、食糧増産を行はしむるはもろん、つとめて附近の伐木跡地、河川敷、荒地工場建築豫定地等各種休耕地不耕作地等を活用し、報國農場で設置せしめ、學生生徒または兒童を交替動員して麥、粟、大豆、稗、玉蜀黍等の雜穀、甘藷、馬鈴薯または南瓜等各地方に適したる食糧農産物の作付を行はしむること

六、各學校は農繁期における動員の外休業日等を利用して、食糧農産物の作付等に對しては勿論堆肥及び飼料用の草刈、木炭の蒐集、土地改良工事等に對しても可及的動員を實施すること

七、本勤勞動員に要する宿舍、寢具、農具、種子等については行政官廳および關係團體協力して斡旋するものとし必要に應じ經費の一部を助成すること  
八、本勤勞動員に要する經費その他に付相當額の助成を行ふ見込なること

學徒戰時動員體制確立要綱の決定

戰時下に於ける學生生徒の動員體制を確立する趣旨を以て文部省に於いて立案中であつた學徒戰時動員體制確立要綱は昭和十八年六月二十五日の閣議に於いて正式決定を見、同日左の如く發表せられた。

學徒戰時動員體制確立要綱

第一 方針

大東亞戰爭の現段階に對處し、教育練成内容の一環として學徒の戰時動員體制を確立し學徒をして有事即應の態勢たらしむると共に、これが勤勞動員を強化して學徒盡忠の至誠を傾け、その總力を戦力増強に結集せしめんとす

第二 要領

(一) 有事即應態勢の確立  
學徒をして將來の軍務に備へ、國防能力の増強を圖らしむるとともに、必要に當りては直接國土防衛に全面的に協力せしむるものとしこれがため概ね左記各項の方途を講ずること  
一、學校報國隊の隊組織を、直に國土防衛に有効に動員し得ることと強化すること  
二、「戰時學徒體育訓練實施要綱」に基く體育訓練を強化し、特に大學、高等專門學校、中等學校第三學年程度以上の男子學徒につき戰技訓練を徹底すること  
三、前項の學徒につき航空、海洋、機甲、馬事、通信等の特技訓練の強化を圖るため、學徒の適性登錄制度を確立し、本人の適性に從ひ、特技訓練を實施すること  
四、基本訓練種目、戰技訓練種目および特技訓練種目につき中等學校より大學に至る訓練教程を、総合的かつ各學校の段階に適應することとく制定し、もつて訓練の適正と徹底を圖ること  
五、學徒全員に對する防空訓練を徹底するとともに、防空勤務補助員としての訓練を強化するものとし、特に特技隊および特別警備隊としての訓練

を強化すること

六、中等學校以上の女子學徒に對し看護その他保健衛生に關する訓練を強化し、必要に際し戰時救護に従事せしむるものとし、これがため必要なる施設を整備すること  
勤勞動員の強化

(二)

學徒をして挺身國家緊要の業務に従事せしめ、その心身の鍊成を全からしむるものとし、左記各項により食糧増産、國防施設建設、緊要物資生産、輸送力増強等とその重點を指向しこれが積極強力なる動員を圖ること  
一、勤勞動員は國民動員の要請に即應し、學校の種類程度に應ずる作業種目の適正なる撰擇により、作業効率の向上、作業量の増高を圖ること  
二、勤勞動員の期間は、學校の種類程度と作業種目を勘案の上、國家の要請に即應せしむること  
三、作業と學校との臨時かつ分散的な關係を、可及的に改め、力めてこれを常時かつ集注的ならしむること  
四、勤勞作業の對象たる事業の管理者に對し、學徒勤勞作業の意義を徹底せしむるとともに、學徒に對し事業の性質を十分理解せしめ、なほ學校當事者と事業管理者との緊密なる連繫により、作業場における學徒の取扱を一層適正ならしむること  
五、員數および期間が相當多數かつ長期にわたる學徒の動員については、學校移駐の考へ方等によりこれを實施せしむること  
六、學徒の養護に一層周到なる注意を拂ひ、作業の種類性質に即應する學徒の配置を行ひ、作業によ

四、北海道に對しその特殊事情に鑑み、必要に應じ實

施せらるゝ内地農學校などの長期滞在の學校報國隊の派遣に關しては特にこれが指導の適正を期すること

五、各學校をしてその既設の農場および活用可能なる校庭等を利用して、食糧増産を行はしむるはもちろん、つとめて附近の伐木跡地、河川敷、荒地工場建築豫定地等各種休耕地不耕作地等を活用し、報國農場で設置せしめ、學生生徒または兒童を交替動員して麥、粟、大豆、稗、玉蜀黍等の雜穀、甘藷、馬鈴薯または南瓜等各地方に適したる食糧農産物の作付を行はしむること

六、各學校は農繁期における動員の外休業日等を利用して、食糧農産物の作付等に對しては勿論堆肥及び飼料用の草刈、木炭の蒐集、土地改良工事等に對しても可及的動員を實施すること

七、本勤勞動員に要する宿舍、寢具、農具、種子等については行政官廳および關係團體協力して斡旋するものとし必要に應じ經費の一部を助成すること  
八、本勤勞動員に要する經費その他に付相當額の助成を行ふ見込なること

學徒戰時動員體制確立要綱の決定

戰時下に於ける學生生徒の動員體制を確立する趣旨を以て文部省に於いて立案中であつた學徒戰時動員體制確立要綱は昭和十八年六月二十五日の閣議に於いて正式決定を見、同日左の如く發表せられた。

學徒戰時動員體制確立要綱

第一 方針

大東亞戰爭の現段階に對處し、教育練成内容の一環として學徒の戰時動員體制を確立し學徒をして有事即應の態勢たらしむると共に、これが勤勞動員を強化して學徒盡忠の至誠を傾け、その總力を戦力増強に結集せしめんとす

第二 要領

(一) 有事即應態勢の確立  
學徒をして將來の軍務に備へ、國防能力の増強を圖らしむるとともに、必要に當りては直接國土防衛に全面的に協力せしむるものとしこれがため概ね左記各項の方途を講ずること  
一、學校報國隊の隊組織を、直に國土防衛に有効に動員し得ることと強化すること  
二、「戰時學徒體育訓練實施要綱」に基く體育訓練を強化し、特に大學、高等專門學校、中等學校第三學年程度以上の男子學徒につき戰技訓練を徹底すること  
三、前項の學徒につき航空、海洋、機甲、馬事、通信等の特技訓練の強化を圖るため、學徒の適性登錄制度を確立し、本人の適性に從ひ、特技訓練を實施すること  
四、基本訓練種目、戰技訓練種目および特技訓練種目につき中等學校より大學に至る訓練教程を、総合的かつ各學校の段階に適應することと制定し、もつて訓練の適正と徹底を圖ること  
五、學徒全員に對する防空訓練を徹底するとともに、防空勤務補助員としての訓練を強化するものとし、特に特技隊および特別警備隊としての訓練

を強化すること

六、中等學校以上の女子學徒に對し看護その他保健衛生に關する訓練を強化し、必要に際し戰時救護に従事せしむるものとし、これがため必要なる施設を整備すること  
勤勞動員の強化

(二)

學徒をして挺身國家緊要の業務に従事せしめ、その心身の鍊成を全からしむるものとし、左記各項により食糧増産、國防施設建設、緊要物資生産、輸送力増強等とその重點を指向しこれが積極強力なる動員を圖ること  
一、勤勞動員は國民動員の要請に即應し、學校の種類程度に應ずる作業種目の適正なる撰擇により、作業効率の向上、作業量の増高を圖ること  
二、勤勞動員の期間は、學校の種類程度と作業種目を勘案の上、國家の要請に即應せしむること  
三、作業と學校との臨時かつ分散的な關係を、可及的に改め、力めてこれを常時かつ集注的ならしむること  
四、勤勞作業の對象たる事業の管理者に對し、學徒勤勞作業の意義を徹底せしむるとともに、學徒に對し事業の性質を十分理解せしめ、なほ學校當事者と事業管理者との緊密なる連繫により、作業場における學徒の取扱を一層適正ならしむること  
五、員數および期間が相當多數かつ長期にわたる學徒の動員については、學校移駐の考へ方等によりこれを實施せしむること  
六、學徒の養護に一層周到なる注意を拂ひ、作業の種類性質に即應する學徒の配置を行ひ、作業によ

る傷痕その他の事故の豫防救護に遺憾なからしむること

七、食糧増産作業については食糧増産應急対策閣議決定に即應し、従来實施し來れる農耕應援作業等を強化するのほか、左記各項の方途を講ずること

(イ) 耕作廢止畑、伐木跡地、河川敷、工場建築豫定地等、空閑地につき極力學校直營の學校報國農場を創設せしめ、米、麥、大豆、馬鈴薯、甘藷等を栽培せしむること

(ロ) 既設の學校報國農場その他の附屬農園については、米、麥、大豆、馬鈴薯、甘藷等を栽培せしめ、學校附屬の農業實習地および一般學校用地についても主要食糧および雜穀を栽培せしむること

(ハ) 收穫物の運搬、害蟲驅除、除草、綠肥刈取等につき學校の種類、程度、所在地等を勘案し、特定の學校をして可及的の一定地域の作業を擔當せしめ、もつて學校と作業地との緊結を圖ること

(ニ) 可耕荒廢地、開墾可能地の簡易開墾、濕地埋立、排水施設の整備、耕地整理、牧野改良等については、一校または數校を特定し、努めて一貫作業を自途としてこれが完成に協力せしむること

八、各種の工場事業場等における勤勞動員については、特に左記各項を考慮しこれが實效を收めしむること  
(イ) 學校の種類、程度および土地の情況を勘案

し、適當なる計畫を得たる場合は、通年常時循環して計画的に一定要員を出動せしむること

(ロ) 學徒の専門技能を努めてこれを活用すること  
(ハ) 學校の實習場などにおいても、工場と連繫を密にし、その委託作業に従事せしむること  
九、女子にありては前各項によるのほか、特に中等學校以上の學校につき工場地域、農村等に簡易または季節的幼稚園保育所および共同炊事場を設置せしめまたは他の經營するこの種施設において保育等に従事せしむること

### 統制會に對する勤勞行政部面の一部委讓に關する勅令案要綱の決定

鐵鋼、石炭、造船及び輕金屬の超重點産業統制會その他鑛山統制會等に對する勤勞行政部面の一部委讓に關する勅令案要綱は昭和十八年六月二十五日の閣議に於いて正式決定を見るに到り、勤勞行政に關する一時期を劃することとなつたが、右要綱を掲ぐれば左の如くである。

#### 統制會に對する勤勞行政職權委讓等に關する勅令案要綱

第一 左に掲ぐる行政官廳の職權は重要産業團體令による鐵鋼統制會、石炭統制會、鑛山統制會、造船統制會及び輕金屬統制會(以下統制會と稱す)にこれを委任すること

一、工場事業場技能者養成令第四條第二項の規定による許可  
二、工場事業場技能者養成令第七條第一項の規定に

による認可

三、工場事業場技能者養成令に基きて發する命令による職權にして厚生大臣の定むるもの

四、工場事業場技能者養成令第十三條の規定に依る報告徴取(前三號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要なる場合に限り)

五、賃金統制令に基きて發する命令による職權にして厚生大臣の定むるもの

六、賃金統制令第卅一條第一項の規定による報告徴取(前號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要なる場合に限り)

統制會は前項の規定により委任せられたる職權を行ふべきこと

第二 行政官廳に提出すべき勤勞行政に關する書類にして統制會を経由すべきものに附ては命令を以て之を定むること

第三 第一の規定に依り統制會の行ふ職權及前條の規定に依り統制會の爲す經由に關しては厚生大臣の指揮監督を承くること

第四 厚生大臣は第一の規定に依り統制會の爲す處分にして法令に違反し、公益を害し又は職權を超越するものありと認むるときその他當該處分を不適當なりと認むるときは之を停止し、取消し又は變更することを得ること  
厚生大臣前項の規定に依り統制會の處分を停止し、取消し又は變更したるときはその旨を告示すべきこと

第五 第一の規定により統制會の行ふ處分は行政執行法第五條の規定の適用に附ては行政官廳の法令に基きてなす處分と看做すこの場合に於ては同條の當該

る傷痕その他の事故の豫防救護に遺憾なからしむること

七、食糧増産作業については食糧増産應急対策閣議決定に即應し、従来實施し來れる農耕應援作業等を強化するのほか、左記各項の方途を講ずること

(イ) 耕作廢止畑、伐木跡地、河川敷、工場建築豫定地等、空閑地につき極力學校直營の學校報國農場を創設せしめ、米、麥、大豆、馬鈴薯、甘藷等を栽培せしむること

(ロ) 既設の學校報國農場その他の附屬農園については、米、麥、大豆、馬鈴薯、甘藷等を栽培せしめ、學校附屬の農業實習地および一般學校用地についても主要食糧および雜穀を栽培せしむること

(ハ) 收穫物の運搬、害蟲驅除、除草、綠肥刈取等につき學校の種類、程度、所在地等を勘案し、特定の學校をして可及的の一定地域の作業を擔當せしめ、もつて學校と作業地との緊結を圖ること

(ニ) 可耕荒廢地、開墾可能地の簡易開墾、濕地埋立、排水施設の整備、耕地整理、牧野改良等については、一校または數校を特定し、努めて一貫作業を自途としてこれが完成に協力せしむること

八、各種の工場事業場等における勤勞動員については、特に左記各項を考慮しこれが實效を收めしむること  
(イ) 學校の種類、程度および土地の情況を勘案

し、適當なる計畫を得たる場合は、通年常時循環して計画的に一定要員を出動せしむること

(ロ) 學徒の専門技能を努めてこれを活用すること  
(ハ) 學校の實習場などにおいても、工場と連繫を密にし、その委託作業に従事せしむること  
九、女子にありては前各項によるのほか、特に中等

學校以上の學校につき工場地域、農村等に簡易または季節的幼稚園保育所および共同炊事場を設置せしめまたは他の經營するこの種施設において保育等に従事せしむること

### 統制會に對する勤勞行政部面の一部委讓に關する勅令案要綱の決定

鐵鋼、石炭、造船及び輕金屬の超重點産業統制會その他鑛山統制會等に對する勤勞行政部面の一部委讓に關する勅令案要綱は昭和十八年六月二十五日の閣議に於いて正式決定を見るに到り、勤勞行政に關する一時期を劃することとなつたが、右要綱を掲ぐれば左の如くである。

#### 統制會に對する勤勞行政職權委讓等に關する勅令案要綱

第一 左に掲ぐる行政官廳の職權は重要産業團體令による鐵鋼統制會、石炭統制會、鑛山統制會、造船統制會及び輕金屬統制會(以下統制會と稱す)にこれを委任すること

一、工場事業場技能者養成令第四條第二項の規定による許可  
二、工場事業場技能者養成令第七條第一項の規定に

よる認可

三、工場事業場技能者養成令に基きて發する命令による職權にして厚生大臣の定むるもの

四、工場事業場技能者養成令第十三條の規定に依る報告徴取(前三號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要なる場合に限り)

五、賃金統制令に基きて發する命令による職權にして厚生大臣の定むるもの

六、賃金統制令第卅一條第一項の規定による報告徴取(前號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要なる場合に限り)

統制會は前項の規定により委任せられたる職權を行ふべきこと

第二 行政官廳に提出すべき勤勞行政に關する書類にして統制會を経由すべきものに附ては命令を以て之を定むること

第三 第一の規定に依り統制會の行ふ職權及前條の規定に依り統制會の爲す經由に關しては厚生大臣の指揮監督を承くること

第四 厚生大臣は第一の規定に依り統制會の爲す處分にして法令に違反し、公益を害し又は職權を超越するものありと認むるときその他當該處分を不適當なりと認むるときは之を停止し、取消し又は變更することを得ること  
厚生大臣前項の規定に依り統制會の處分を停止し、取消し又は變更したるときはその旨を告示すべきこと

第五 第一の規定により統制會の行ふ處分は行政執行法第五條の規定の適用に附ては行政官廳の法令に基きてなす處分と看做すこの場合に於ては同條の當該



行政官廳は當該處分に係る事項に關する主務官廳とする事

第六 第一の規定により統制會が行政官廳の職權を行ふ場合または第二の規定により行政官廳に提出すべき書類が統制會を経由するものとせらるゝ場合に於ては許可認可等行政事務處理簡捷令の適用に附ては當該統制會はこれを行政廳と看做すこと

第七 第一及第二の規定により統制會の行ふ事務に要する經費は統制會の負擔とすること

第八 本令に定むるものの外第一の規定に依り統制會が行政官廳の職權を行ふ場合及第二の規定に依り行政官廳に提出すべき書類が統制會を経由するものとせらるゝ場合に於ける必要なる事項は厚生大臣命令を以て之を定むること

第九 厚生大臣左に掲ぐる職權を行ふに當りては統制會の意見を徴するものとする事

(一) 學校卒業者使用制限令第二條第一項の規定に依る認可

(二) 勞務調整令第二條第一項の規定に依る工場事業場その他の場所の指定

(三) 工場事業場技能者養成令に基きて發する命令に依る職權にして厚生大臣の定むるもの

第十 厚生大臣左の各號の一に該當する事項に關する必要なる計畫を樹立する場合においては統制會の意見を徴するものとする事

(一) 勞務調整令第六條の規定による國民職業指導所の行ふ國民學校修了者の紹介

(二) 勞務調整令第七條第一號の規定による國民職業指導所の行ふ一般青壯年の紹介

第十一 第九及第十の規定は工場事業場管理令により陸軍大臣又は海軍大臣の管理する工場事業場に關してはこれを適用せざる事

### 日滿農政研究會の滿洲開拓第二次五ヶ年計畫に關する希望決議

日滿農政研究會に於いては昭和十八年六月二十四日第五回總會に際し、現下の新事態に即應すべき滿洲開拓第二次五ヶ年計畫の具體的方策について協議、大要左の如き方策を決議、日滿兩國政府に對し要望する事となつた。

#### 一 決 議

一、日本側において講すべき方策

(一) 開拓民送出促進の一大國民運動の展開

滿洲開拓の國策的意義を國民各層に滲透せしめ、拓土送出を促進せしめるため政府指導の下に一大國民運動を展開する

(二) 行政機構の整備

開拓行政の特異性に鑑み地方廳におけるこれが專管機構の確立を圖る

(三) 分村計畫の強力なる推進

(イ) 日滿を通ずる食糧増産の確保および農業人口の定有がわが國農政の根幹たるに鑑み、皇國農村確立促進方策を講ずるに當つては重要な實踐要目として分村計畫を推進せしめるやう措置する

(ロ) 分村計畫を遂行せんとする農村は努めて優先的に標準農村に指定するとともに、開拓團の

編成に當つては標準農村の分村計畫と密接なる關聯を保持せしめる

(ハ) 農村の地主階級に對し分村計畫に對する關心を振起せしめ、これに協力せしめる方途を考究する

(四) 企業整備に伴ふ大陸歸農開拓民送出の促進  
時局の要請に即應し轉廢業を必要とするものについては速かに具體的送出計畫を促進する

(五) 開拓團および青年義勇隊編成の指導者に對する養成施設の整備

開拓團および青年義勇隊郷土部隊編成の成否が指導者の資質如何に懸るに鑑み、養成施設を整備し指導者の大量的養成を圖る

(ニ) 滿洲國側において講すべき方策

(一) 補充入植計畫ならびに弱體開拓團整理計畫の樹立

團員送出期間を経過した開拓團で團員の現在數が計畫戸數と著しく懸隔のあるものは速に補充入植計畫を樹立し、補充入植の困難なものは速かに地區整理を行ひ、開拓地の效率の利用を圖るとともに新規入植地の確保に資する

(二) 入植基本施設の事前整備

開拓地における道路、家屋、役畜など入植ならびに増産上必要なる基本施設は政府またはその代行機關において開拓民入植以前に整備せしめ、開拓民をして専ら増産に挺身せしめるやう考究する

行政官廳は當該處分に係る事項に關する主務官廳とする事

第六 第一の規定により統制會が行政官廳の職權を行ふ場合または第二の規定により行政官廳に提出すべき書類が統制會を経由するものとせらるゝ場合に於ては許可認可等行政事務處理簡捷令の適用に附ては當該統制會はこれを行政廳と看做すこと

第七 第一及第二の規定により統制會の行ふ事務に要する經費は統制會の負擔とすること

第八 本令に定むるものの外第一の規定に依り統制會が行政官廳の職權を行ふ場合及第二の規定に依り行政官廳に提出すべき書類が統制會を経由するものとせらるゝ場合に於ける必要なる事項は厚生大臣命令を以て之を定むること

第九 厚生大臣左に掲ぐる職權を行ふに當りては統制會の意見を徴するものとする事

(一) 學校卒業者使用制限令第二條第一項の規定に依る認可

(二) 勞務調整令第二條第一項の規定に依る工場事業場その他の場所の指定

(三) 工場事業場技能者養成令に基きて發する命令に依る職權にして厚生大臣の定むるもの

第十 厚生大臣左の各號の一に該當する事項に關する必要なる計畫を樹立する場合においては統制會の意見を徴するものとする事

(一) 勞務調整令第六條の規定による國民職業指導所の行ふ國民學校修了者の紹介

(二) 勞務調整令第七條第一號の規定による國民職業指導所の行ふ一般青壯年の紹介

第十一 第九及第十の規定は工場事業場管理令により陸軍大臣又は海軍大臣の管理する工場事業場に關してはこれを適用せざる事

### 日滿農政研究會の滿洲開拓第二次五ヶ年計畫に關する希望決議

日滿農政研究會に於いては昭和十八年六月二十四日第五回總會に際し、現下の新事態に即應すべき滿洲開拓第二次五ヶ年計畫の具體的方策について協議、大要左の如き方策を決議、日滿兩國政府に對し要望する事となつた。

#### 一 決 議

一、日本側において講すべき方策

(一) 開拓民送出促進の一大國民運動の展開

滿洲開拓の國策的意義を國民各層に滲透せしめ、拓土送出を促進せしめるため政府指導の下に一大國民運動を展開する

(二) 行政機構の整備

開拓行政の特異性に鑑み地方廳におけるこれが專管機構の確立を圖る

(三) 分村計畫の強力なる推進

(イ) 日滿を通ずる食糧増産の確保および農業人口の定有がわが國農政の根幹たるに鑑み、皇國農村確立促進方策を講ずるに當つては重要な實踐要目として分村計畫を推進せしめるやう措置する

(ロ) 分村計畫を遂行せんとする農村は努めて優先的に標準農村に指定するとともに、開拓團の

編成に當つては標準農村の分村計畫と密接なる關聯を保持せしめる

(ハ) 農村の地主階級に對し分村計畫に對する關心を振起せしめ、これに協力せしめる方途を考究する

(四) 企業整備に伴ふ大陸歸農開拓民送出の促進  
時局の要請に即應し轉廢業を必要とするものについては速かに具體的送出計畫を促進する

(五) 開拓團および青年義勇隊編成の指導者に對する養成施設の整備

開拓團および青年義勇隊郷土部隊編成の成否が指導者の資質如何に懸るに鑑み、養成施設を整備し指導者の大量的養成を圖る

(六) 分村生産物資の母村への還流  
分村における生産物を適當に母村に特配するごとき處置を講ずる

二、滿洲國側において講すべき方策

(一) 補充入植計畫ならびに弱體開拓團整理計畫の樹立

團員送出期間を経過した開拓團で團員の現在數が計畫戸數と著しく懸隔のあるものは速に補充入植計畫を樹立し、補充入植の困難なるものは速かに地區整理を行ひ、開拓地の效率の利用を圖るとともに新規入植地の確保に資する

(二) 入植基本施設の事前整備

開拓地における道路、家屋、役畜など入植ならびに増産上必要なる基本施設は政府またはその代行機關において開拓民入植以前に整備せしめ、開拓民をして専ら増産に挺身せしめるやう考究する

### 長野縣小縣郡神科村の結婚斡旋制度

民間に於ける結婚媒介機關は適齡結婚獎勵の國策的要望に答へて從來の私的營利事業から職場又は町村會等の手による公共的厚生事業に轉換しつゝあり、最近にも東京都豊島區目白町一、二丁目町會が町内會五百五十世帯の中から男女(男二十五歳、女十八歳以上)未婚者の登録制を行ひ結婚の斡旋媒介を始めるに到つた如きもその一例であるが、農村地方に於けるこの種制度の一例として今昭和十八年二月長野縣小縣郡神科村に始められた結婚斡旋制度に關する斡旋規程その他關係書類様式の一部を掲ぐれば以下の如くである。

#### 神科村結婚斡旋規程

- 第一條 人口政策ニ則リ結婚獎勵ニ資スル目的ヲ以テ神科村方面委員會ニ結婚斡旋部ヲ置ク
- 第二條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ行フ事業概ネ左ノ如シ
  - イ 結婚適齡者ノ調査
  - ロ 一般及軍人遺族家族並傷痍軍人開拓民ノ結婚斡旋
  - ハ 優生結婚思想並早婚思想ノ普及
  - ニ 新生活様式ニ依ル結婚式ノ指導
  - ホ 其他必要ナル事項
- 第三條 方面委員會長ハ方面委員其他適當ナル者ヲ選ビタル結婚斡旋委員ヲ設置ス
- 第四條 斡旋委員ハ縣及郡内方面委員他郡市結婚斡旋委員其ノ他各種關係機關ト連繫シ第二條ニ掲グル諸事業ノ圓滑適正ナル進捗ヲ圖ルモノトス

第五條 斡旋委員ハ成ベク毎月例会ヲ開キ關係アルモノヲ出席セシムル事ヲ得

第六條 結婚斡旋ニ關スル書類帳簿等ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

#### 神科村方面委員會申合

- 一、本會ニ於テ役員ヲ定ムルコト左ノ如シ
- イ、會長ニハ村長ヲ推薦スルコト
- 二、本會ニハ役場社會係主任ニ囑託ス
- 三、大東亞戰爭態勢確立ノ爲結婚斡旋委員ヲ設ク。結婚斡旋委員ハ各區ヨリ一名宛人選シ之ニ司法保護委員ヲ加ヘ委嘱ス
- 四、結婚斡旋委員職務ノ爲出張シタルトキハ旅費(實費)ヲ支給スルコトヲ得

(裏面)

家族及親戚のこと									
家族	氏名	年齢	職業	健康	生活程度	備考			
家	父								
族	母								
	其の他の家族								
親戚									

右結婚斡旋相受度履歷書及寫眞添附の上申込を致します

昭和 年 月 日

本籍 住所 本人

住 所

父母又は戸主

殿

年 月 日生







- 地方課長 橋本喜一
- 勞政課長 三田正敏
- 職業課長 森榮松
- 保健課長 中里喜一
- 食糧課長 阿部春夫
- 水産課長 小西民之助
- 健康課長 金山寛介
- 大政實業會縣支部事務局長 赤間德壽
- 縣實業壯年團長 森尻伊祐
- 富山市長 森勇
- 高岡市長 木津太郎平
- 富山縣隊司令官 竹田鼎三
- 富山陸軍病院院長 喜多村虎次
- 日本赤十字社富山支部病院長 松井捨八郎
- 縣醫師會長 酒井修白
- 縣醫師會富山市支部長 横田清
- 縣會議員 野上資良
- 町村長會長 島田七郎右衛門
- 櫻井町長(縣會議員) 森丘正唯
- 縣產報副會長(不二社社長) 井村荒喜
- 富山中學校長 橋正次
- 富山縣師範學校女子部長 谷本武夫
- 北日本新聞社編輯局長 篤田健二
- 日本醫學會古里保護院院長 坪谷毅一
- 富山市社會課長 大間知圓兵衛
- 櫻井保健所長 林謹一
- 福野保健所長代理 永井弘之
- 上市保健所長 宮浦繁太郎
- 高岡保健所長 蓮村博

懇談題目

一、人口政策の概要

厚生事務官 神谷秀夫

二、縣に於ける人口増強施策

衛生課長 新井英夫

三、保健所の活動に就て

櫻井保健所長 林謹一

四、人口増強に就て

大政實業會縣支部事務局長 赤間德壽

五、乳幼児の死亡、發育等に就て

縣醫師會長 酒井修白

六、結婚問題に就て

大日本婦人會縣支部副支部長 齋藤外喜

七、結核豫防に就て

富山市社會課長 大間知圓兵衛

八、女學校に於ける保健教育に就て

富山縣師範學校女子部長 谷本武夫

九、保育所、共同炊事、栄養指導に就て

大日本婦人會富山市支部長 森八千代

十、保健婦設置に就て

縣厚生協會技師 平山長藏

十一、妊産婦の保護に就て

縣助産婦協會長 高島菅根

富山市に於ける人口問題講演會開

催狀

(昭和十八年七月一日自午後一時至午後四時、於富山縣會議場)

一、戰爭と人口問題

厚生省研究所人 口政策研究部長 館 稔

二、民族増強と戦時下の結婚

厚生省研究所研究官 横田 年

福井市に於ける人口問題懇談會開

催狀

昭和十八年七月二日午前九時三十五分福井市公會堂に開催、出席者は縣側より永野若松知事外十名、講師として神谷厚生事務官並に厚生省研究所研究官館稔、本多龍雄、横田年の三名、會側よりは會長佐佐木侯爵以下係員七名、その他一般參會員三十名、知事挨拶の後、神谷厚生事務官より「人口政策の概要」と題して政府方針の説明あり、別記題目の下に種々熱心なる懇談あり、午後零時三十分閉會した。

右懇談會出席者氏名並に發言要旨を掲ぐれば左の如くである。

出席者氏名

人口問題研究會々長 侯爵 佐佐木行忠

厚生事務官 神谷秀夫

厚生省研究所人 口政策研究部長 館 稔

厚生省研究所研究官 本多龍雄

同 横田 年

同 上田正夫

